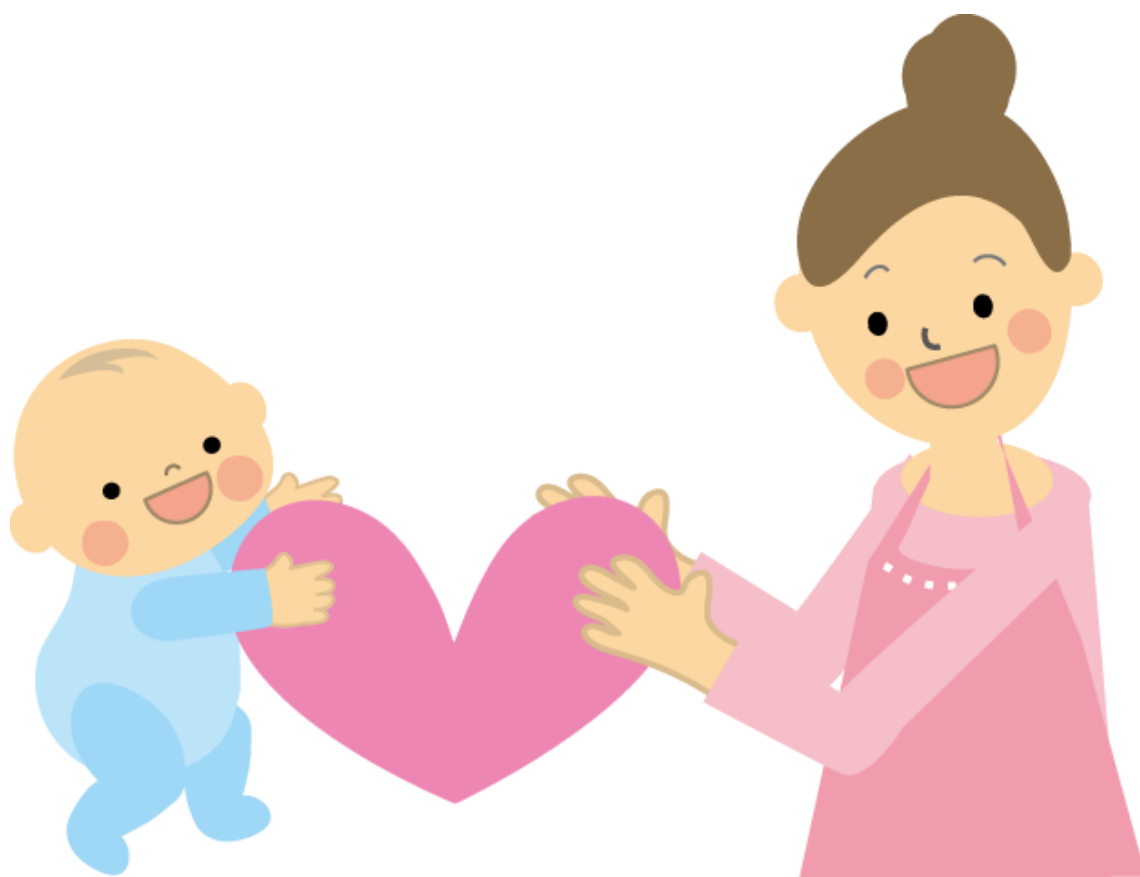


(案)

第 2 期
美幌町子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月

美 幌 町

はじめに

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力の低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、子どもと家庭を取り巻く環境は、核家族化や地域社会の変化に伴う「つながりの希薄化」、「女性の社会進出」や「働き方の変化」、さらには「景気動向」や「価値観の多様化」などから大きく変化しており、さまざまな社会的問題が起きています。

このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されたところです。

本町においては、平成16年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「美幌町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成16年度から26年度までを計画期間として、すべての子どもとその家族を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、「子ども・子育て関連3法」の一つである「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、子ども・子育て新制度により、子ども・子育て支援のニーズを反映した平成27年度から5年を1期とする「美幌町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進してきました。

その後、全国的に少子化が進むなか、国では待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施や幼児教育・保育の無償化など、子育て支援対策を加速化しており、地域社会が一体となって更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、本町では、第1期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期美幌町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定いたします。

おわりに、この計画の策定にあたりまして、ご審議いただきました「美幌町次世代育成支援推進協議会」の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました多くの町民の皆さまに深く感謝申し上げます。

令和2年3月

美幌町長 平野 浩 司

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ・期間	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の期間	2
(3) 他計画との調和	3
3 計画の策定体制	4
(1) ニーズ調査の実施	4
(2) 「美幌町次世代育成支援推進協議会」の開催	4
(3) 「美幌町子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会」の開催	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 本町の子ども・子育てを取り巻く環境	5
(1) 人口と世帯状況等	5
① 総人口と年少人口	5
② 年齢別就学前児童数の推移	6
③ 合計特殊出生率	7
④ 未婚率の推移	7
⑤ 就業率の推移	8
⑥ 世帯数と一世帯平均人員の推移	9
(2) 将来推計人口	9
① 将来人口推計の目的	9
② 将来人口推計の条件	9
③ 推計に使用した方法及び実績人口データ	9
(3) 幼稚園、保育園の園児及び小学校児童数	11
① 幼稚園	11
② 保育園（通年）	11
③ 保育所（季節・へき地）	12
④ 小学校	12
第3章 子ども・子育て支援事業計画	13
1 子ども・子育て支援制度の概要	13
(1) 制度の目的	13
(2) 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要	13
2 教育・保育提供区域の設定	14
(1) 教育・保育提供区域とは	14
(2) 美幌町における教育・保育提供区域の考え方	14

3	教育・保育施設の需要量及び確保方策	16
(1)	1号認定・2号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園・常設 公立保育園）	16
(2)	2号認定（3歳以上、特例保育・認可外保育施設）	16
(3)	3号認定（0歳児、認可外保育施設・認定こども園・地域型保育）	17
(4)	3号認定（1・2歳児、保育所・認定こども園・特例保育）	17
4	地域子ども・子育て支援事業の提供	18
(1)	利用者支援事業	18
(2)	地域子育て支援拠点事業	18
(3)	妊婦健診事業	19
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	19
(5)	養育支援訪問事業	19
(6)	子育て短期支援事業（ショートステイ）	20
(7)	子育て援助活動支援事業	20
(8)	一時預かり事業	21
(9)	時間外保育（延長保育）事業	22
(10)	病児・病後児保育事業	22
(11)	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	23
(12)	実費徴収に伴う補足給付事業	23
(13)	多様な主体の参入促進・能力活用事業	24
5	教育・保育の一体的提供の推進	24
(1)	認定こども園の普及に係る基本的考え方	24
(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必 要性等に係る基本的考え方及びその推進方策（より良い事業の 提供に係る基本的考え方と推進方策）	24
(3)	幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携	24
(4)	障がい児支援に係る施策との連携	25
(5)	教育・保育施設の今後の方向性	25
第4章	計画策定の基本的な考え方	26
1	計画の基本理念	26
2	基本的な視点	27
(1)	子どもの育ちの視点	27
(2)	親としての育ちの視点	27
(3)	地域での支え合いの視点	27
(4)	子育て環境の充実の視点	27
3	基本目標	28
(1)	地域における子育てへの支援	28
(2)	全ての子どもたちの育ちを支える環境の整備	28
(3)	仕事と子育ての両立の推進	28

4 計画の体系	29
第5章 計画の推進に向けて	30
1 計画の推進体制	30
(1) 庁内体制の整備	30
(2) 計画の進行管理	30
2 計画の点検・評価・改善	30
(1) 次世代育成支援推進協議会の開催.....	30
3 国の政策動向及び計画の見直し・追加検討について.....	31
(1) 子育て安心プラン	31
(2) 放課後児童クラブの受け皿拡大	31
(3) 幼児教育・保育の無償化	31
(4) 広域調整の促進による待機児童の解消	32
(5) 平成28年の児童福祉法改正による社会的養育に関する 抜本的な改正	32
資料編	33
【1】 アンケート調査報告書	34
【2】 美幌町次世代育成支援推進協議会設置条例（抜粋）.....	74
【3】 美幌町次世代育成支援推進協議会委員名簿	77
【4】 美幌町子ども・子育て支援事業計画の策定経緯	78

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われてしています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの成長と子育てを、社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、さらに平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、法に基づく新たな子ども・子育て支援制度が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、美幌町では幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、「美幌町次世代育成支援行動計画」を踏まえながら、平成27年度から31年度の5ヵ年を計画期間とした、「美幌町子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）を策定しました。

その後、全国的に少子化が進むなか、国では待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施や幼児教育・保育の無償化など、子育て支援対策を加速化しており、市町村や地域社会が一体となって更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、本町では第1期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期美幌町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ・期間

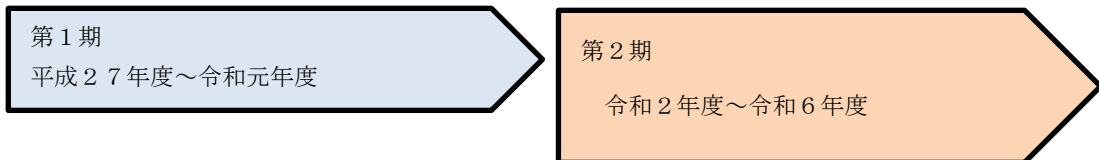
(1) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画として位置づけます。

さらに、これまで取組を進めてきた「第1期美幌町子ども・子育て支援事業計画」における個々の施策を踏まえつつ、本町における子ども・子育て支援事業を総合的に推進してまいります。

子ども・子育て支援事業計画の基本的な方向性

美幌町子ども・子育て支援事業計画



(2) 計画の期間

子ども・子育て支援法では、自治体は令和2年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

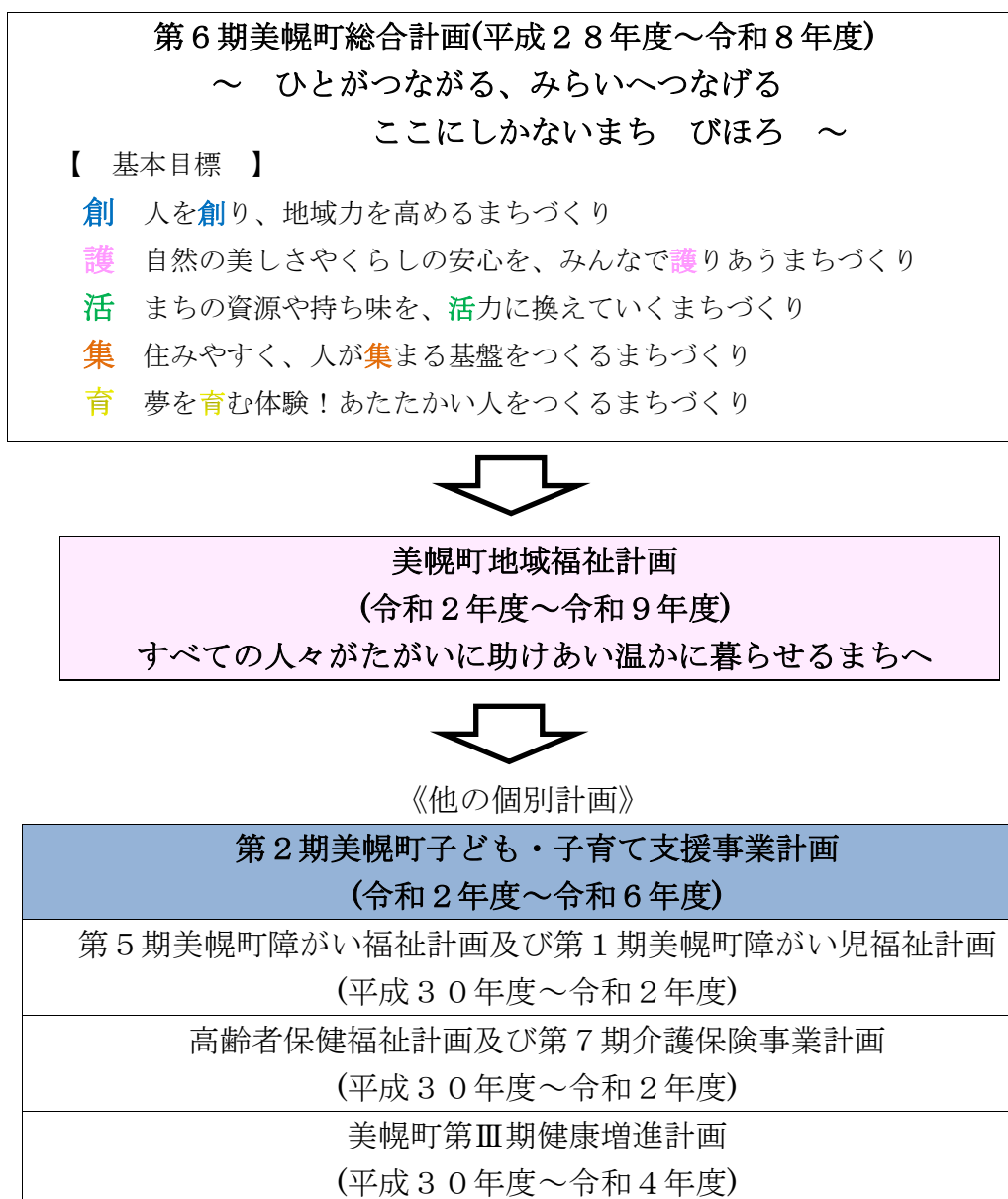
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
美幌町子ども・子育て支援事業計画									
					第2期 美幌町子ども・子育て支援事業計画				

(3) 他計画との調和

美幌町では、最上位計画である「第6期美幌町総合計画」において、まちづくりの目標のひとつとして「自然の美しさや暮らしの安心を、みんなで護りあうまちづくり」を掲げています。

本計画は、その実現を図るための福祉分野における個別計画のひとつとして位置づけられるとともに、「美幌町地域福祉計画」やその他の個別計画と調和した計画として、策定するものです。

【他の計画との計画の位置づけ】



3 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、国の基本指針に基づき「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

① 調査対象

小学校就学前子どもの保護者及び小学生就学している子どもの保護者

② 調査期間及び方法

平成31年1月7日から1月25日配布、回収とも郵送により実施

③ 回収状況

調査票の種類	配布数	回収数	回収率
未就学児の保護者用	594票	279票	47.0%
小学生の保護者用	300票	123票	41.0%
合計	894票	402票	45.0%

(2) 「美幌町次世代育成支援推進協議会」の開催

子ども・子育て支援法で市町村に設置が求められる審議会その他の合議制の機関です。

本計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、子育て関係者、福祉・医療又は教育等関係者で構成する「美幌町次世代育成支援推進協議会」を設置し、計画内容について協議しました。

(3) 「美幌町子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会」の開催

子ども・子育て支援法による美幌町子ども・子育て支援事業計画を策定及び推進にあたり、この計画に位置づけされる各種施策が、さまざまな分野に及ぶことから、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、「美幌町子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会」を設置し、計画内容について協議しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

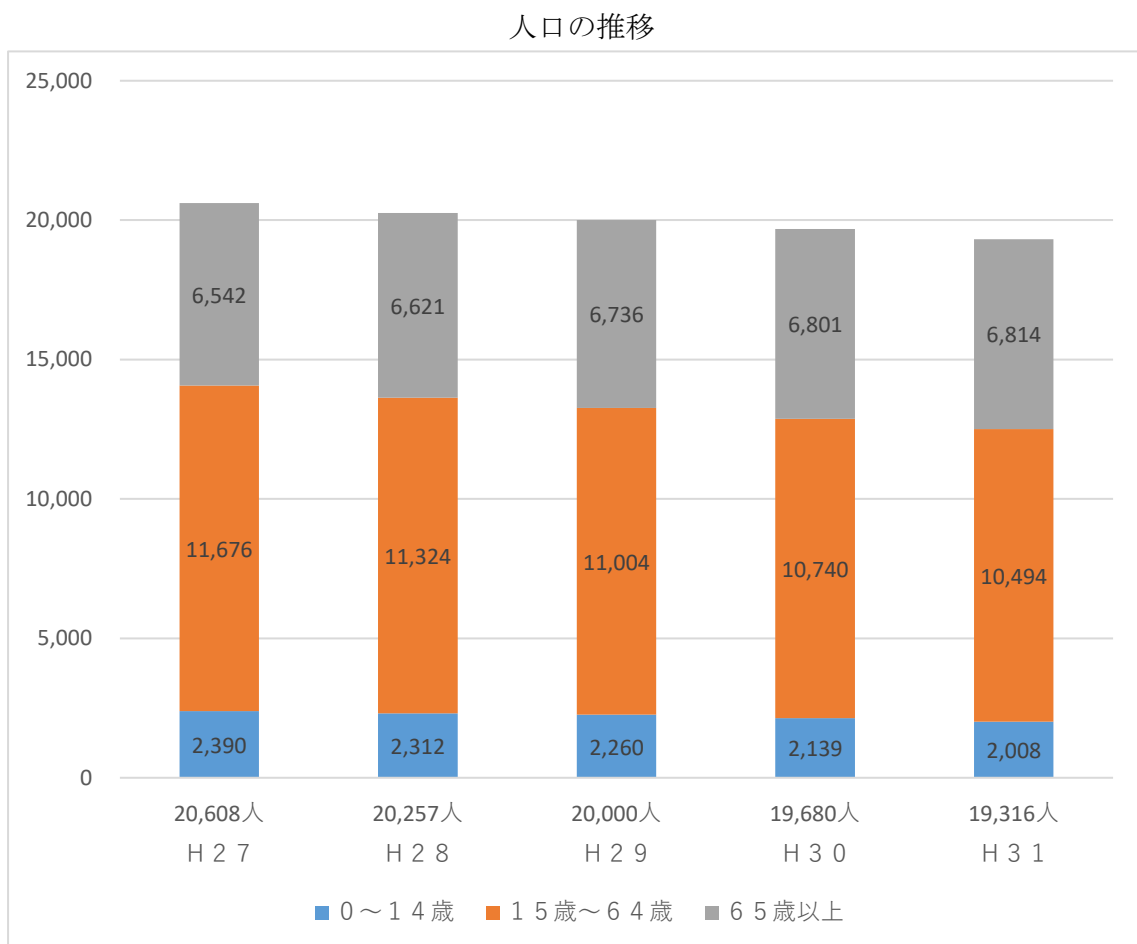
1 本町の子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 人口と世帯状況等

① 総人口と年少人口

総人口は、年々減少をしており、平成31年は19,316人です。

そのうち、0～14歳の年少人口は2,008人で人口の約10%を占めています。総人口の減少率より年少人口の減少率が上回っている状況で少子化は進んでいます。

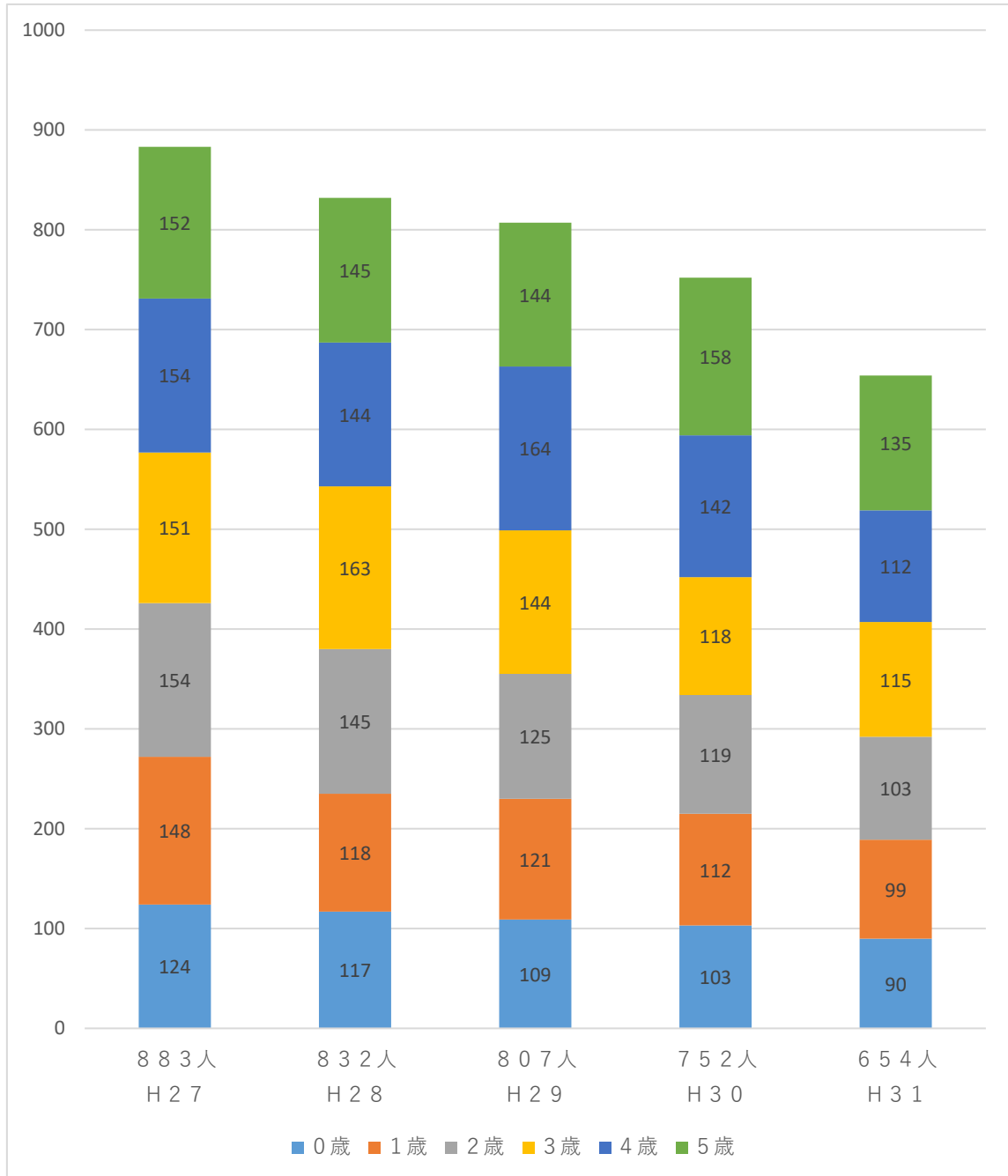


資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

② 年齢別就学前児童数の推移

就学前児童数は、年々減少をしており、平成31年は654人で前年を若干下回った。

年齢別就学前児童数の推移

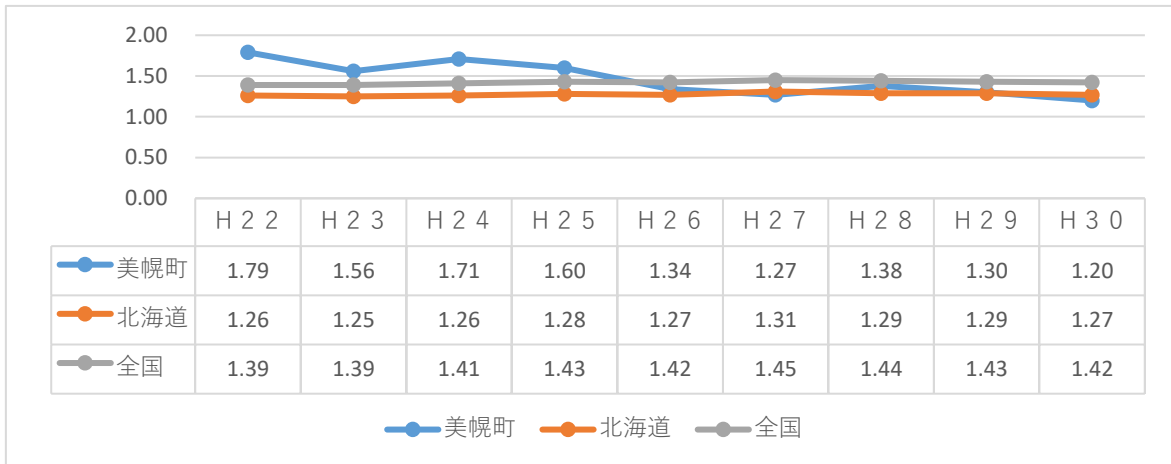


資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

③ 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、一人の女性が母親となりうる年齢(15～49歳)を経過する間に産むと考えられる子どもの数を表すものですが、本町は、全国や全道と比較すると高い水準で推移してきましたが、平成26年度以降は全国平均を下回ってきています。

合計特殊出生率

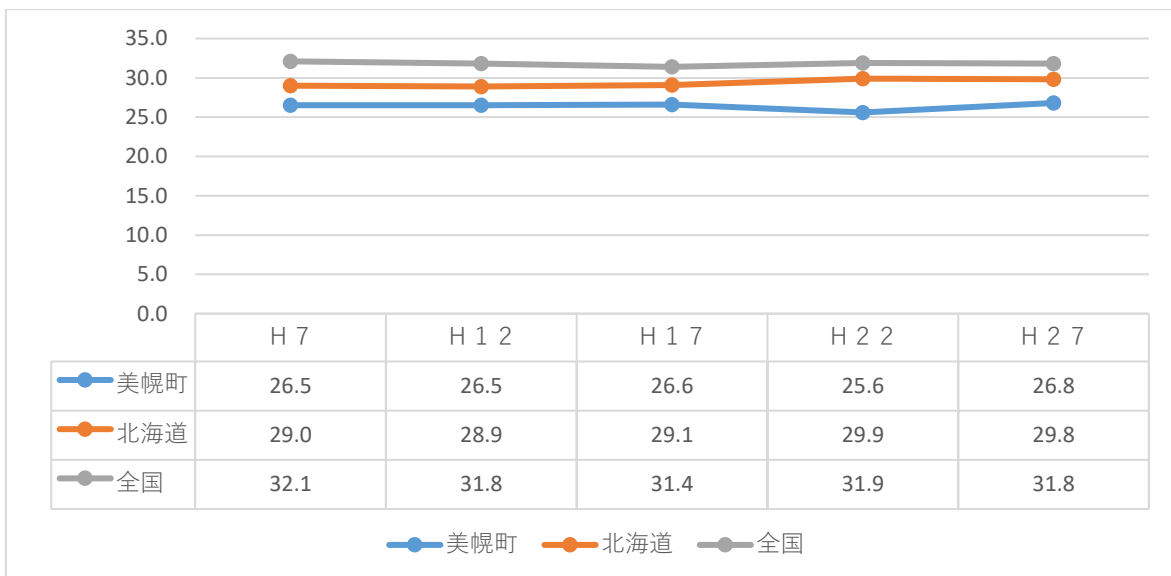


資料：美幌町保健活動計画

④ 未婚率の推移

男性の未婚率の推移は、全国、北海道とも横ばい傾向ではありますが、本町は若干の増加傾向となっています。

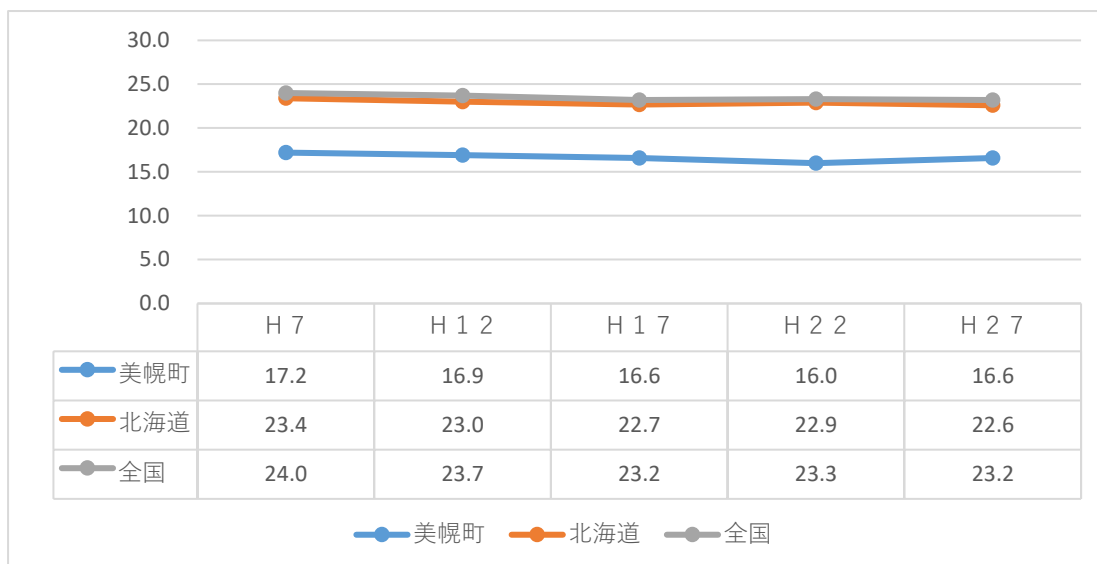
未婚率の推移(男性)



資料：国勢調査

女性の未婚率の推移は、全国、北海道とも横ばいとなっています。
本町は、若干の増加傾向となっています。

未婚率の推移(女性)

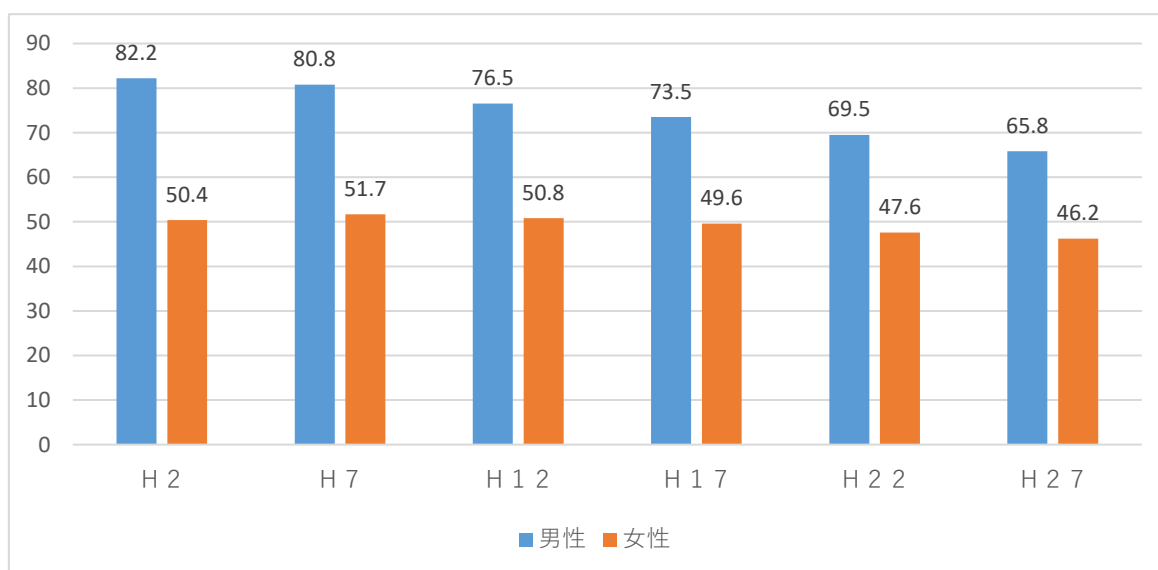


資料：国勢調査

⑤ 就業率の推移

15歳以上の就業率の推移は、男性は減少傾向となっており、女性は横ばいとなっています。

就業率の推移(男女別)



資料：美幌町統計書

⑥ 世帯数と一世帯平均人員の推移

世帯数は増加傾向でしたが、最近は減少しています。一世帯平均人員は、減少傾向となっています。

世帯数と一世帯平均人員

(単位：人)

区分	H2	H7	H12	H17	H22	H27
世帯数	8,280	8,499	8,760	8,883	8,725	8,626
平均世帯人員数	3.1	2.9	2.7	2.6	2.5	2.4

資料：各年 10 月 1 日現在、国勢調査

(2) 将来推計人口

① 将来人口推計の目的

子ども・子育て支援事業計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とし、計画に盛り込む施策、事業を検討するうえで、児童数に基づいて推計ニーズ量を算出するため、この期間中における将来人口の推計を行います。

② 将来人口推計の条件

推計期間は計画期間である令和 2 年度から令和 6 年度までとし、また、就学前児童を対象とした計画であることから、学齢は 4 月 1 日を基準としました。

③ 推計に使用した方法及び実績人口データ

人口推計は、コーホート変化率法を用いて算出しています。このコーホート変化率法とは、人口推計で最も一般的に用いられる手法で、性別・年齢別の住民基本台帳のデータを基に過去の変化率を算出し、その変化状況が将来とも続くと想定して行うものです。

また、0 歳人口の推計は、コーホート変化率法で推計はできないため、母親となりうる年齢階級(15～49 歳)の人口と出生率から推計しました。

コーホート変化率法による人口推計

児童年齢	実績(人)	推計(人)				
	H 3 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
0歳児	90	103	103	100	100	98
1歳児	99	90	103	103	100	100
2歳児	103	99	90	103	103	100
3歳児	115	103	99	90	103	103
4歳児	112	115	103	99	90	103
5歳児	135	112	115	103	99	90
0～5歳児	654	622	613	598	595	594

児童年齢	実績(人)	推計(人)				
	H 3 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
6歳児	147	135	112	115	103	99
7歳児	145	147	135	112	115	103
8歳児	147	145	147	135	112	115
9歳児	145	147	145	147	135	112
10歳児	153	145	147	145	147	135
11歳児	124	153	145	147	145	147
6～11歳児	861	872	831	801	757	711
0～11歳児	1,515	1,494	1,444	1,399	1,352	1,305

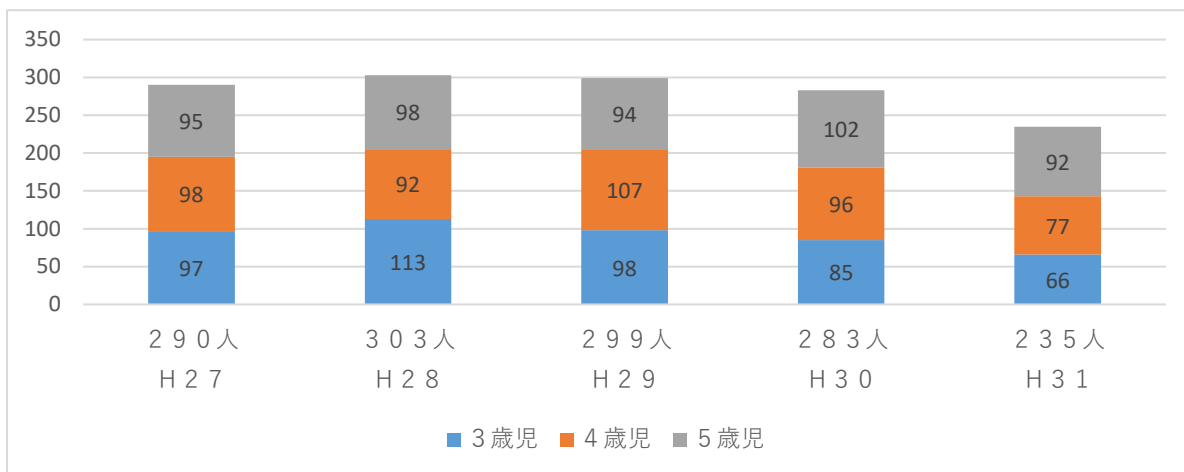
全 体	19,316	19,210	19,110	18,740	19,010	18,910
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------

(3) 幼稚園、保育園の園児及び小学校児童数

① 幼稚園

本町には、私立幼稚園が2園あります。在園児童数は平成28年以降若干の減少傾向でしたが、平成31年は235人まで減少しました。

幼稚園在園児童数の推移

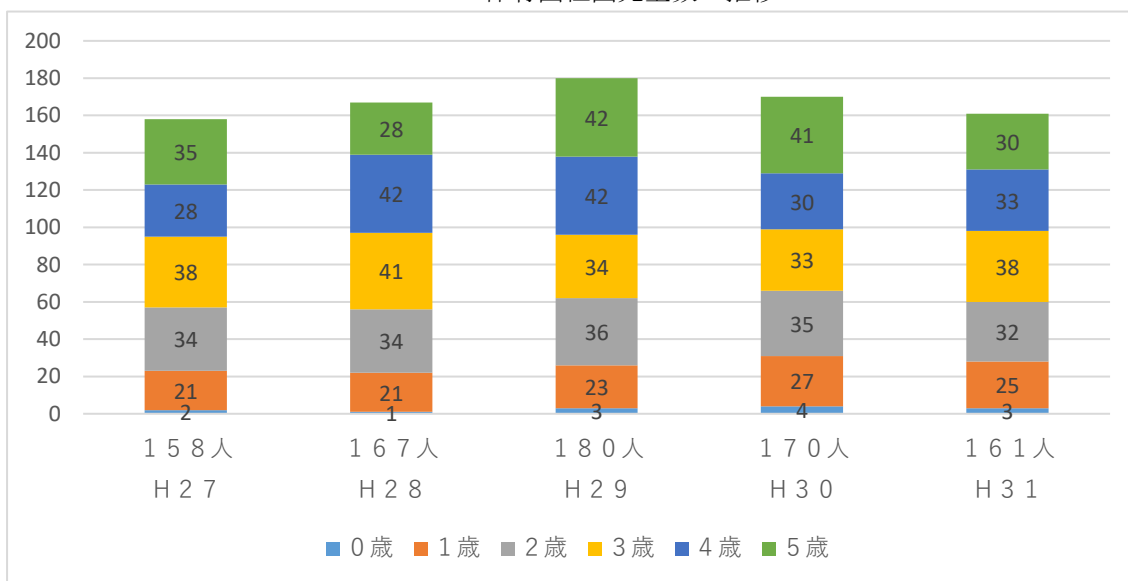


資料：各年5月1日現在、教育委員会

② 保育園(通年)

本町には、公立の認可保育園2園、民間の認可外保育園1園があります。その年によって児童数が上下しています。

保育園在園児童数の推移

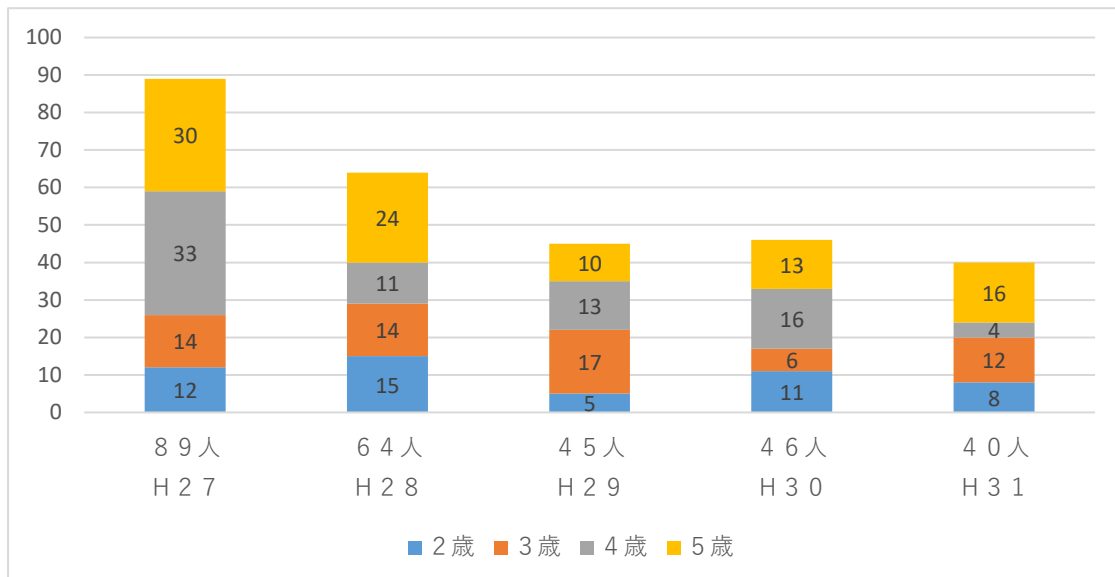


資料：各年4月1日現在、児童支援G

③ 保育所(季節・へき地)

本町には、公立のへき地(認可外)保育所3カ所があります。
児童数は年々減少しています。

保育所(季節・へき地)在園児童数の推移

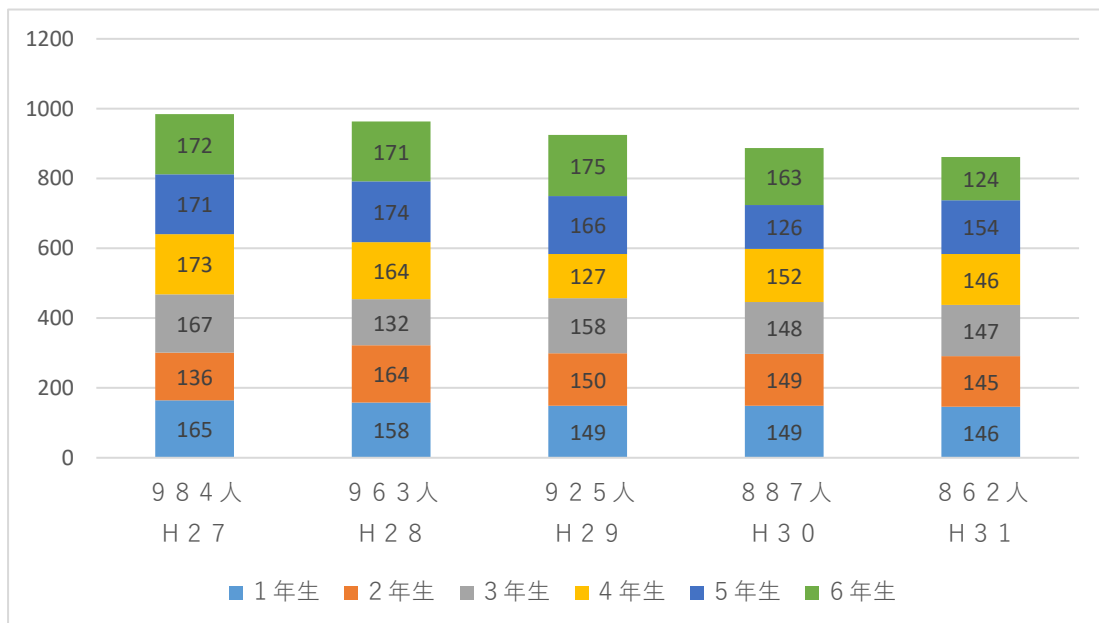


資料：各年4月1日現在、児童支援G

④ 小学校

本町には、小学校が3校あります。児童数は年々減少しています。

小学校児童数の推移



資料：各年5月1日現在、教育委員会

第3章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 制度の目的

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づく新たな制度であり、平成27年度（平成27年4月）から施行されています。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正）



平成27年4月 施行（制度スタート）

(2) 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

① 子ども・子育て支援給付

種 類	対象事業
(ア) 施設型給付（※1）	幼稚園、保育所（園）、認定こども園
(イ) 地域型保育給付（※1）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ) 特例地域型保育給付（※2）	へき地保育所
(エ) 児童手当（※3）	—

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし（学校教育）	幼稚園
2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	保育所（園）、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育認定）	保育所（園）、認定こども園、地域型保育

② 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

1) 利用者支援事業	8) 一時預かり事業
2) 地域子育て支援拠点事業	9) 時間外保育（延長保育）事業
3) 妊婦健診事業	10) 病児・病後児保育事業
4) 乳児家庭全戸訪問事業	11) 放課後児童健全育成事業 （学童クラブ）
5) 養育支援訪問事業	12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
6) 子育て短期支援事業	13) 多様な主体が本制度に参入すること を促進するための事業
7) 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	

2 教育・保育提供区域の設定

○「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

○教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

(2) 美幌町における教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法の基本指針において、町は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっており、設定した区域が、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

本町において、今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、提供区域内においてサービス不足が生じた場合です。

その場合、支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域がサービス過多の場合でも申請のある区域には新たに認可することになり、その結果アンバランスな施策配置になる可能性があります。

その他、新たな保育所（園）、幼稚園等の設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可により、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などをできる限り回避する提供区域の設定が必要です。

こうしたことから、それぞれの区域特性、長所短所、上記の観点も踏まえ、基本となる提供区域は、「町全域」とします。

3 教育・保育施設の需要量及び確保方策

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、確保の方策及び実施時期を次のとおり設定します。

(1) 1号認定・2号認定 (3歳以上、幼稚園・認定こども園・常設公立保育園)

【見込み量の考え方】

(1号認定)

- 保育の必要がない家庭の3～5歳で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

(2号認定で幼稚園利用希望が強い)

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	348人	345人	345人	345人	345人
1号認定	235人	187人	187人	187人	187人
2号認定 幼児期の学校教育の利用 希望が強い	113人	158人	158人	158人	158人
確保の内容					
特定教育・保育施設	297人	280人	259人	253人	255人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 2号認定 (3歳以上、特例保育・認可外保育施設)

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3～5歳で、現在幼稚園を利用していない人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	80人	80人	80人	80人	80人
確保の内容					
特例保育	13人	14人	11人	12人	12人
認可外保育施設	34人	39人	39人	37人	31人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 3号認定
(0歳児、認可外保育施設・認定こども園・地域型保育)

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳で、保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	16人	22人	22人	22人	22人
確保の内容					
特定教育・保育施設	6人	12人	12人	12人	12人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	10人	10人	10人	10人	10人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 3号認定（1・2歳児、保育所・認定こども園・特例保育）

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の1・2歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	83人	115人	115人	114人	114人
確保の内容					
特定教育・保育施設	52人	90人	90人	90人	90人
特例保育	4人	4人	4人	4人	4人
認可外保育施設	27人	21人	20人	20人	20人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

4 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保の方策】

- 令和2年度に「子育て世代包括支援センター」を設置予定であり、子育て支援センターと連携し、引き続き同様の事業を実施しながら現状の情報提供・相談体制を継続していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0～2歳で、「地域子育て支援センター」を利用している、もしくは今後利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出された値に、利用したい平均日数(月当たり日数×12月)を乗じて算出した年間のべ人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】(年間のべ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	330人回	330人回	330人回	330人回	330人回
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※単位及び方策を見直しに伴う国への調査報告に合わせました。

(人回：1か月当たり、方策：か所)

(3) 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- これまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	110人	110人	110人	110人	110人
確保の内容	110人	110人	110人	110人	110人

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 推計児童数（0歳）を基準にこれまでの実績を基に事業量を推定とします。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	110人	110人	110人	110人	110人
確保の内容	110人	110人	110人	110人	110人

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- これまでの実績から訪問率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20人	20人	20人	20人	20人
確保の内容	20人	20人	20人	20人	20人

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の 0～5 歳で、泊りがけで子どもを預けなければならなかった経験があり、「子育て短期支援事業(ショートステイ)」を利用したことがある人、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】（年間のべ人数）

- 現在実施をしておらず、ニーズも少ないことから、今後の要望や状況に応じて検討します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
確保の内容	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(7) 子育て援助活動支援事業

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の5歳で、小学校就学後、放課後の時間に「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」を利用したいと回答した人の割合を、推計児童数（小学生）に乗じて算出します。

【確保の方策】（年間のべ人数）

- アンケートによる事業ニーズはありませんが、就学前では一時預かり及び病児病後児保育でのニーズが見受けられたため、今後の状況に応じて実施を検討していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（就学後）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
確保の内容	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(8) 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援センターその他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児対象型

【見込み量の考え方】

(1号認定による不定期利用)

- 1号認定に該当する人で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

(2号認定による定期利用)

- 2号認定に該当する人で、現在幼稚園を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】（年間のべ人数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
	2号認定	13,500人	13,500人	13,500人	13,500人	13,500人
	認定全員	15,000人日	15,000人日	15,000人日	15,000人日	15,000人日
確保の内容						
	特定教育・保育施設	15,000人日	15,000人日	15,000人日	15,000人日	15,000人日
	認可外保育施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
過不足		0人	0人	0人	0人	0人

② 在園児対象型以外

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0～5歳で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用したい平均日数を乗じて算出した値から、1号認定による不定期利用分を除いて算出した年間のべ人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】（年間のべ人数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		520人日	520人日	520人日	520人日	520人日
確保の内容						
	確保の方策	520人日	520人日	520人日	520人日	520人日
	施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
過不足		0人	0人	0人	0人	0人

(9) 時間外保育（延長保育）事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所（園）等において保育を実施する事業です。（延長保育・休日保育等）

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の 0～5 歳で、認可保育所（園）等を 18 時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	40人	40人	40人	40人	40人
確保の内容					
確保の方策	40人	40人	40人	40人	40人
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。ニーズが少なく施設整備をしても稼働率が低くなることが想定されるため、今後の要望や状況に応じて、近隣自治体への委託を含めて検討していきます。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の 0～5 歳で、子どもが病気やケガで幼稚園・保育所（園）等が利用できなかったことがあり、「父親」もしくは「母親」が休んで対応した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育を利用した」、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）を利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用した平均日数を乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】（年間のべ人数）

- 現在実施をしておらず、ニーズも少ないことから、今後の要望や状況に応じて関係機関や近隣自治体への委託を含めて検討します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保の内容					
確保の方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
施設数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

平成27年度からの新制度移行に伴い国の基準としては、小学校6年生までを対象としますが、本町においては現在小学校3年生まで対象となっていますので、今後対象児童の拡充に向け検討していきます。

【見込み量の考え方】

- 低学年、高学年で、今後、放課後に過ごさせたい場所として「学童クラブ（放課後児童クラブ）」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】（年間登録人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【低学年】量の見込み	150人	150人	150人	150人	150人
確保の内容	150人	150人	150人	150人	150人
【高学年】量の見込み	30人	30人	30人	30人	30人
確保の内容	30人	30人	30人	30人	30人
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(12) 実費徴収に伴う補足給付事業

生活保護世帯などの低所得で生計が困難である者の子どもが特定教育・保育等の提供を受けた場合、当該支給認定保護者が特定教育・保育施設に支払う日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等の一部を助成する事業です。

今後は、国の動向や保護者・園児の状況をふまえながら検討していきます。

(13) 多様な主体の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後は、事業者からの申請状況等を勘案しながら必要に応じて対応していきます。

5 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で学校及び児童福祉施設として1つの認可の仕組みとされました。

私立幼稚園2園のうち1園は、平成31年度から幼保連携型認定こども園へ移行しました。また、もう1園は幼稚園のままで平成30年度に新制度での幼稚園に移行しており、令和3年度に向けて幼稚園から認定こども園への移行について、施設並びに運営事業者の意向を尊重することとします。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策（より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策）

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所（園）、認定こども園）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

(3) 幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携

町内の幼稚園、保育所（園）、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

(4) 障がい児支援に係る施策との連携

子ども・子育て支援の体制整備に当たっては、児童福祉法等に基づく障がい児支援施策との緊密な連携を図ります。

また、早期の支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、障がい児支援担当部局との連携体制を確保するように努めます。

(5) 教育・保育施設の今後の方向性

町内の教育・保育施設等の方向性については、今後の児童数の推移が減少傾向にあることから、町内にある幼稚園2園の存続を前提として美幌・東陽保育園の統合、へき地保育所の老朽化及び児童数減少に伴う再編、休所、閉所などを検討する必要があると考えられます。

各施設の定員数

	大谷幼稚園	藤幼稚園	美幌 保育園	東陽 保育園	季節 保育所	へき地 保育所	ひまわり 保育園	計
現状	105	140	60	60	100	150	60	675



	大谷幼稚園	藤幼稚園	美幌 保育園	東陽 保育園	季節 保育所	へき地 保育所	ひまわり 保育園	計
将来像	132	170	120		/	/	60	482

※平成31年度から藤幼稚園の2号・3号定員が30人増。

令和2年度からへき地保育所（福住保育所・田中保育所）が児童数減少のため休所。

令和3年度、大谷幼稚園が認定こども園へ移行予定であり、2号・3号の増員見込み。

第4章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもは、将来の美幌町を担う大切な宝であり、子どもの幸せは社会全体の願いです。

子ども・子育て支援法が法の目標に掲げる「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことは、本町の政策を考える上で不変的なテーマであり、時代にあった子育て家庭の要請に応え、本町に相応しい子育て施策を展開することは、少子化に歯止めをかけ、より一層飛躍するための最重要事項の一つであります。

先に策定した次世代育成支援行動計画では、子育ての基本は家庭であります。子どもを心身ともに健やかに育むためには、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割を担いながら、「地域の子どもは地域で育てる」ことを念頭に「温かく」かつ「積極的」に見守っていくとの共通認識のもと、子育てが楽しい町づくり、子どもを育てたいと思える美幌町の実現を目指す考えを示しました。本計画ではこの考えを継承し、次世代育成支援行動計画の基本メッセージを基本理念として定めます。

子どもと、親と、地域が育つ…子育てが楽しい町づくり!

★★★ この町で、子どもを育てたい! ★★★

2 基本的な視点

(1) 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家庭の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、乳幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長が保障されるような取り組みを進めます。

(2) 親としての育ちの視点

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのため、親としての自覚と責任を高め、心豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

(3) 地域での支え合いの視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

子どもの成長にとってより良い環境づくりのためには、地域全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要であり、地域ぐるみで子育て支援を進めます。

(4) 子育て環境の充実の視点

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、乳幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、「児童の権利に関する条約」に謳われているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、広く「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取り組みを進めます。

3 基本目標

(1) 地域における子育てへの支援

子どもが、成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。この役割を果たすことができるよう、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流を図り家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場を設けることや父親の育児参加の促進など、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境整備を推進します。

(2) 全ての子どもの育ちを支える環境の整備

障がいのある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、すべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てを通じた地域のつながりを支援しながら、家庭や学校及び地域全体で子育てに取り組めます。

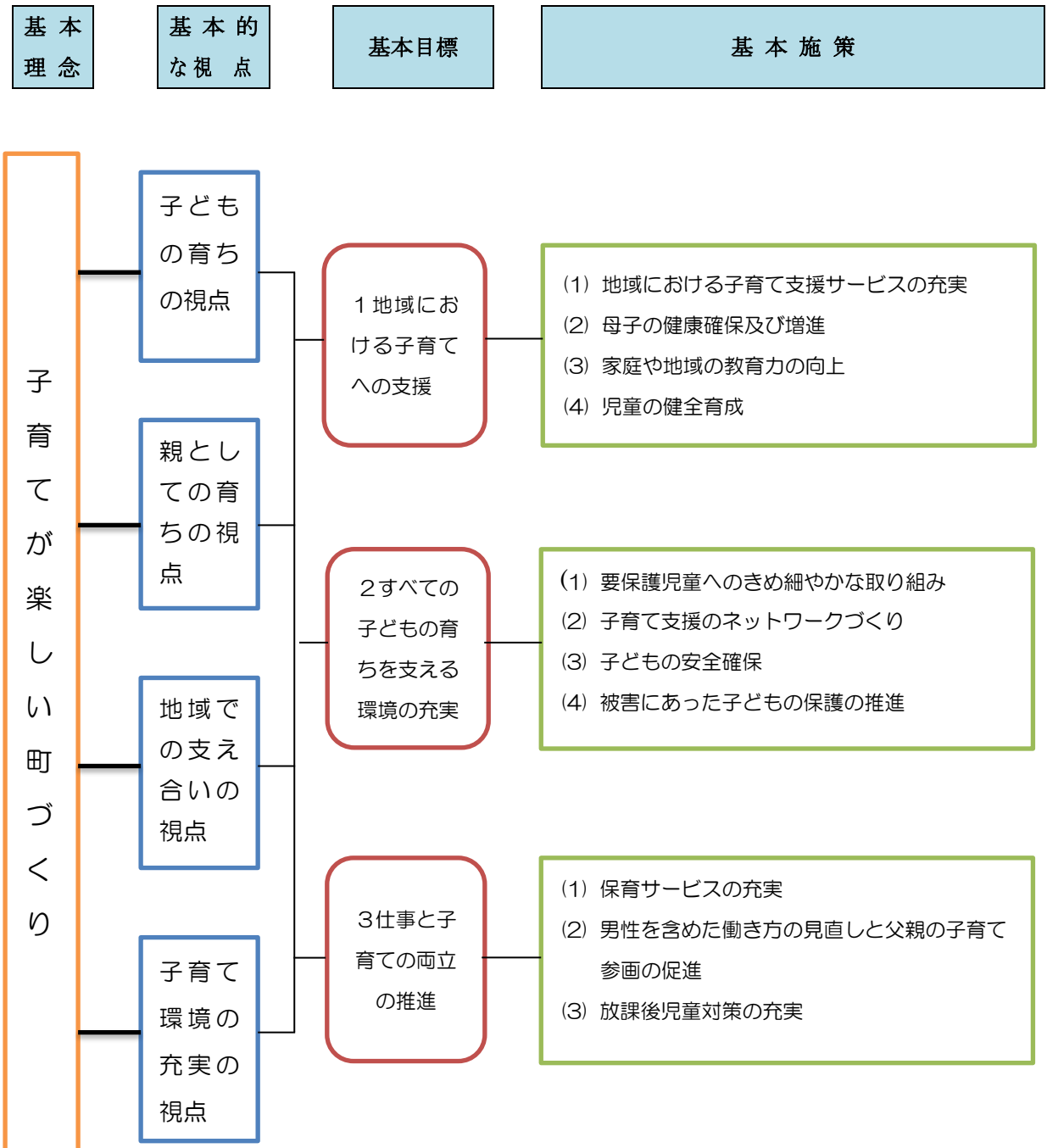
(3) 仕事と子育ての両立の推進

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加とともに非正規雇用労働者割合も増えています。このような状況に対応するため、子育てと仕事を両立することができる環境整備が重要です。

働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

4 計画の体系

計画の体系は次のとおりとします。



第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画を実現していくためには、町の関係部局や関係機関の連携、家庭や地域、企業などの理解と協力、また、住民と行政の相互理解と適切な役割分担が必要です。このため、次のとおり計画の推進体制を整備し、子育て支援施策の充実と子どもの成長・発達に配慮するとともに、子どもの利益にも配慮しながら、計画に掲げた事業を推進します。

(1) 庁内体制の整備

子ども・子育て支援事業計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、産業経済など広範囲にわたっていることから、様々な部局と連携し、全庁的に施策を推進していきます。

(2) 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進行状況について、定期的に調査・把握し、達成状況を確認する必要があります。

そのため、各年度において実施状況を把握、点検し計画の着実な推進を目指します。

2 計画の点検・評価・改善

(1) 次世代育成支援推進協議会の開催

本計画の策定後も、子育て中の保護者や学識経験者、児童福祉の関係機関等の代表者で構成する次世代育成支援推進協議会を開催し、様々な視点からの意見を求めるとともに、計画の進捗状況の点検や評価、社会経済情勢の変化に応じた事業内容の改善などを行い、その内容についても町のホームページなどを活用して広く住民に公表していきます。

3 国の政策動向及び計画の見直し・追加検討について

子ども・子育て支援事業計画（第2期）においては、第1期策定時の考え方を前提とし、近年の国の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。国による主な政策動向としては、以下のような内容があり、本計画においても見直し・追加検討を行っております。

(1) 子育て安心プラン

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成29年6月に策定され、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を令和2年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成30年3月30日告示・4月1日施行）の改正が行われました。

本町においても、私立幼稚園（認定こども園）や民間保育園と、より一層の連携を図りながら待機児童が生じないように努めてまいります。

(2) 放課後児童クラブの受け皿拡大

「新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日策定）」により、放課後児童クラブについて、令和元年度末までに25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度末までに計約30万人分の受け皿を整備することとされました。

また、全ての小学校区で、放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的にまたは連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施すること、新規開設する教室については約80%を小学校内で実施することが求められています。

本町においても、小学校の空き教室などを活用した受け皿（学年）拡大に向けた検討を進めてまいります。

(3) 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化については、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針について2017（骨太の方針2017）」（平成29年6月9日閣議決定）において「財源を確保しながら段階的無償化を進める」とされました。

その後、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」にて、具体的内容が示され、幼児教育・保育を無償化するための改正、子ども・子育て支援法が令和元年5月10日に成立したことにより、令和元年10月から、3歳から5歳までのすべての子ども及び、0歳から2歳までの住民非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育園・認定こども園等の費用の無償化を全面実施されました。

幼児教育・保育の無償化は実施され、利用料については無償化となりましたが、副食費（給食費）については無償化の対象外となっております。

本町においては、無償化の対象外となっている副食費（給食費）についても助成を行い、更なる子育て環境の充実に努めます。

(4) 広域調整の促進による待機児童の解消

「子ども・子育て支援法一部改正（平成30年4月1日施行）」により、保育の広域利用を可能とし、都道府県に対して、広域での待機児童の解消に努めることが求められています。市区町村間で利用者を広域調整するため、都道府県が協議会を設置できると規定されており、協議会には関係する市区町村や保育事業者が参加し、都道府県がまとめ役となり、一部の市区町村が不利にならないように配慮しながら広域での待機児童解消をめざすとされています。

本町では、今後も近隣自治体等と連携を図りながら広域調整を促進し、待機児童の解消に努めます。

(5) 平成28年の児童福祉法改正による社会的養育に関する

抜本的な改正

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるとされています。

本町においても、美幌町要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関等との一層の連携を図り、児童虐待対策の強化を図ります。

また、子育て世代包括支援センターの設置により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行ってまいります。

資 料 編

【1】アンケート調査報告書

美 幌 町

「第二期 子ども・子育て支援事業計画」策定の
ためのアンケート調査報告書

令和元年11月

美幌町

1 調査の目的

美幌町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前の子ども及び小学校就学している子どもの保護者を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査票の種類	対象者	配付数
未就学児の保護者用	町内在住の就学前の子どもの保護者 (平成30年4月1日現在)	594名
小学生の保護者用	町内在住の小学生の保護者 (平成30年4月1日現在)	300名

2 調査の方法

調査は、配付・回収とも郵送により実施しました。

3 調査期間

平成31年1月7日から平成31年1月25日までとして実施しました。

※1月25日以降に届いた分は可能な限り集計に含めることとしました。

4 回収数と回収率

調査の種類	配付数	回収数	回収率
未就学児の保護者用	594名	279名	47.0%
小学生の保護者用	300名	123名	41.0%
合計	894名	402名	45.0%

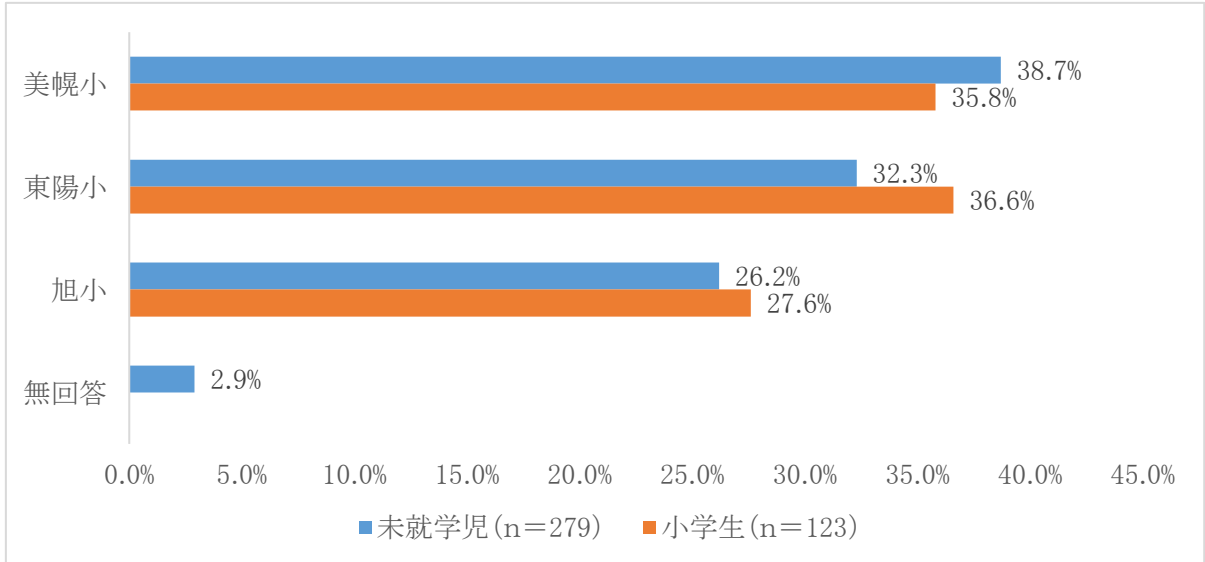
5 集計結果の概要

集計結果の概要については、次ページ以降のとおりです。なお、留意点は以下のとおりです。

- ① 比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。
従って、合計が100%を上下する場合があります。
- ② 基数となるべき実数は、「n=〇〇〇」として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。
- ③ 問い番号の隣の(問〇)は、小学生用調査票の問い番号を示します。
- ④ 【複数回答】とある問いは、1人の回答者が2つ以上の回答をしても良い問いであるため、従って各回答の合計比率は100%を超える場合があります。
- ⑤ 文中、図表中の選択肢の文言は作図等の都合により一部簡略化しています。
- ⑥ 問いの中には「～に〇を付けた方にうかがいます。」など、いろいろな制限を設けている問いもあり、回答者が少なく、有意性の低いものも含まれます。

お住まいの地域について【共通】

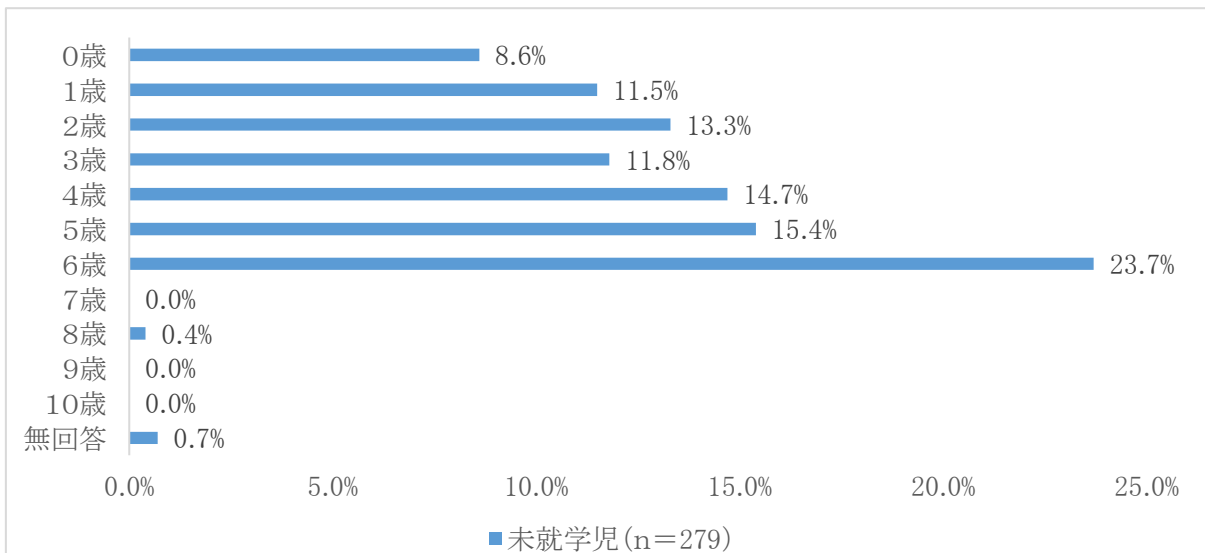
問1 あなたがお住まいの地区を小学校区でお答えください。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。



未就学児は、「美幌小」がもっとも多く、次いで「東陽小」、「旭小」の順になっています。
小学生は、「東陽小」と「美幌小」がほぼ同じで、次いで「旭小」の順になっています。

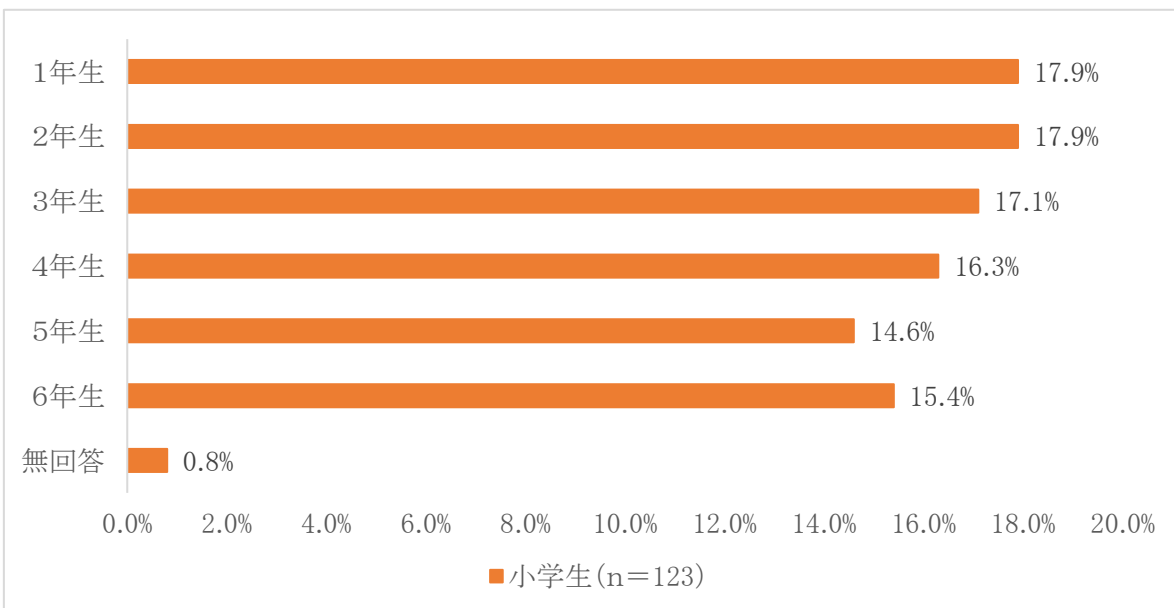
お子さんご家族の状況について【共通】

問2 宛名のお子さんの生年月をご記入ください。



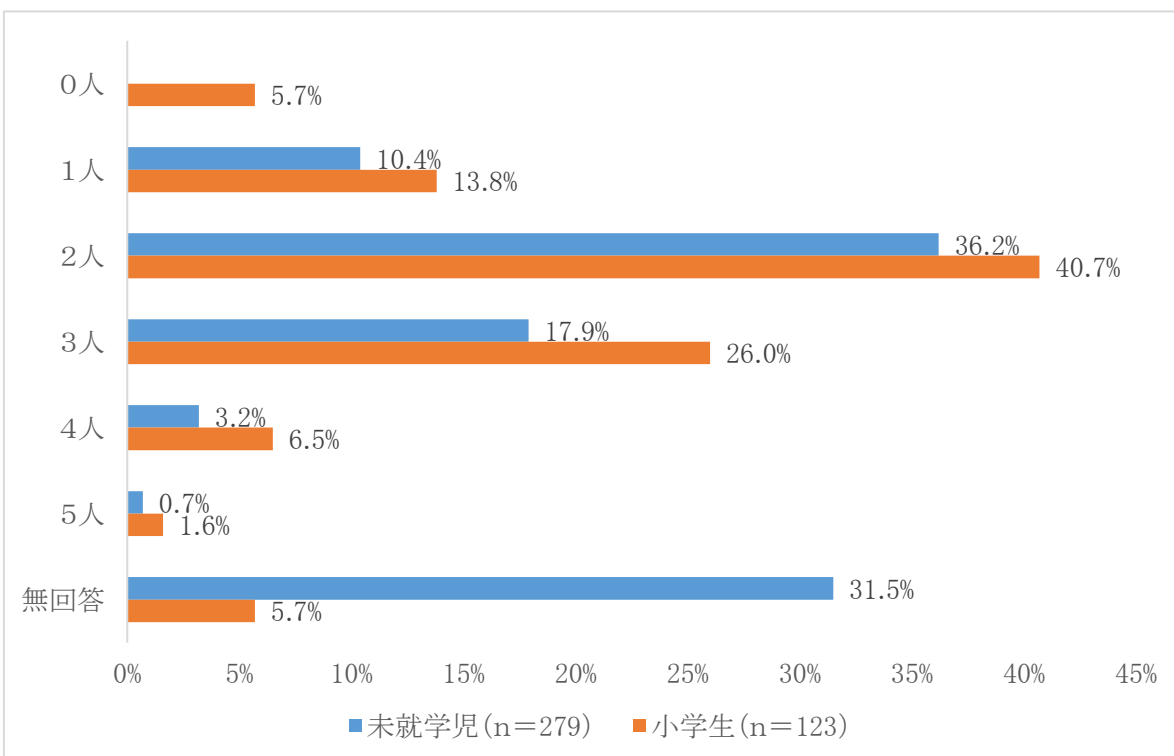
未就学児は、「6歳」がもっとも多く、次いで「5歳」、「4歳」と年齢順となっていますが、「1歳と3歳」を比べてみると「2歳」が若干多くなっています。

(問2) 宛名のお子さんの学年をご記入ください。



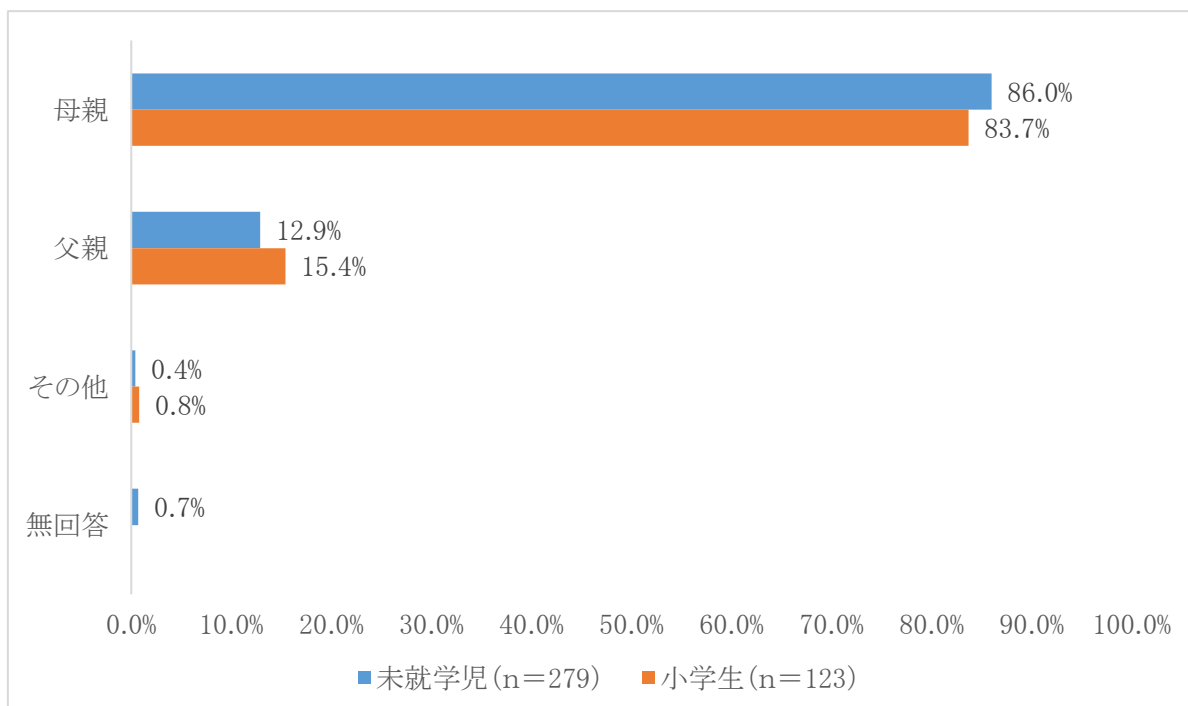
小学生は、「1年生から3年生」がほぼ同じに多く、次いで「4年生」、「6年生」、「5年生」の順になっています。

問3(問3) 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。



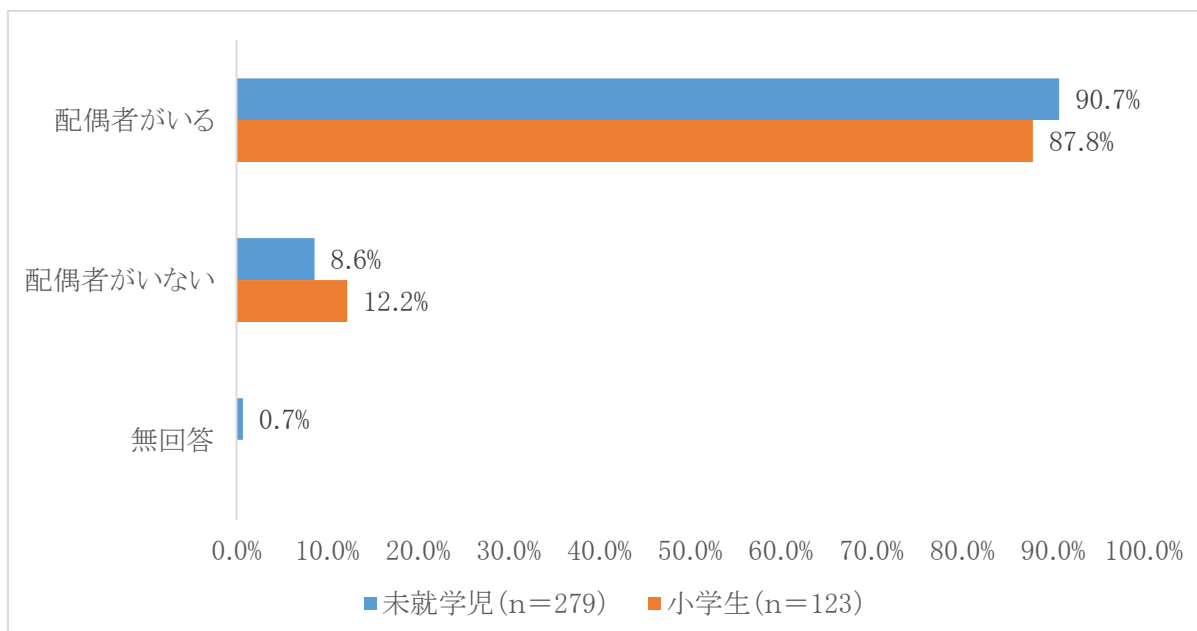
未就学児は、「2人」が最も多く、次いで「3人」、「1人」の順になっています。
小学生は、「2人」が最も多く、次いで「3人」、「1人」の順になっています。

問4(問4) この調査票にご回答いただく方はどなたですか。



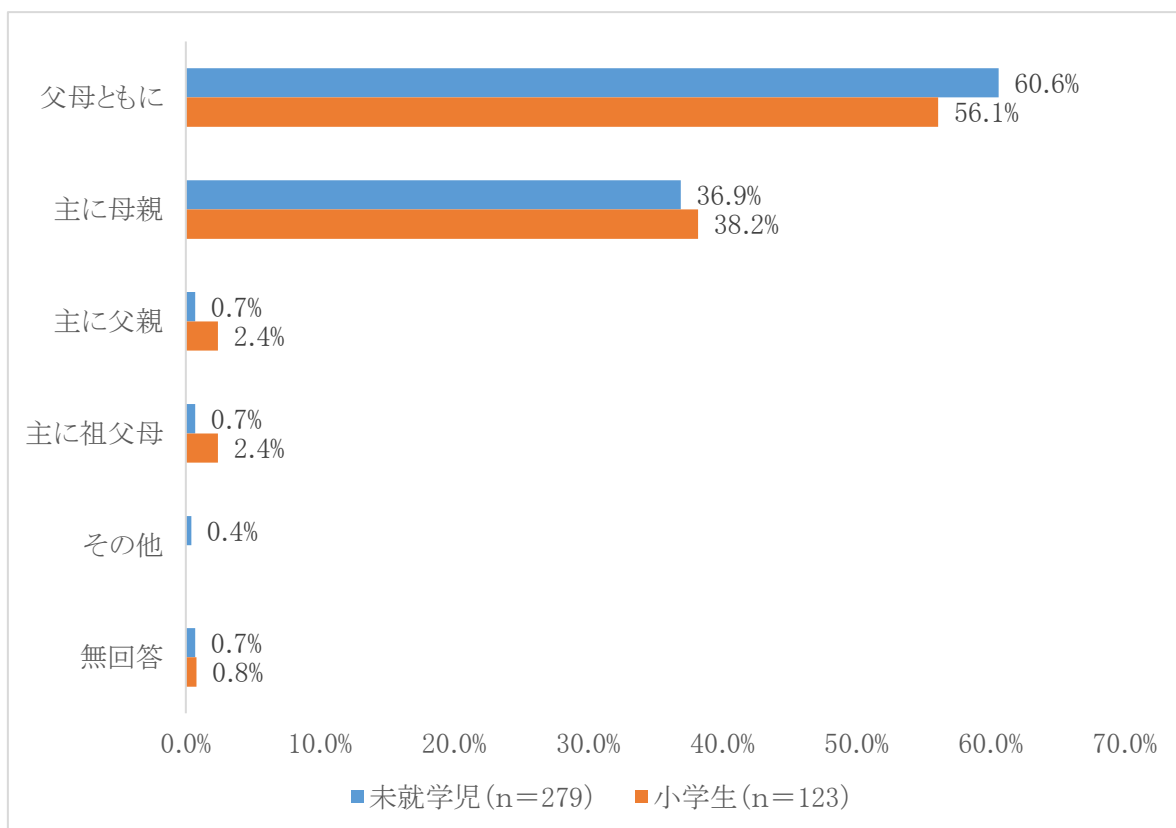
未就学児・小学生ともに、「母親」の回答が約9割を占めており、「父親」は1割程度となっています。

問5(問5) この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。



未就学児・小学生ともに、「配偶者がいる」の回答が約9割を占めており、「配偶者がいない」は1割程度となっています。

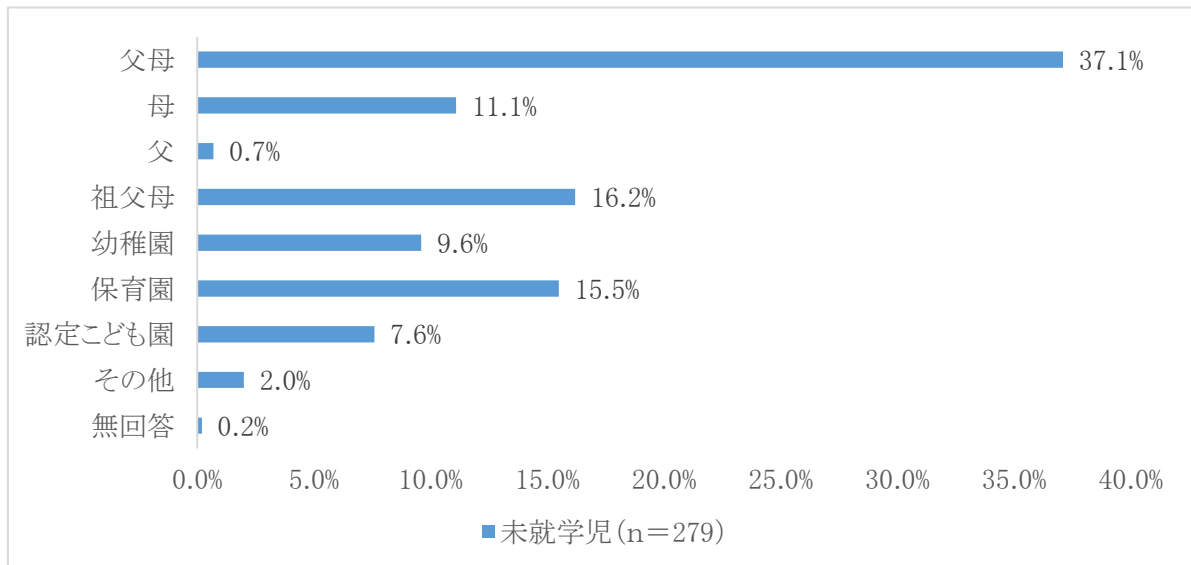
問6(問6) 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。



未就学児・小学生ともに、「父母ともに」の回答が約6割を占めており、次いで「主に母親」の回答が約3割を占めています。

子どもの育ちをめぐる環境について【共通】

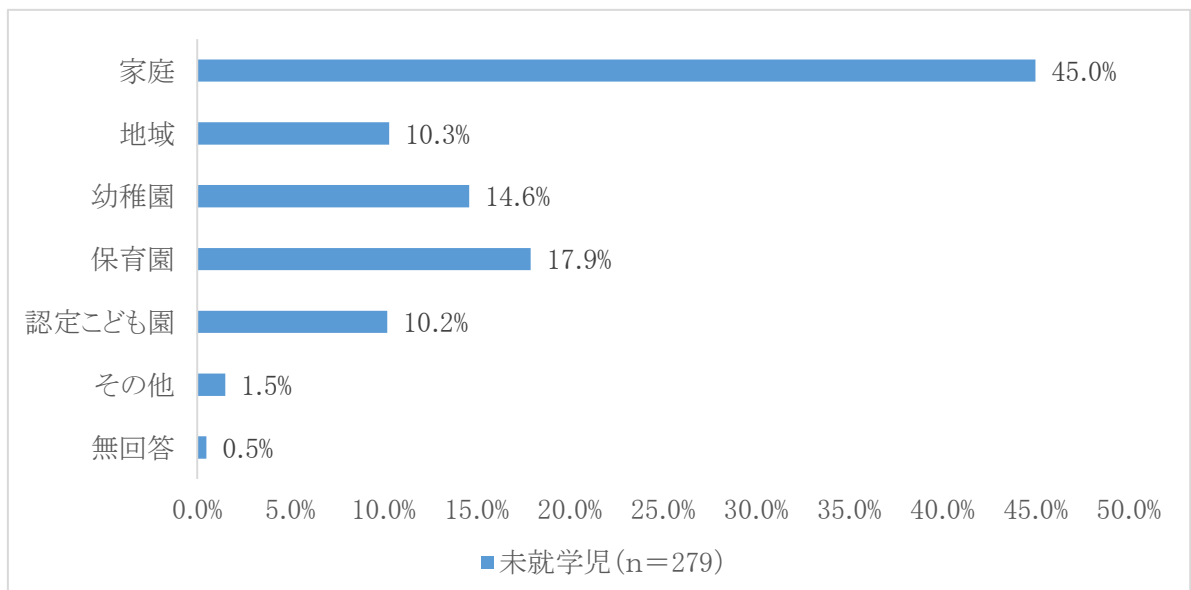
問7 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方はどなた(施設)ですか。
【複数回答】



未就学児のみの設問であり、「父母」の回答が約4割を占めており、「祖父母」が約2割となっており、次いで施設である「保育園」「認定こども園」の順となっています。

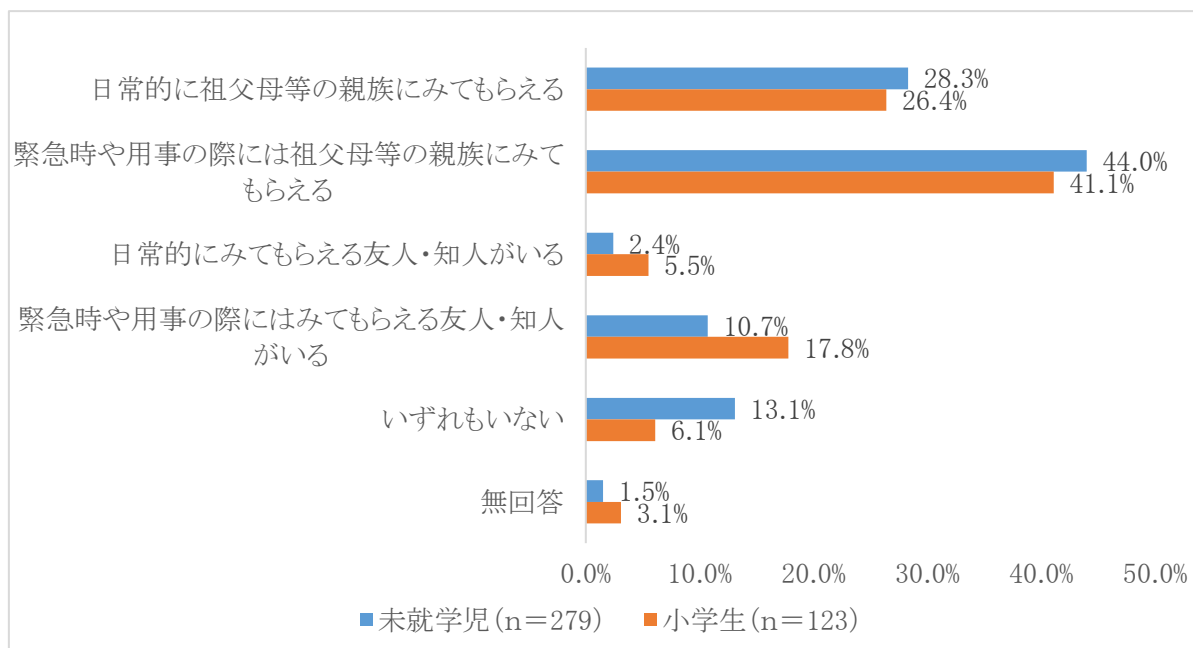
問8 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に、もっとも影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。

【複数回答】



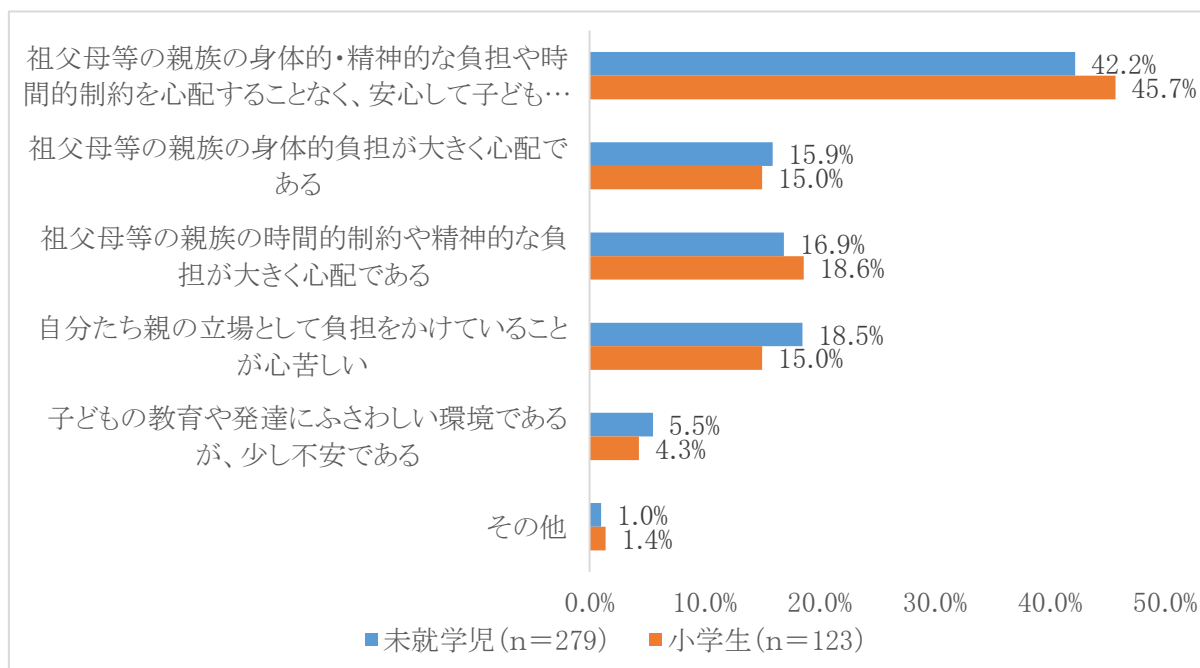
未就学児のみの設問であり、「家庭」が最も多く、次いで施設である「保育園」「幼稚園」「認定こども園」の順となっています。

問9(問7) 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。【複数回答】



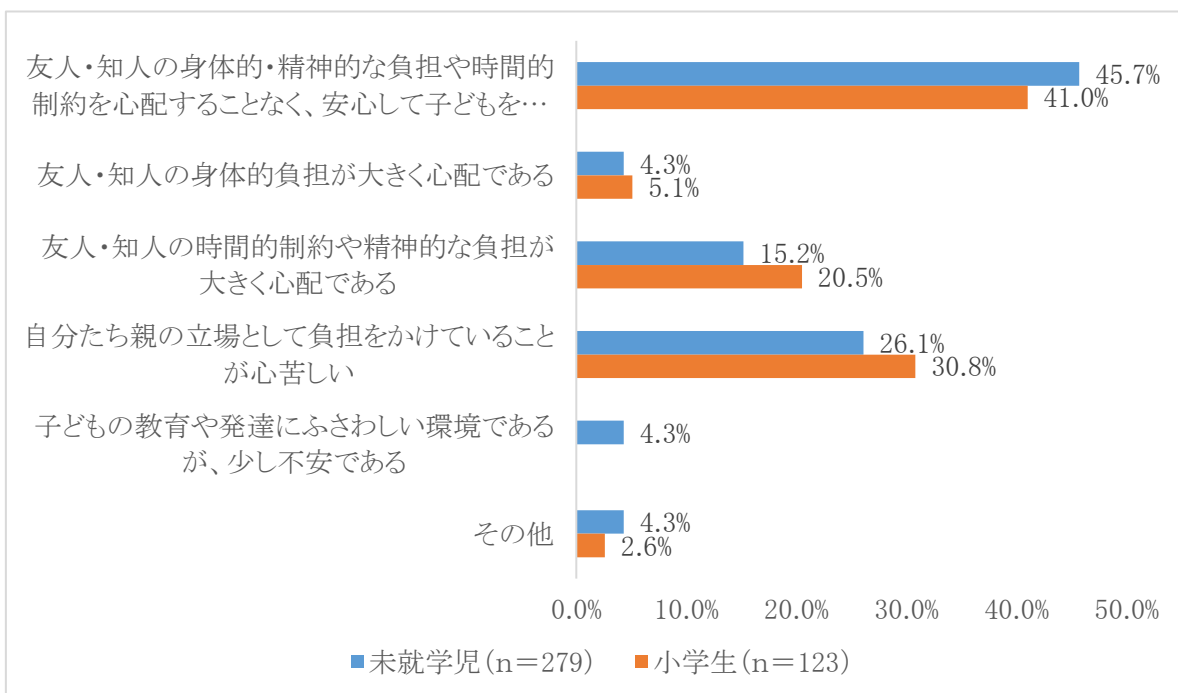
未就学児・小学生ともに、「日常的にいる」「緊急時にはいる」の「祖父母・親族」が多く占めており、小学生になると若干「日常的にいる」「緊急時にはいる」の「友人・知人」が多くなっています

問9-1(問7-1) 問9(問7)で「1.」または「2.」に○をつけた方にうかがいます。祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。【複数回答】



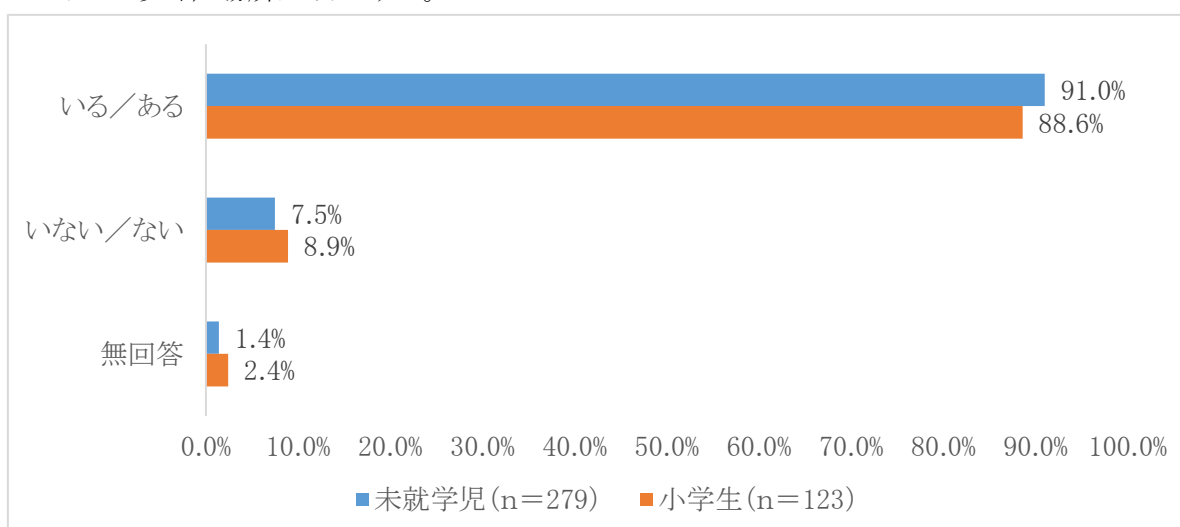
未就学児・小学生ともに、「祖父母等の親族に安心してみてもらえる」の回答が約5割を占めており、次いで、「心配」「負担」の回答が約4割を占めている状況となっています。

問9-2(問7-2) 問9(問7)で「3.」または「4.」に○をつけた方にうかがいます。友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。【複数回答】



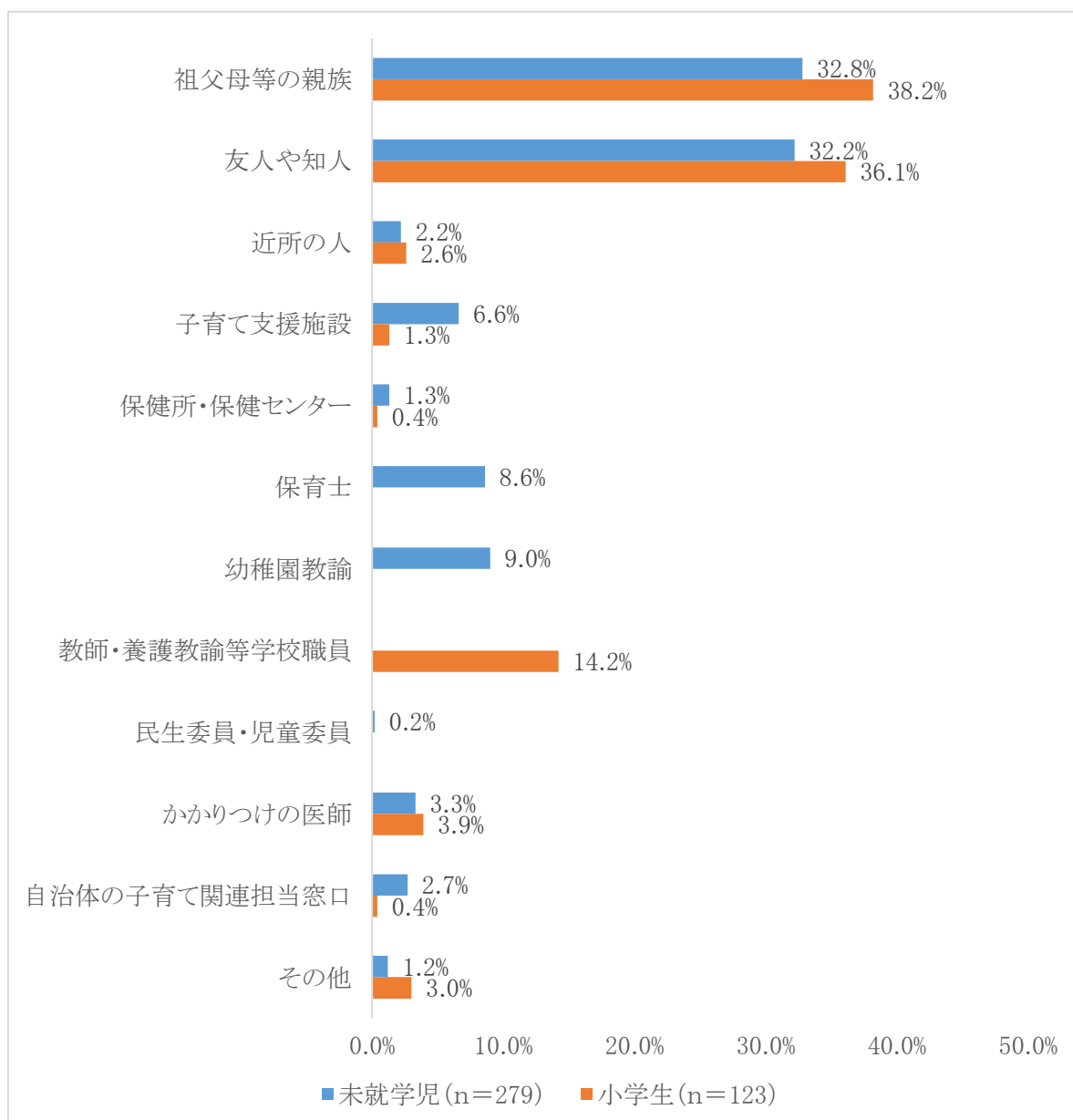
未就学児・小学生ともに、「友人・知人等に安心してみてもらえる」の回答が4割と占めており、次いで、「負担」「心配」の回答が約6割を占めている状況となっています。

問10(問8) 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人(配偶者・パートナー以外)・場所はありますか。



未就学児・小学生ともに、約9割の方が、子育てを気軽に相談できる人(場所)があると回答しています。

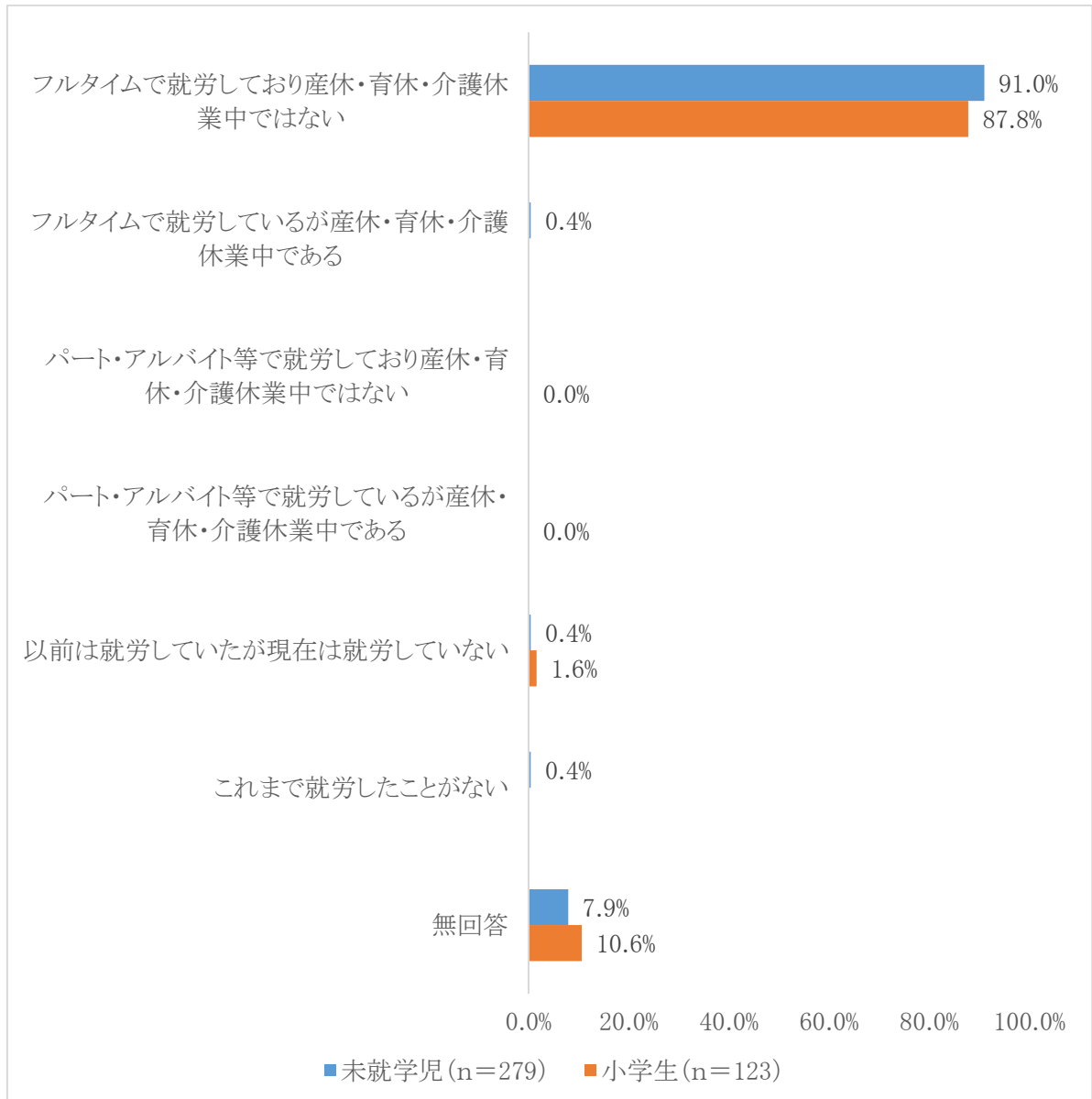
問10-1(問8-1) 問10(問8)で「1.いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。



未就学児・小学生ともに、「祖父母等の親族」「友人や知人」の回答が約7割を占めています。次いで、未就学児は、「幼稚園教諭」「保育士」「子育て支援施設」の回答が約2割を占めており、小学生は、「教師等」の回答が約2割と占めており、関りが近い人(施設)の状況となっています。

保護者(父親)の就労状況について【共通】

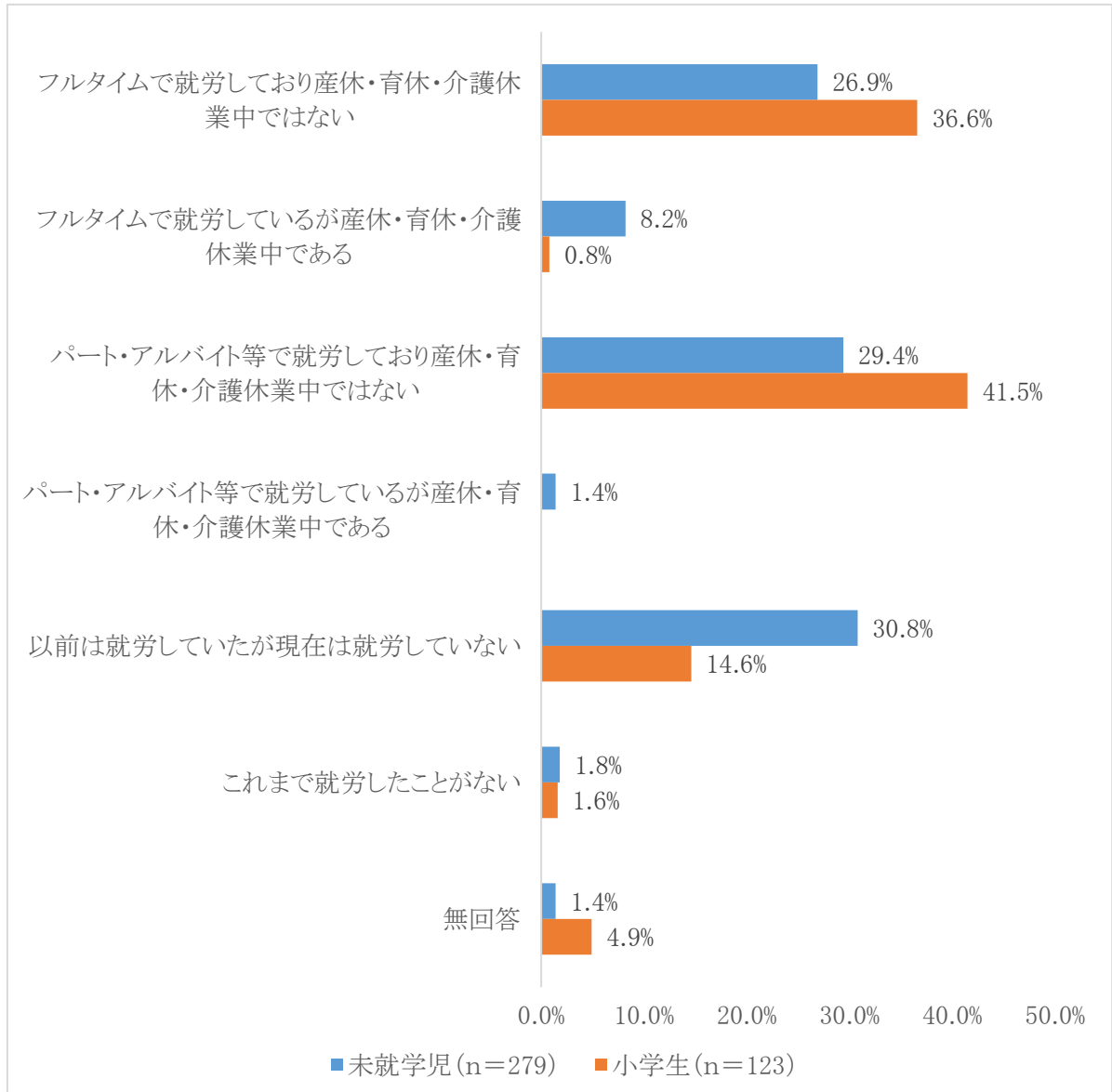
問12(問10) 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。



未就学児・小学生ともに、「フルタイム就労」が最も多く、約9割を占めています。

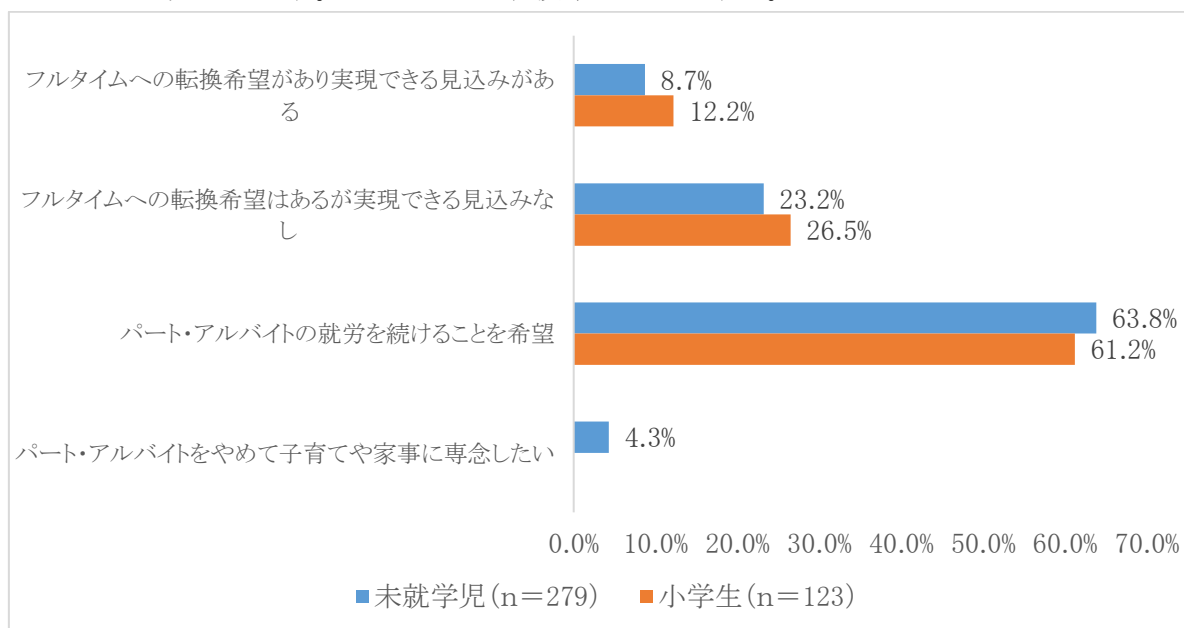
保護者(母親)の就労状況について【共通】

問12(問10) 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。



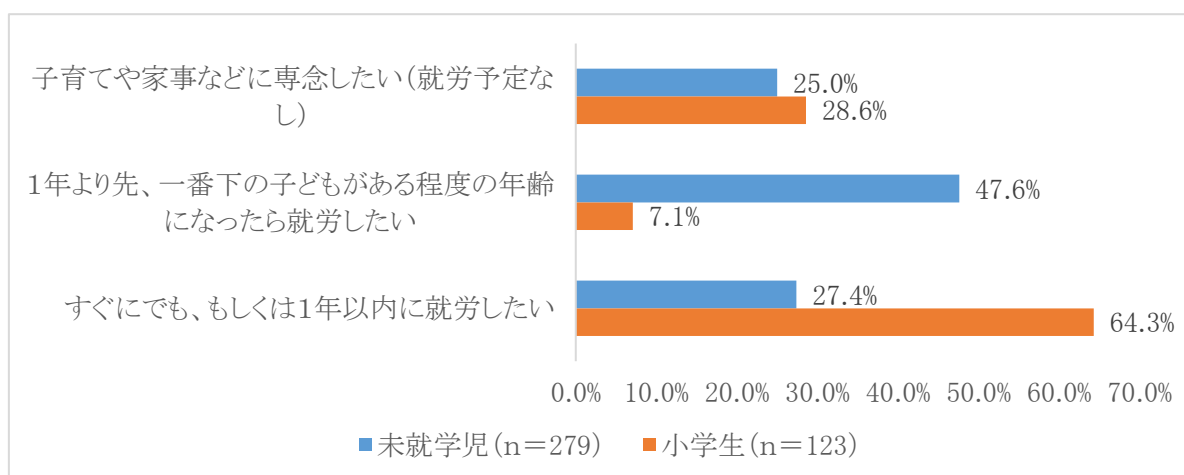
未就学児は、「現在就労していない」が最も多く、ほぼ同じくして「パート・アルバイト等」でそれぞれ合わせて約6割を占めており、次いで「フルタイム」の回答が約3割を占めている状況となっています。小学生は、「パート・アルバイト等」が最も多く、ほぼ同じくして「フルタイム」でそれぞれ合わせて約8割を占めており、次いで「現在就労していない」の回答が約1割弱を占めている状況となっています。

問13(問11) 問12(問10)の(1)または(2)で「3.4.」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけた方にかかっています。フルタイムへの転換希望はありますか。



未就学児・小学生ともに、「パート・アルバイト等の就労継続の希望」が約6割をしめており、次いで、「フルタイムの転換希望だが見込みなし」「フルタイムの転換希望で見込みあり」の順となっています。

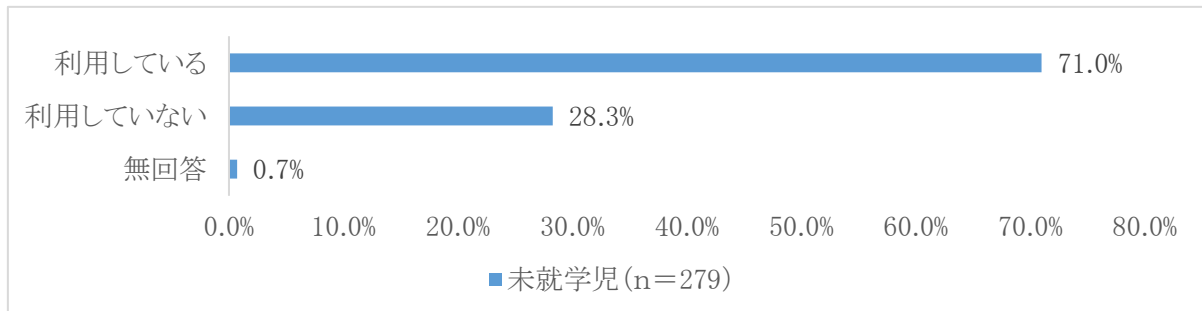
問14(問12) 問12(問10)の(1)または(2)で「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6.これまで就労したことがない」に○をつけた方にかかっています。就労したいという希望はありますか。



未就学児は、「一番したの子どもがある程度の年齢になれば就労したい」の回答が約5割と最も多く、次いで「すぐ、もしくは1年以内に就労したい」と続いており、子どもの年齢は平均で3.7歳となっています。小学生は、「すぐ、もしくは1年以内に就労したい」が最も多く、次いで「就労予定なし」の状況となっています。

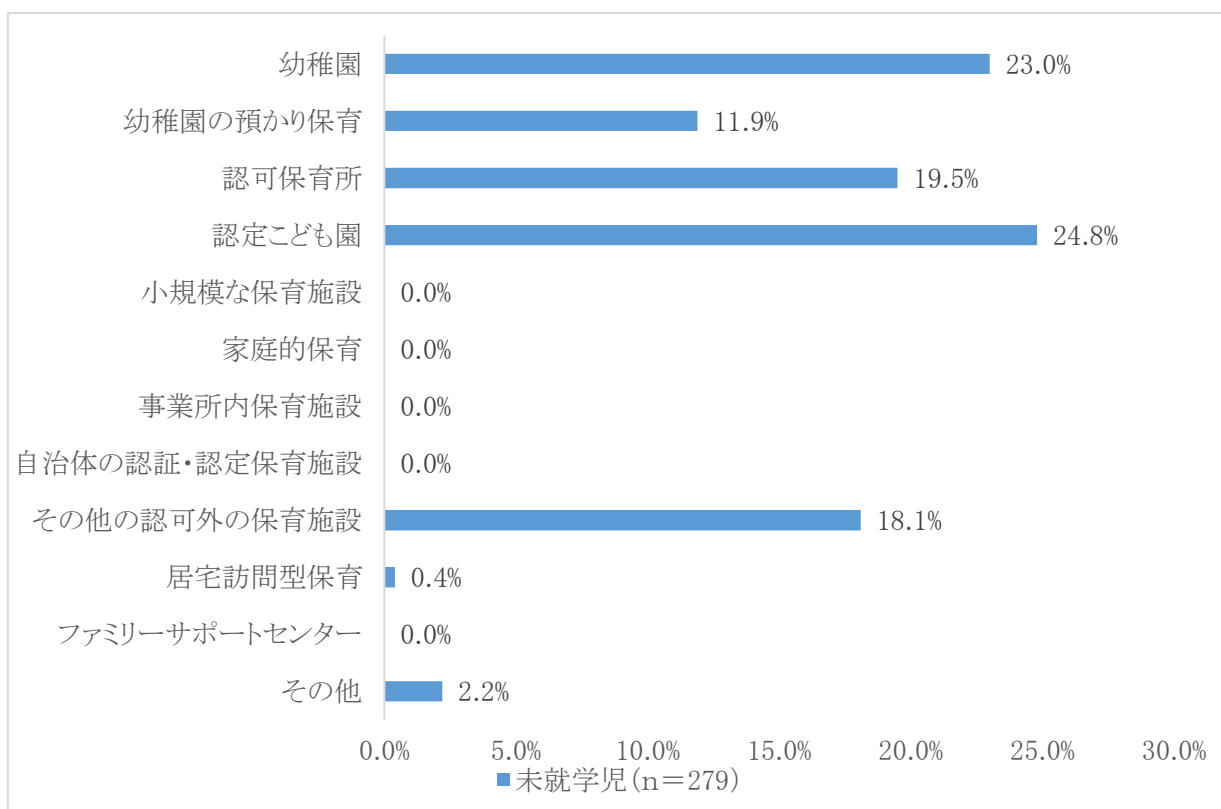
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について【未就学児のみ】

問15 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。



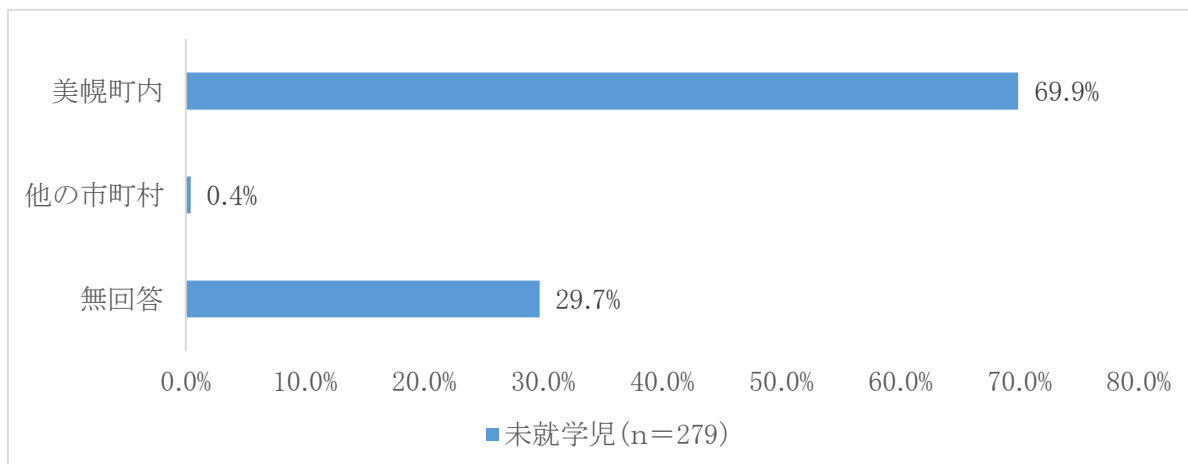
「幼稚園・保育所などを利用している」の回答が約7割を占めている状況であり、「利用していない」の回答が約3割を占めている状況となっています。

問15-1 問15-1～問15-4は、問15で「1.利用している」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。【複数回答】



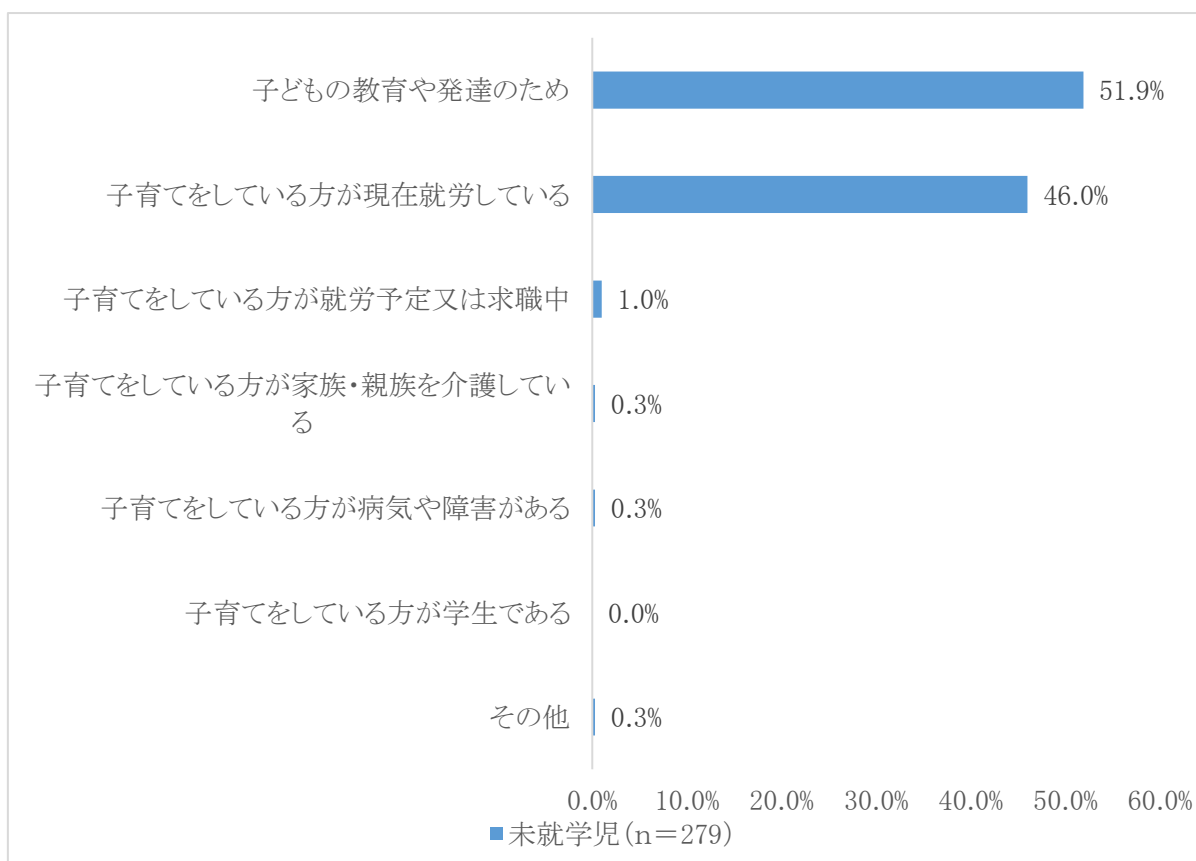
定期的に利用している施設は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」「認可外保育所」の順となっており、次いで、「幼稚園の預かり保育」となっています。

問15-3 現在、利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。



施設の実施場所は、「美幌町内」が約7割を占めており、「無回答」が約3割を占めている状況となっています。

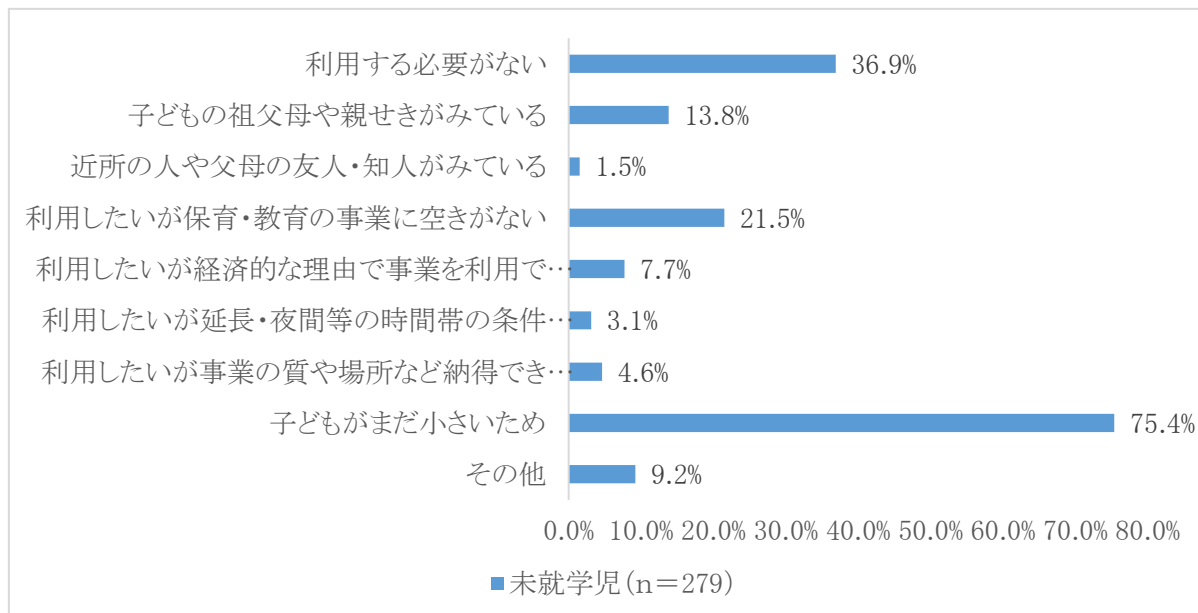
問15-4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてうかがいます。【複数回答】



利用している理由は、「教育や発達のため」「現在就労中」の回答が約9割強を占めている状況となっています。

問15-5 問15で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。

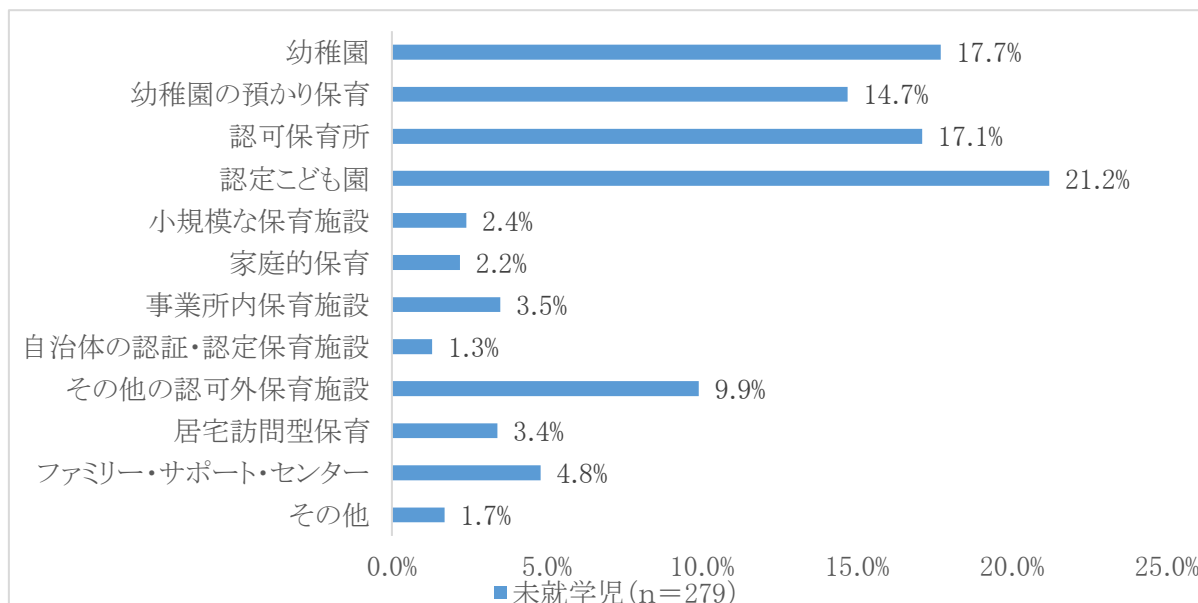
【複数回答】



利用していない理由は、「子どもがまだ小さい」が最も多く、次いで「必要がある」、「空きがない」と続いており、この3つが主な理由となっています。

問16 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

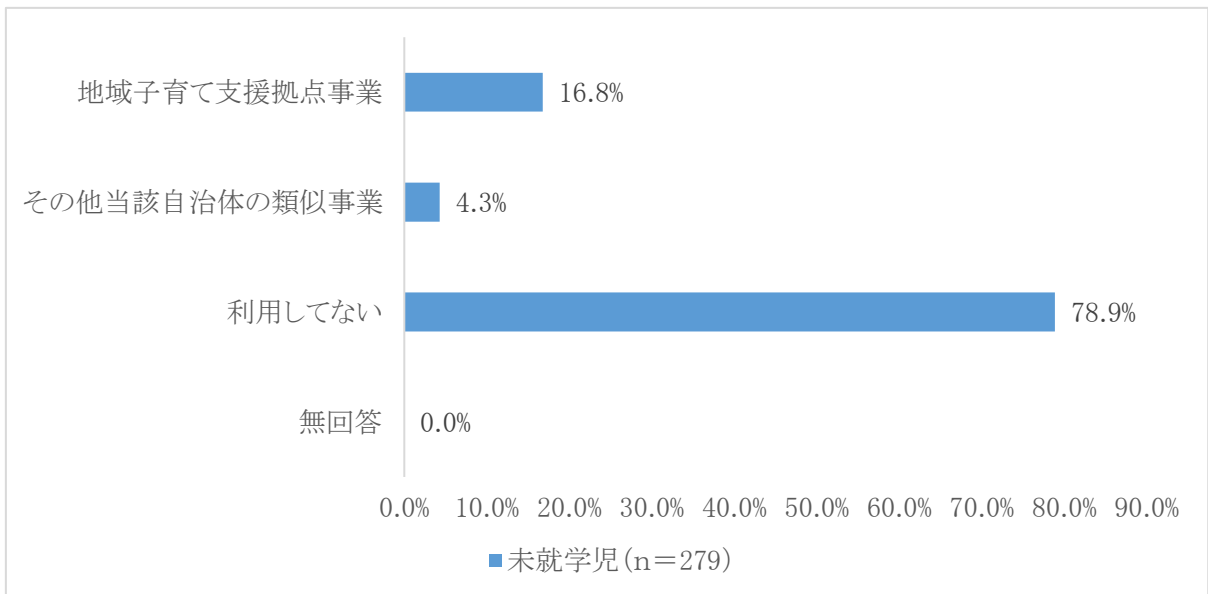
【複数回答】



利用したいと考える事業は、「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「預かり保育」「認可外保育」の順となっています。

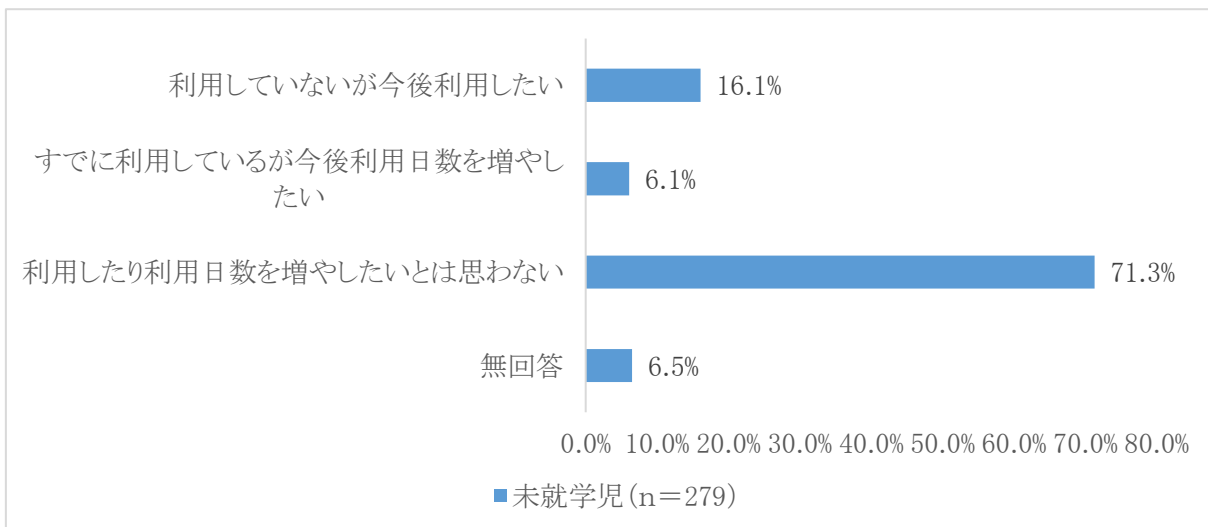
地域の子育て支援事業の利用状況について【未就学児のみ】

問17 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「子育て支援センター」等と呼ばれています)を利用していますか。【複数回答】



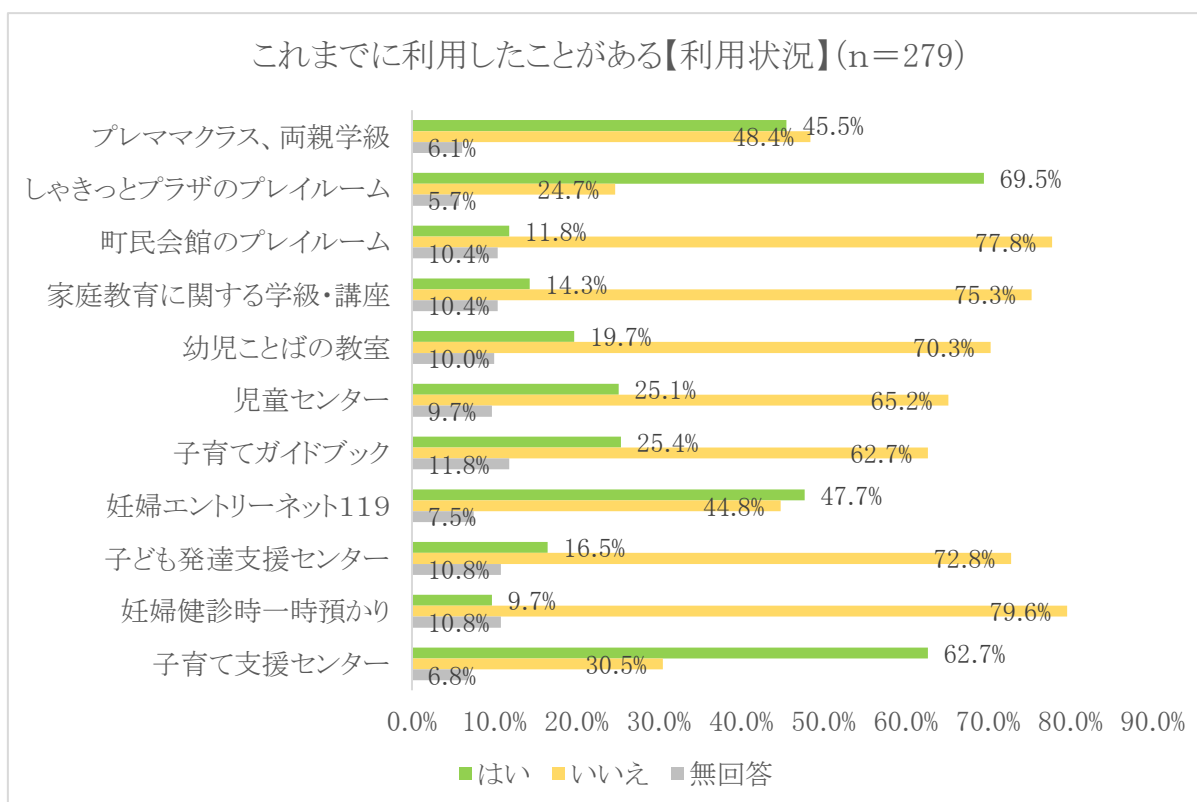
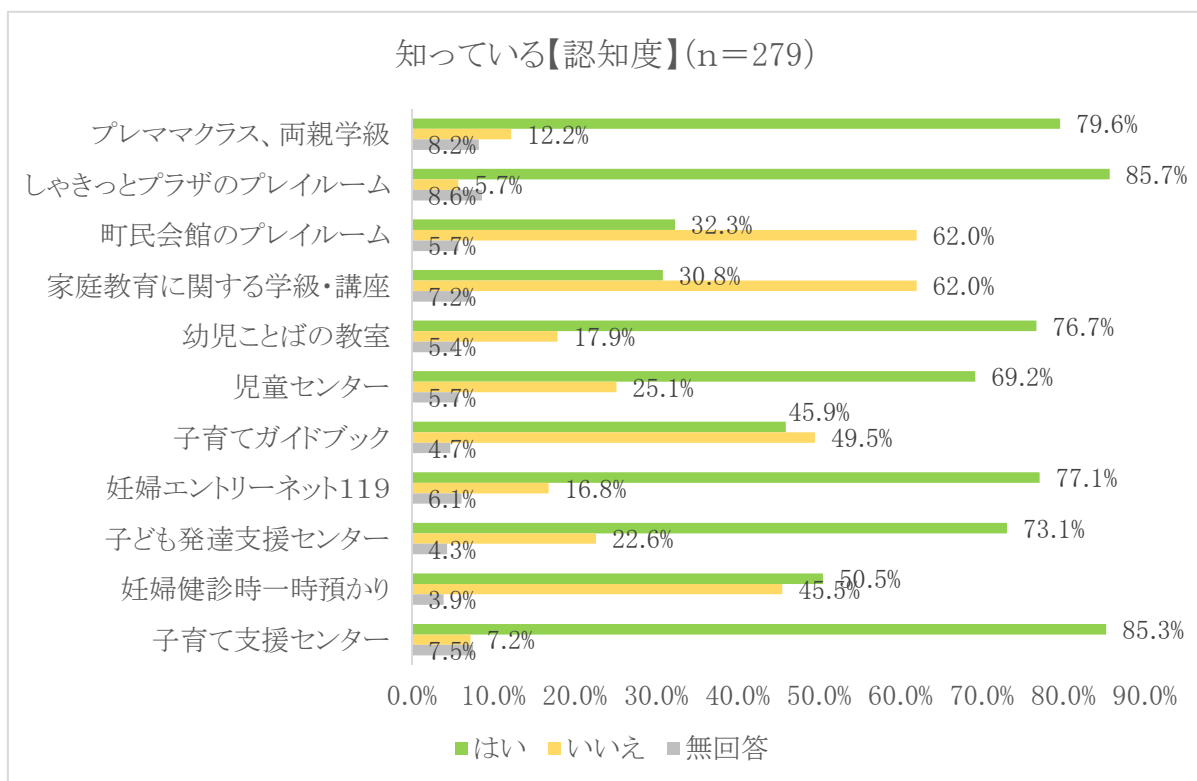
子育て支援センターの利用状況は、「利用している」は約2割を占めており、「利用していない」が約8割を占めている状況となっています。

問18 問17のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。

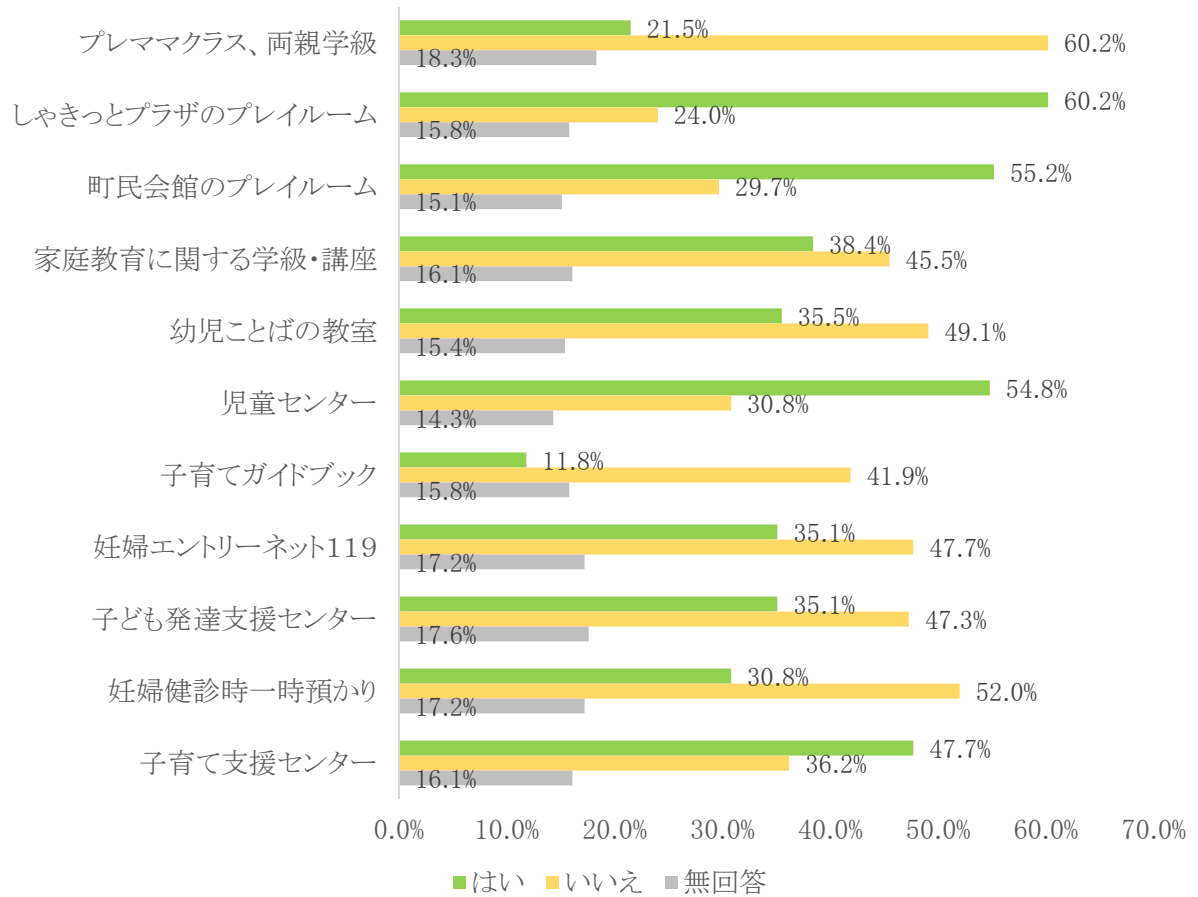


子育て支援センターの今後の利用意向は、「今後利用したい」「利用を増やしたい」が約2割を占めており、「利用しない等」は約7割を占めている状況となっています。

問19 下記の事業及び施設で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。



今後利用したい【利用希望】(n=279)



認知度・利用状況・利用希望ともに高い事業(施設)は、「しゃきっとプラザのプレイルーム」「妊婦エントリーネット119」「子育て支援センター」となっています。

認知度では、ほぼ横ばいで7割前後の認知度があるが、「町民会館のプレイルーム」「家庭教育に関する学級・講座」は約3割程度に留まっている状況となっています。

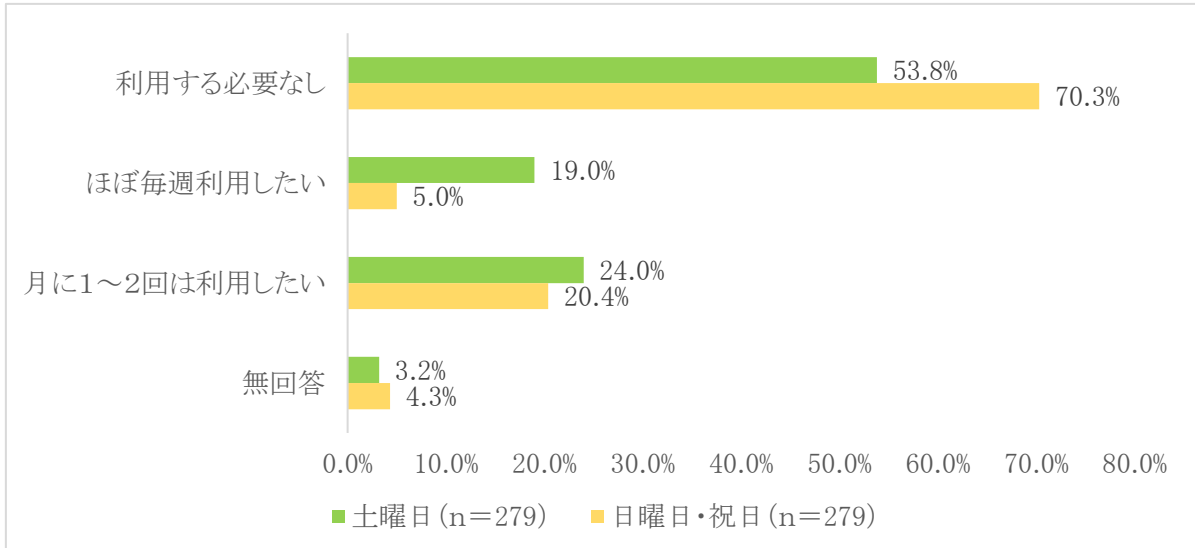
利用状況では、「しゃきっとプラザのプレイルーム」「子育て支援センター」「妊婦エントリー119」「プレママクラス」の主な4つが占めており、その他の事業(施設)は利用したことがないが多い状況となっています。

利用希望では、約5割強となっている事業(施設)は「しゃきっとプラザ」「町民会館のプレイルーム」「児童センター」の主な3つが占めており、その他の事業(施設)はほぼ横ばいで3~4割を占めている状況となっています。

土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な

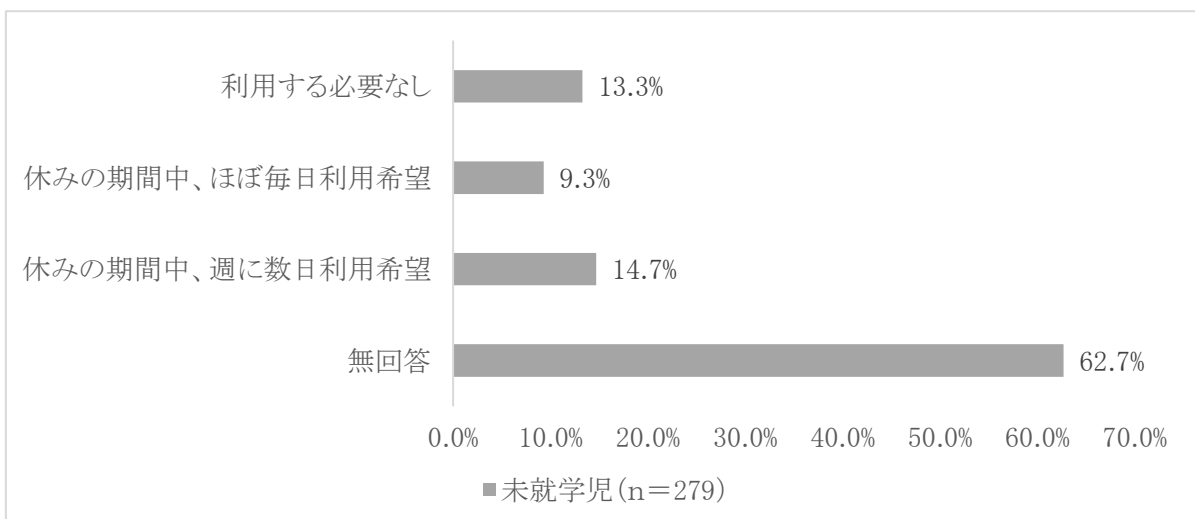
教育・保育事業の利用希望について【未就学児のみ】

問20 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか



土曜、日曜日・初日ともに、「利用する必要なし」が最も多く、次いで、「月1~2回の利用」と続いている状況となっています。

問21 「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。

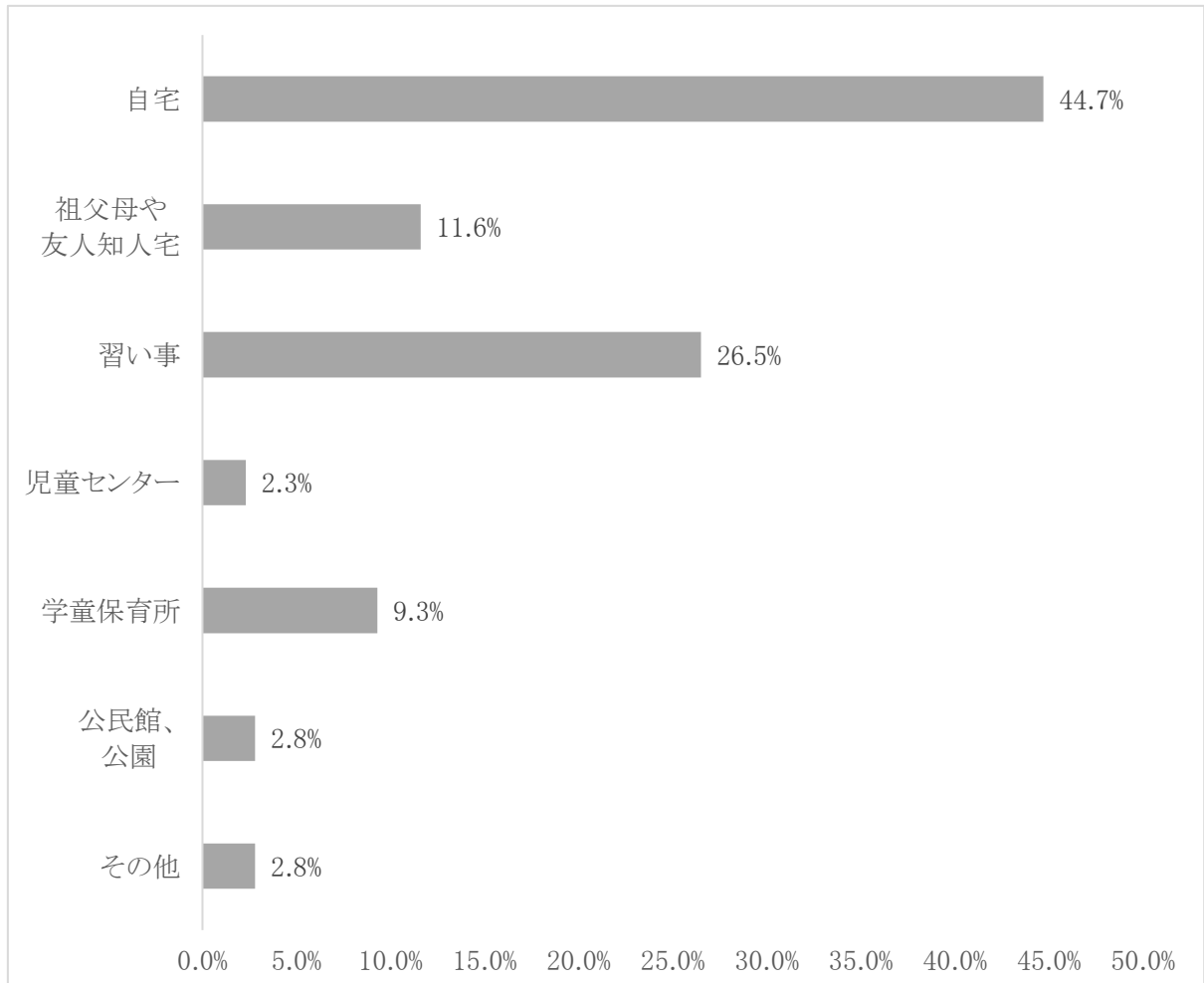


長期休暇期間中の利用では、「無回答」が最も多く、「数日程度の利用」「利用する必要なし」「ほぼ毎日」の順となっており、割合はほぼ横並びとなっている状況となっています。

放課後の過ごし方について【小学生のみ】

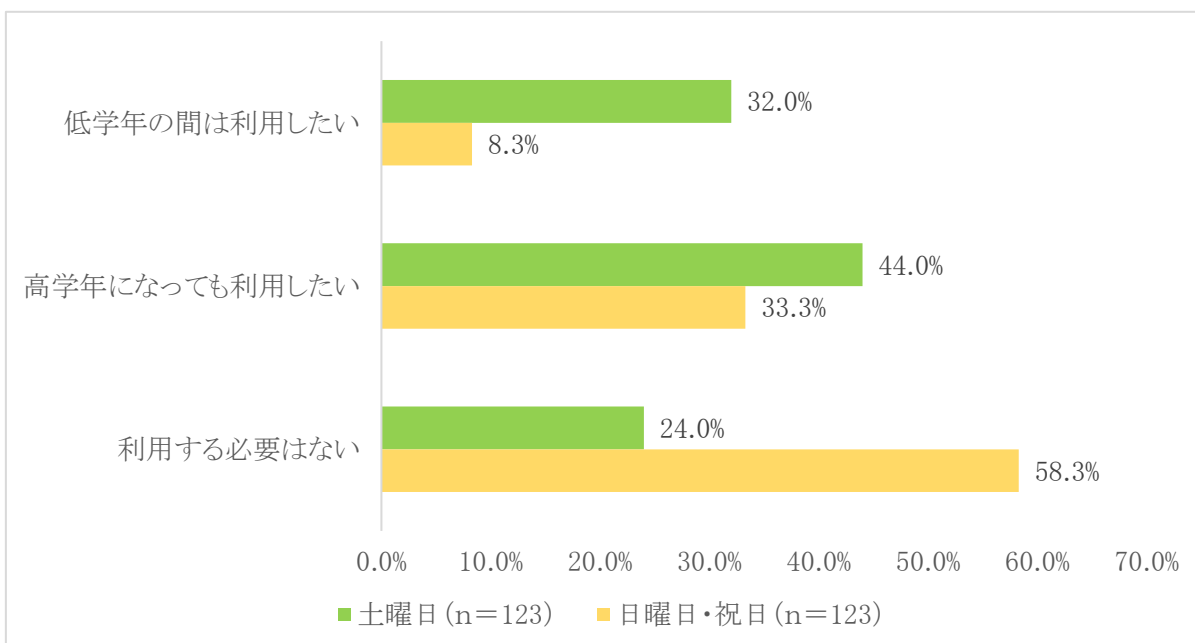
(問13) 宛名のお子さんについて、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごしていますか。

【複数回答】



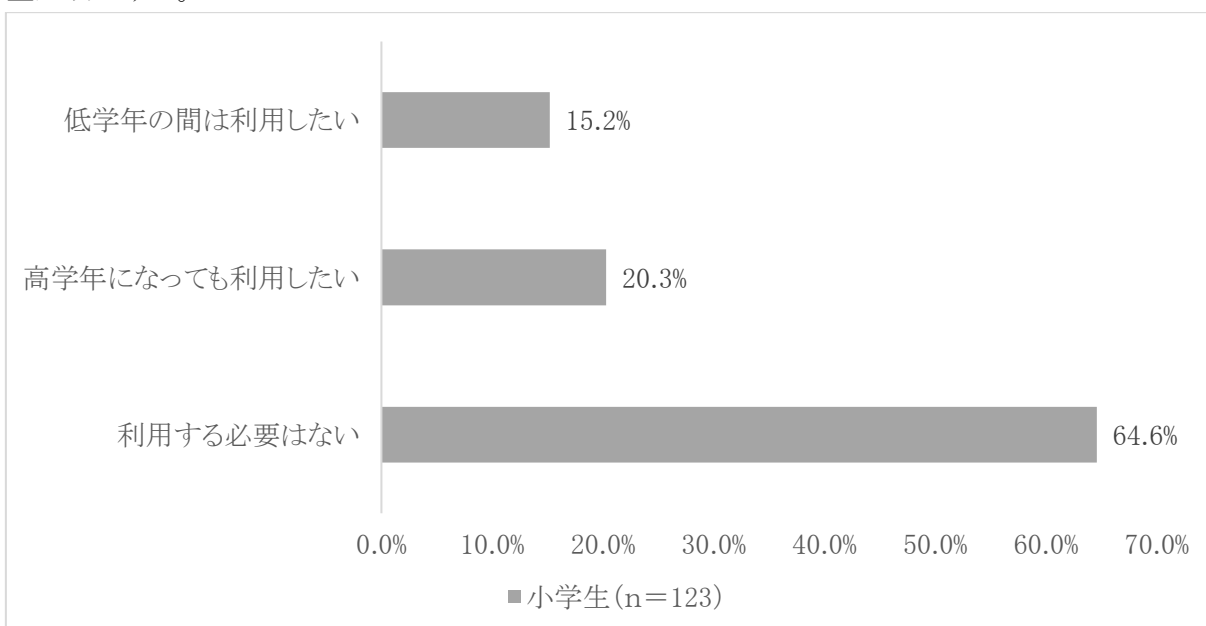
平日の小学校終了後の放課後の過ごし方は、「自宅」が約5割を占めており、次いで「習い事」「祖父母等」と続いている。次いで「学童保育所」は、約1割を占めている状況となっています。

(問14) 問13で「5. 学童保育所」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんについて、土曜日、日曜日・祝日に、学童保育の利用希望はありますか。



学童利用の土曜日は、「高学年になっても利用したい」「低学年の間は利用したい」は合わせて約7割を占めている。日曜日の利用は、「利用する必要はない」は約6割を占めている状況となっています。

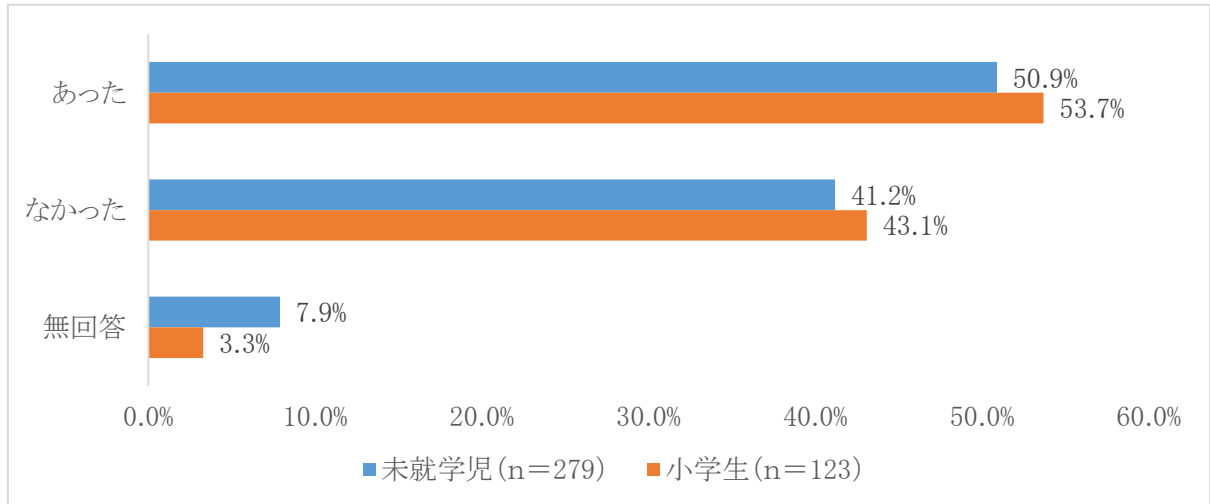
(問15) 宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の学童保育の利用希望はありますか。



長期期間中の利用希望について、「利用する必要はない」が最も多く、次いで「高学年になっても利用したい」が約2割、「低学年の間は利用したい」が約1割を占めている状況となっています。

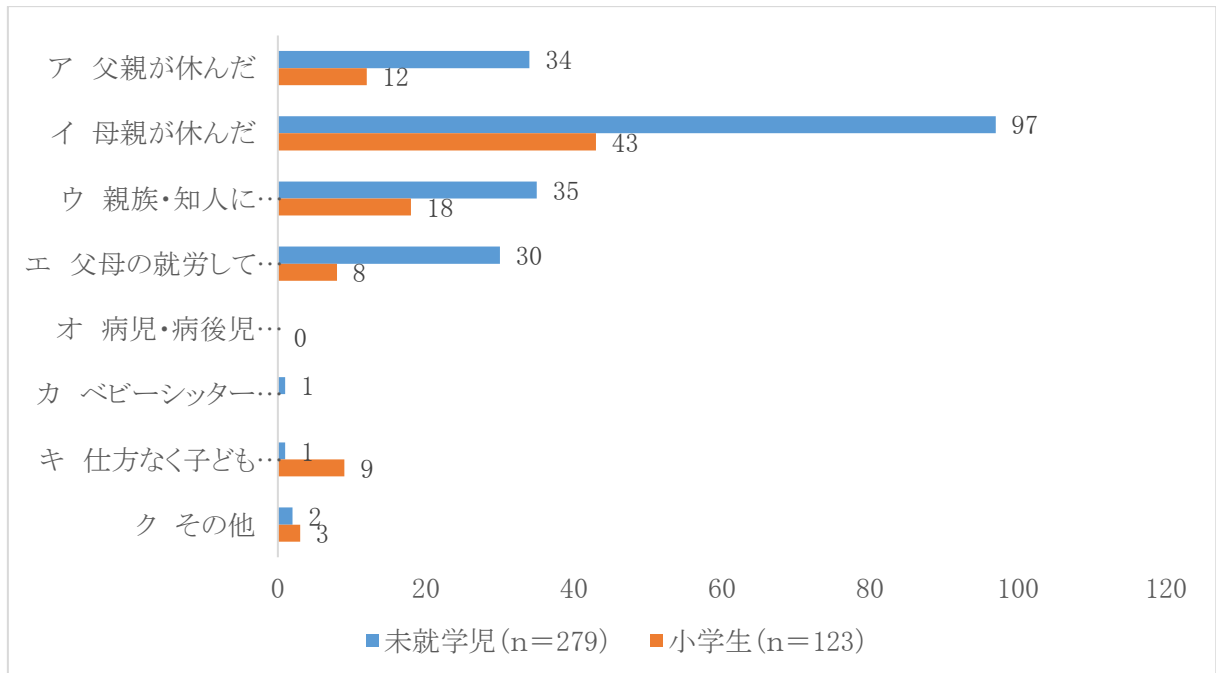
病気の際の対応について【共通】

問22(問16) 宛名のお子さんについて、この1年間に病気やケガのため小学校を休まなければならなかったことはありますか。



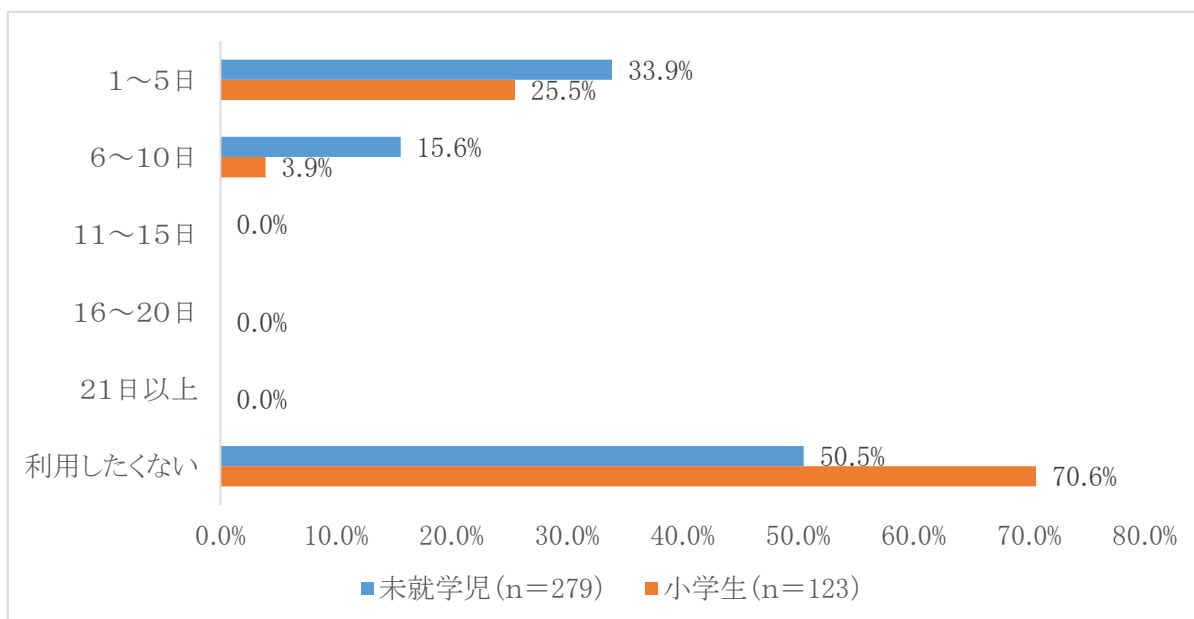
1年間に病気やケガで小学校を休んだことについて、「あった」と「ない」は、ほぼ半々の割合でとなっている。「あった」の方が若干を上回っている状況となっています。

問22-1(問16-1) 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法は。【複数回答】



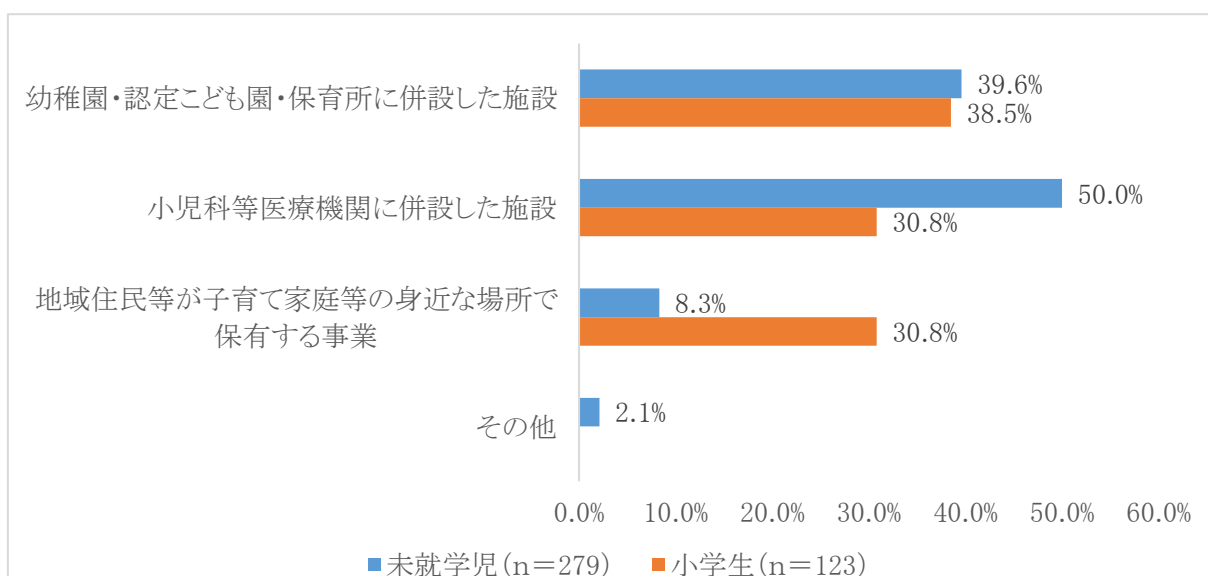
未就学児・小学生ともに、「母親が休んだ」が最も多く、次いで「父親が休んだ」「親族、知人」「父母の就労していない方」の順となっており、この4つが主な理由となっています。

問22-2(問16-2) その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。



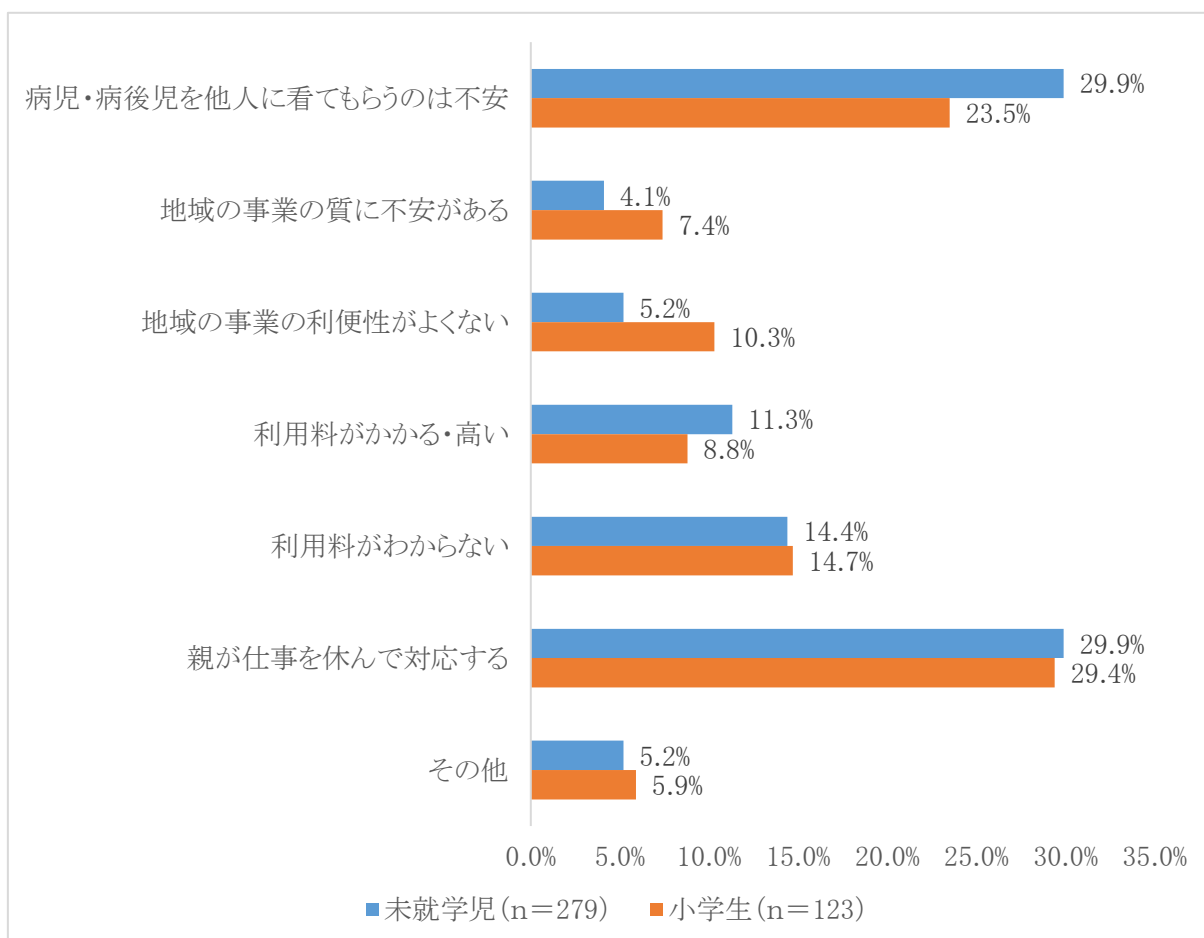
病児・病後児について、未就学児・小学生ともに「利用したくない」が最も多く占めており、次いで「1日～5日の利用希望」の順となっています。

問22-3(問16-3) 問22-2(問16-2)で「1.できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に○をつけた方にうかがいます。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。



未就学児は、「医療機関に併設した施設」が約5割を占めており、次いで「幼稚園等の施設」が約4割を占めている状況となっています。小学生では、いずれも約3割を占めてほぼ横並びの状況となっています。

問22-4(問16-4) 問22-2(問16-2)で「利用したいと思わない」に○をつけた方に伺います。【複数回答】

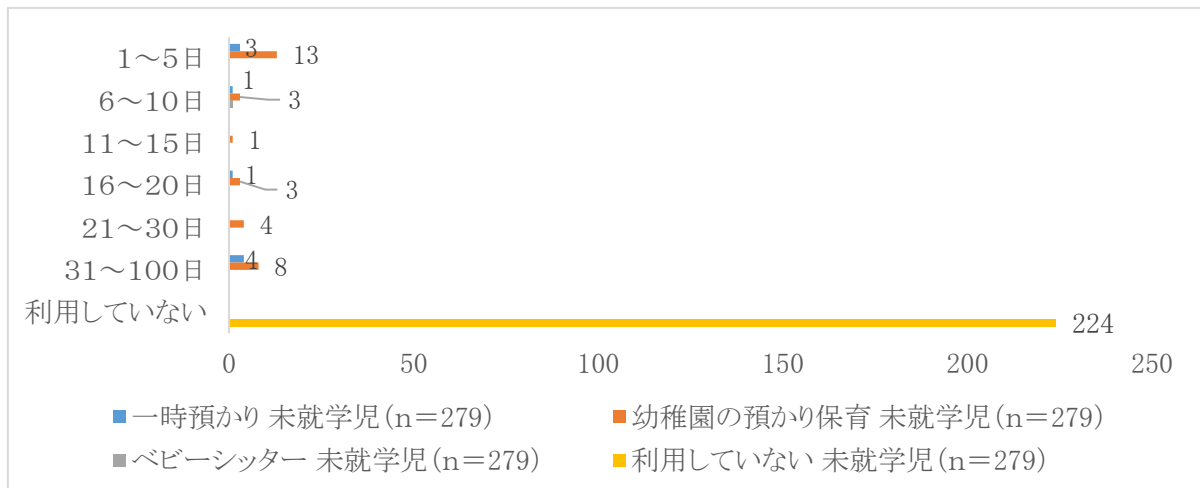


利用したいと思わないについては、未就学児・小学生ともに「親が休んで対応」は最も多く、次いで「他人に看てもらうのは不安」の順で、この2つが主な理由となっている。

不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

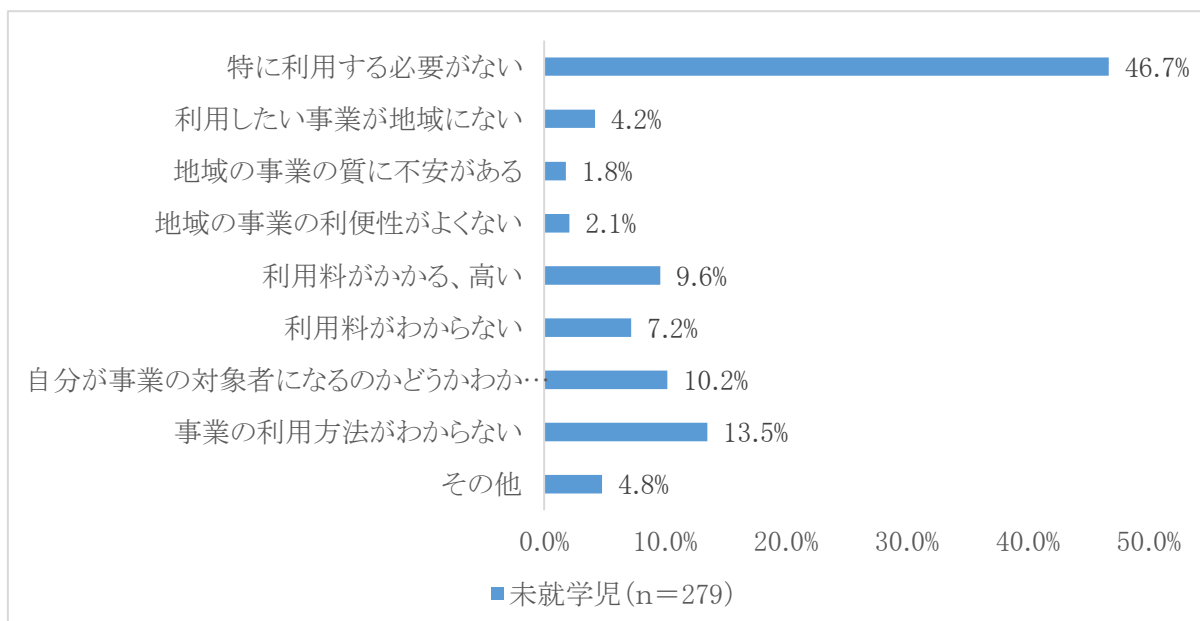
【未就学児のみ】

問23 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。



不定期の利用について、「利用していない」が圧倒的に多く、「幼稚園の預かり保育」はそれぞれ少しの割合を占めている状況となっています。

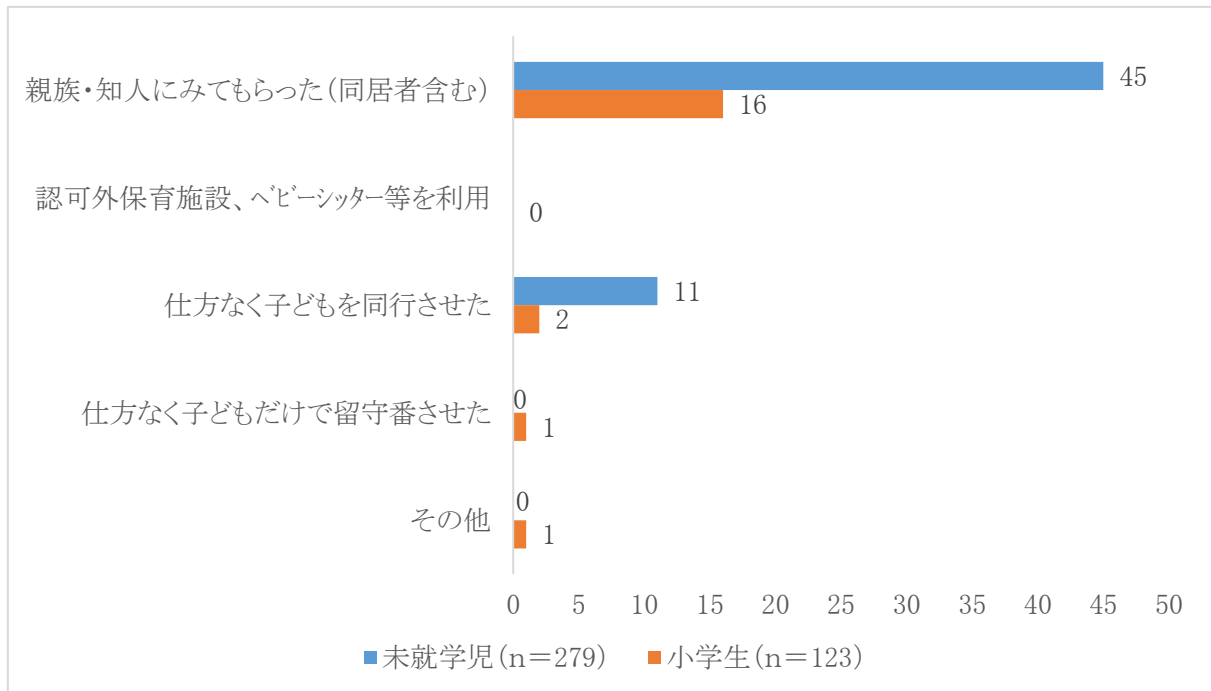
問23-1 現在利用していない理由は何ですか。



現在利用していない理由について、「特に利用する必要がない」は約5割を占めており、次いで「利用方法・利用料・対象になるかがわからない」が主な理由となっています。

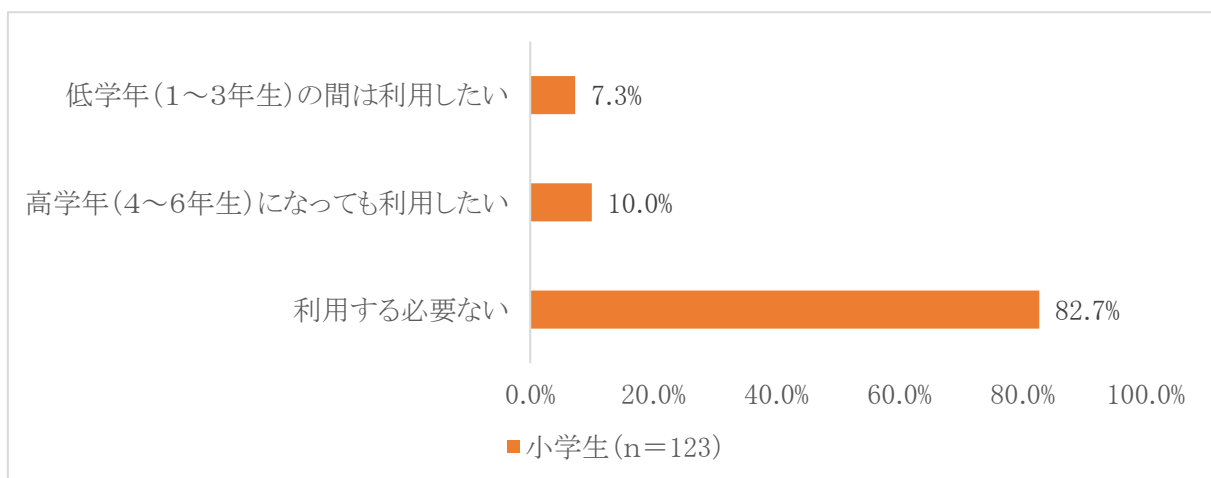
宿泊を伴う一時預かり等の利用について【共通】

問25(問17) この1年間に保護者の用事(冠婚葬祭、病気、不定期の就労等)で宛名のお子さんを家族以外に日帰り又は泊りがけで預けなければならないことはありましたか



未就学児については、「親族・知人」は約5割を占めており、次いで「子どもを同行」の順となっています。小学生になると、「親族・知人」は約1割弱を占めている状況となっています。

(問18)宛名のお子さんについて、緊急時などでお子さんを泊りがけで預けられるサポート事業が町内にあった場合、利用すると思いますか。

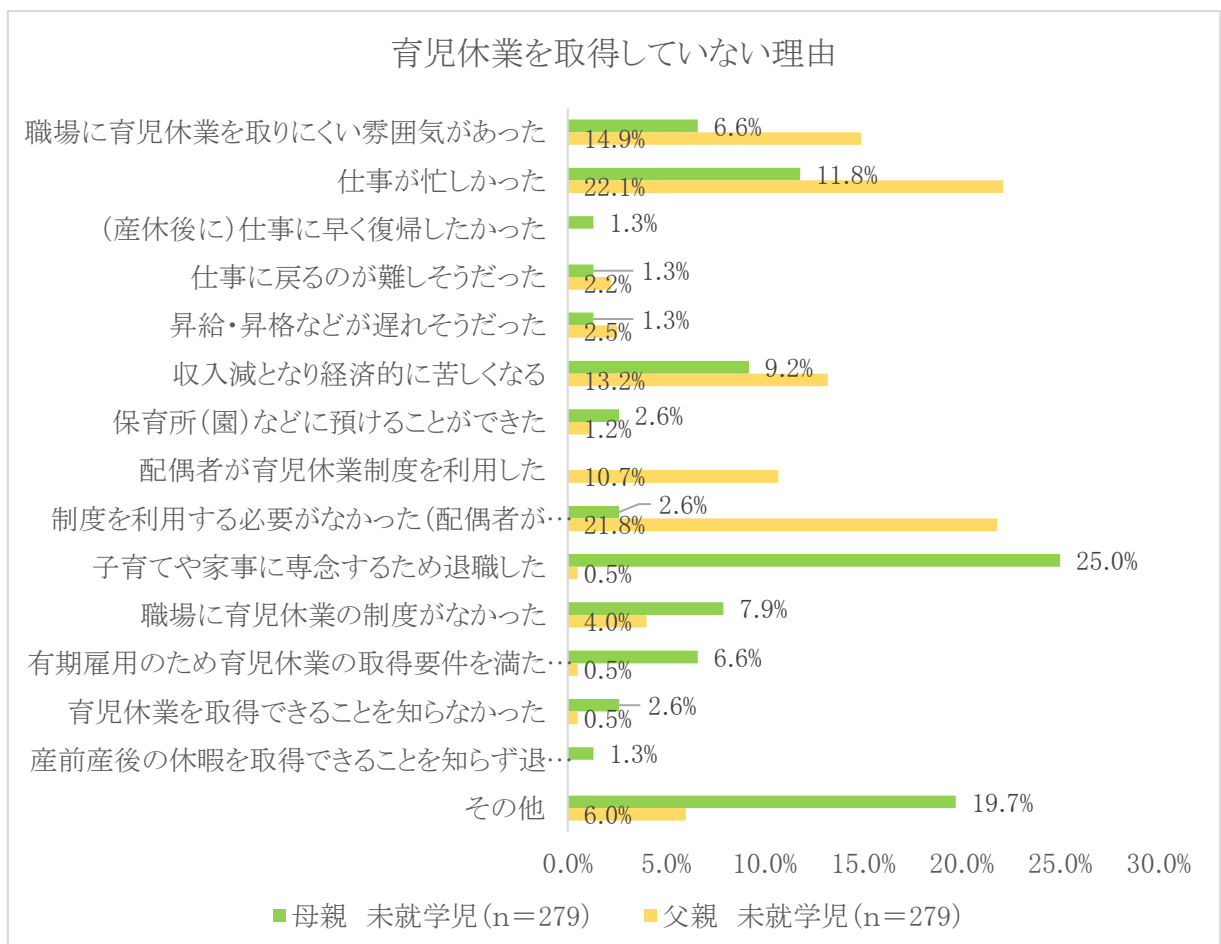
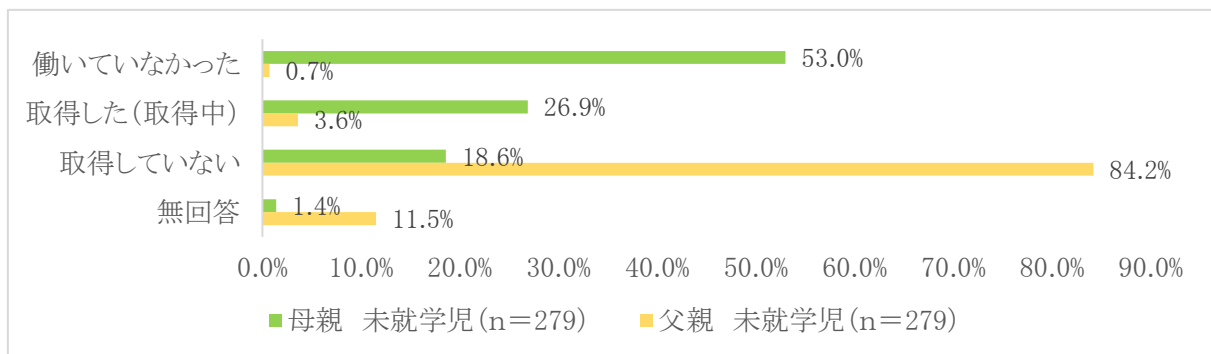


緊急時などの泊りがけ預けについて、「利用する必要ない」は約8割を占めており、「低学年・高学年の利用」は約1割程度の利用希望となっています。

育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

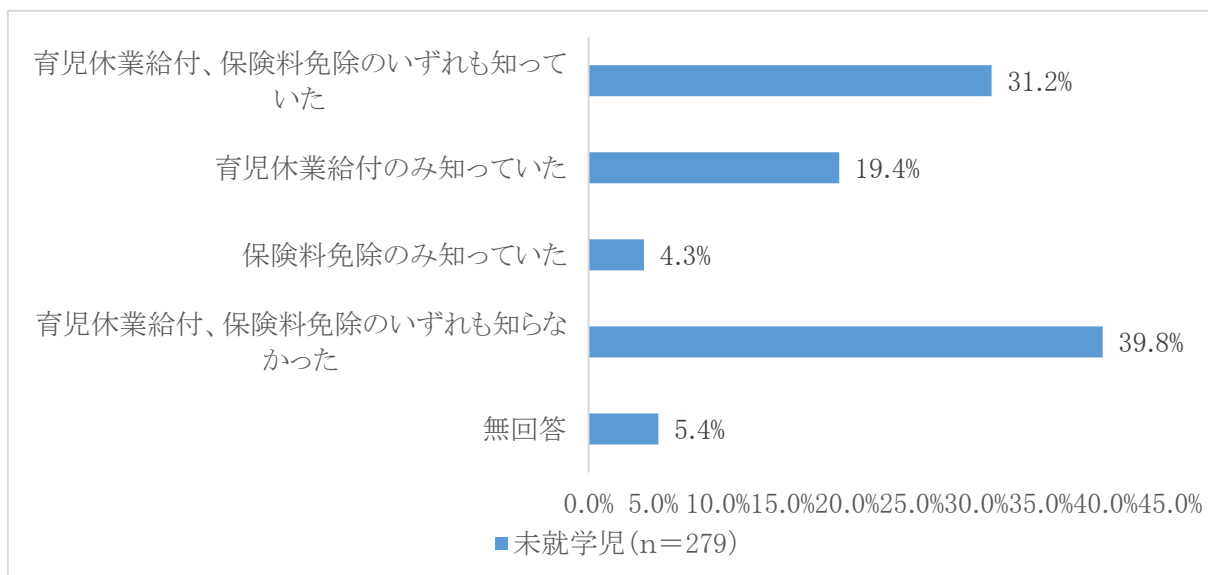
【未就学児のみ】

問26 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。



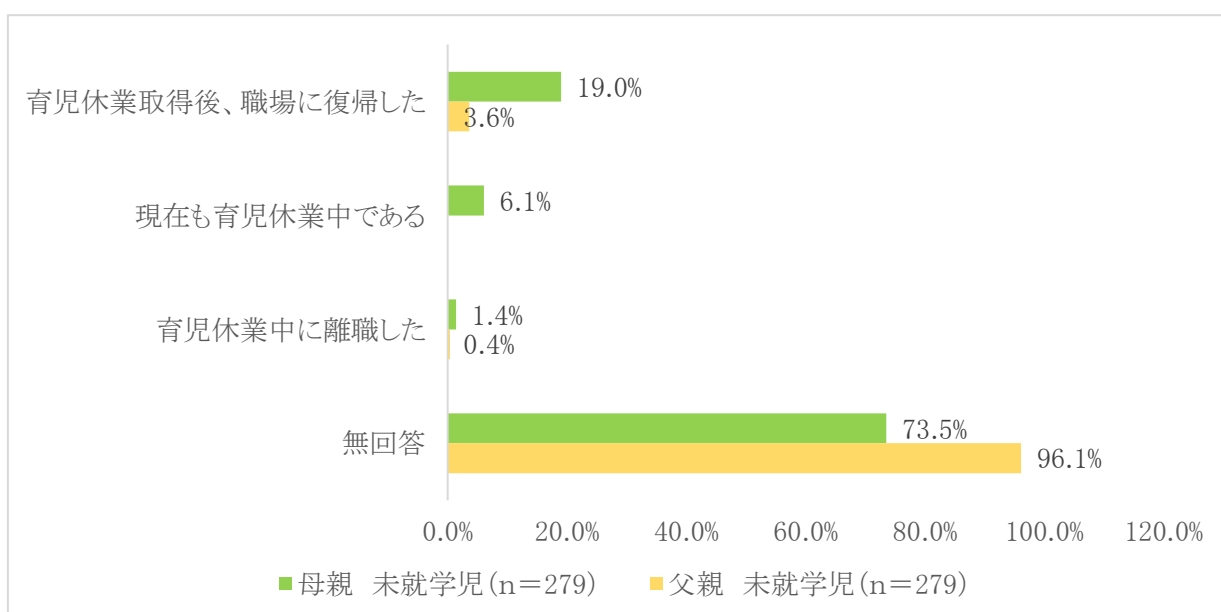
育児休暇の取得について、母親は「働いていなかった」「取得した」「取得していない」の順となっており、父親は反対に「取得していない」「取得した」「働いていなかった」の順となっている状況です。

問26-1 子どもが原則1歳(保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6月)になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等(法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置)期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。



育児休業給付について、「知っていた」は合わせて約5割を占めており、「知らなかった」は約4割を占めている状況となっています。

問26-2 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。

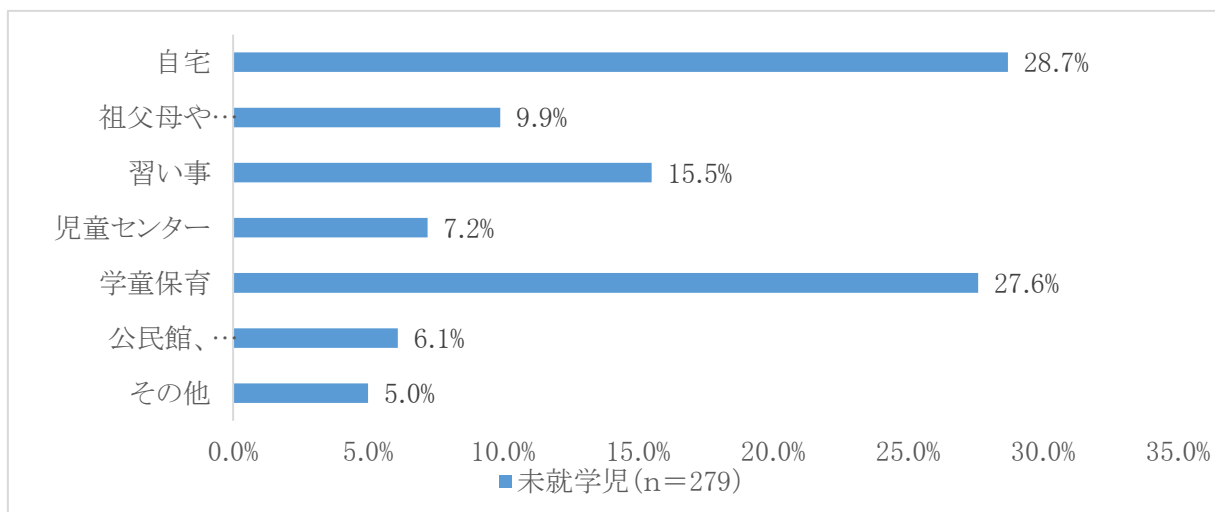


育児休業取得後の職場復帰について、「無回答」が多い状況となっていますが、「職場に復帰した」は僅かではあるが1割程度は占めている状況となっています。

小学校就学後の放課後の過ごし方について

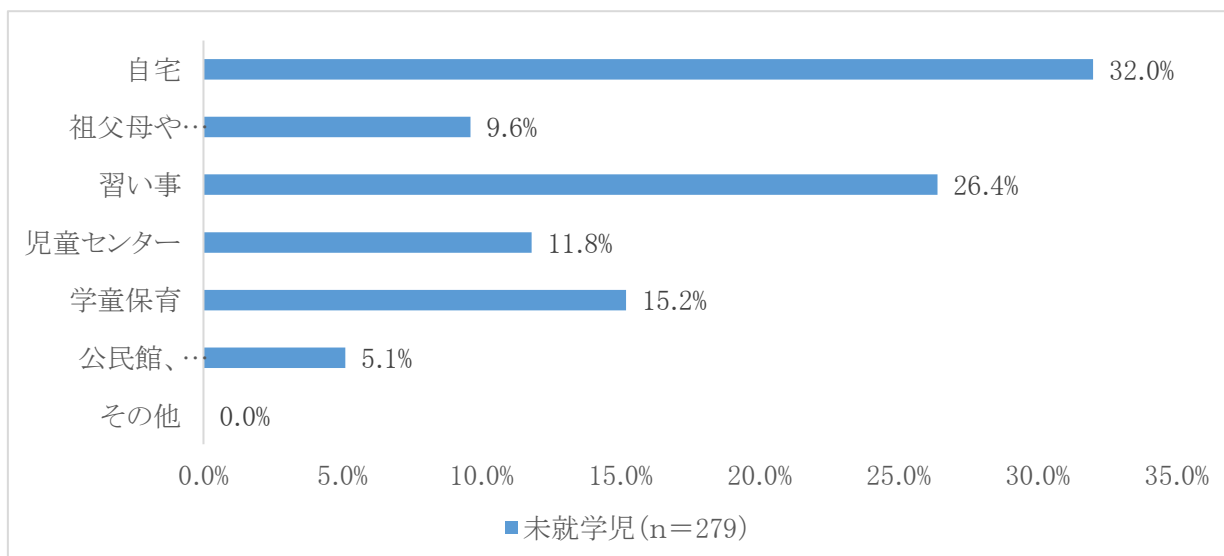
(お子さんが5歳児以上である方)【未就学児のみ】

問27 宛名のお子さんについて、小学校低学年(1～3年生)のうちは、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。



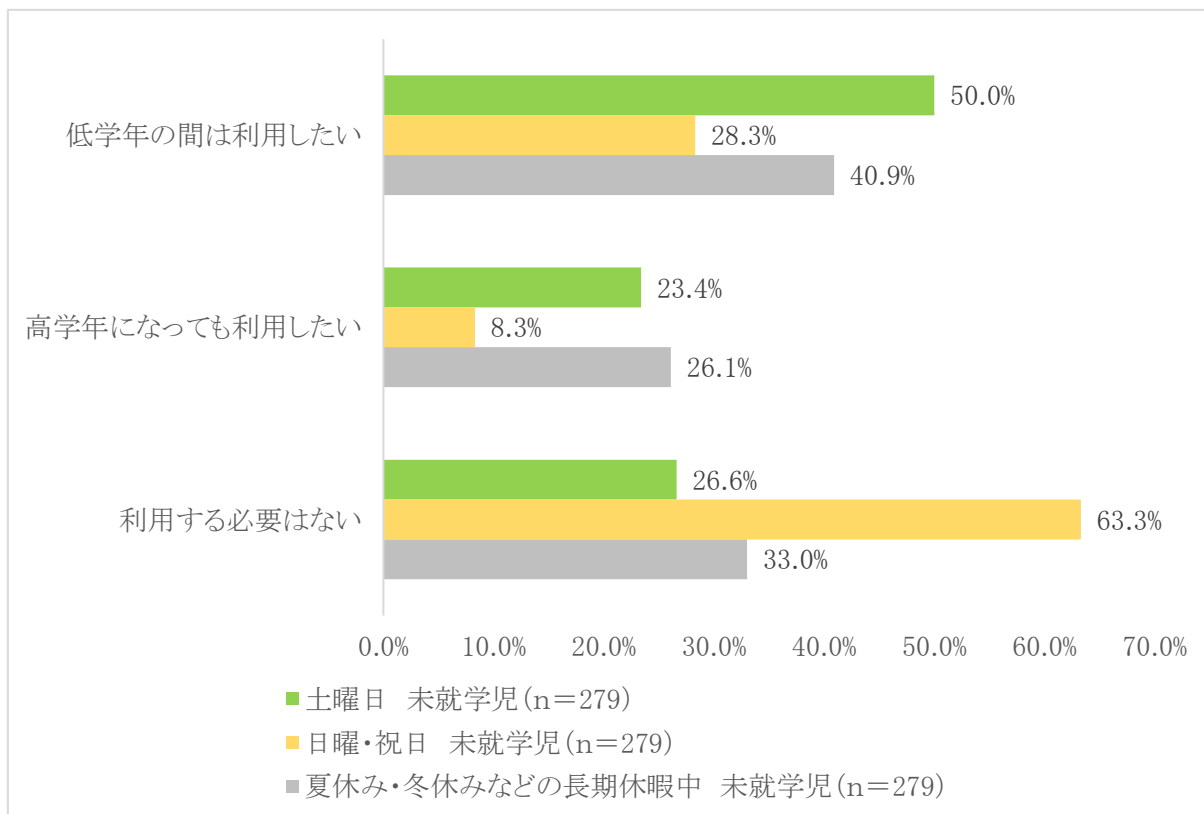
小学校低学年の放課後の時間について、「自宅」「学童保育」が合わせて約6割を占めており、次いで「習い事」「祖父母」「児童センター」の順となっている状況です。

問28 宛名のお子さんについて、小学校高学年(4～6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか



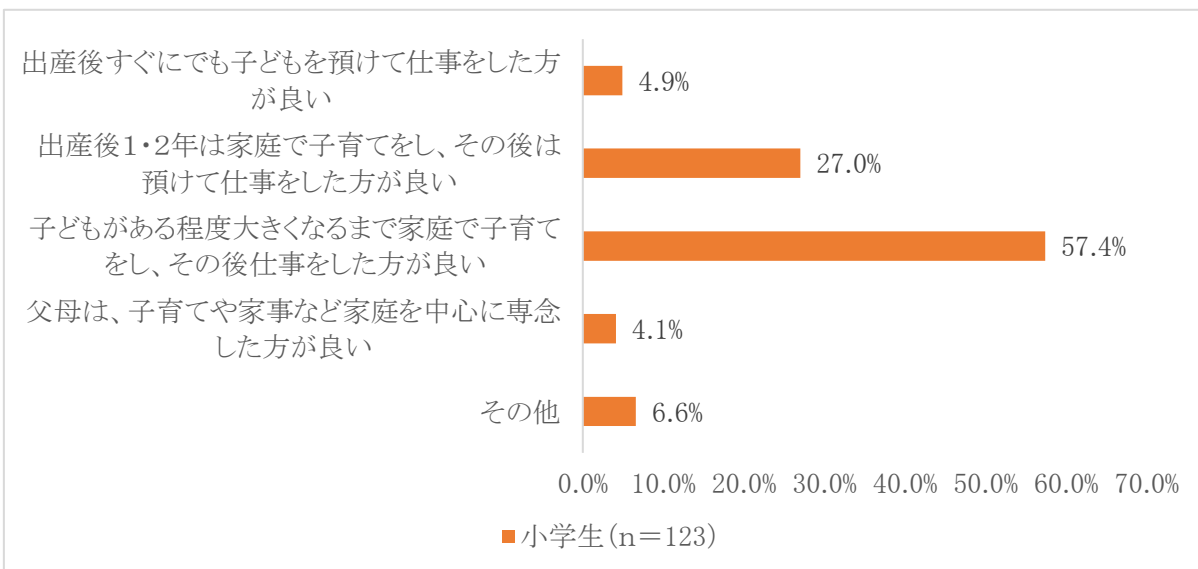
小学校高学年の放課後の時間について、「自宅」「習い事」が合わせて約6割を占めており、次いで「学童保育」「児童センター」「祖父母」の順となっている状況です。

問29・問30 問 27 または問 28 で「5. 学童保育」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日・夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中に、学童保育の利用希望はありますか。



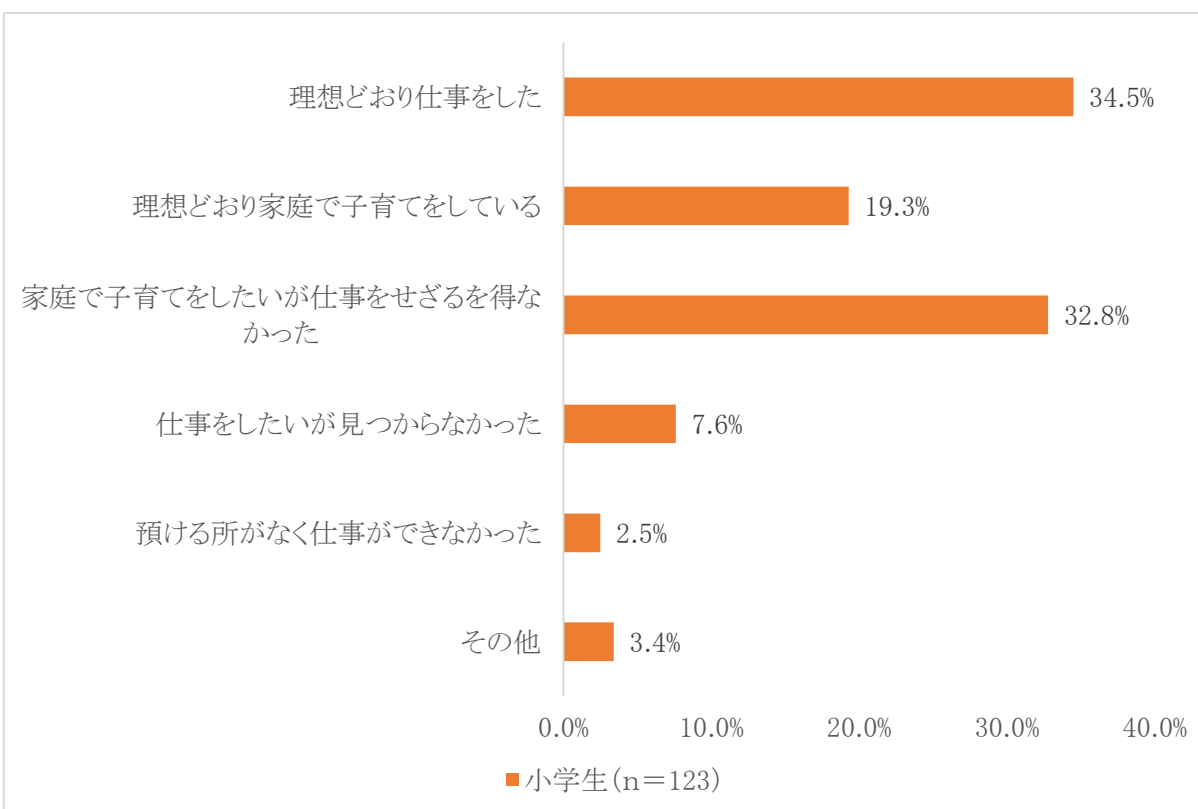
学童保育の土日・祝日、長期休暇中の希望利用について、「低学年の間は利用したい」はそれぞれ高い割合を占めており、「高学年の利用したい」は土曜と長期休暇中が主な理由となっている状況です。また、日曜・祝日については、「利用する必要ない」が最も多い状況となっています。

(問19) 子育てについて、理想としてどのようなお考えをお持ちでしょうか【小学生のみ】



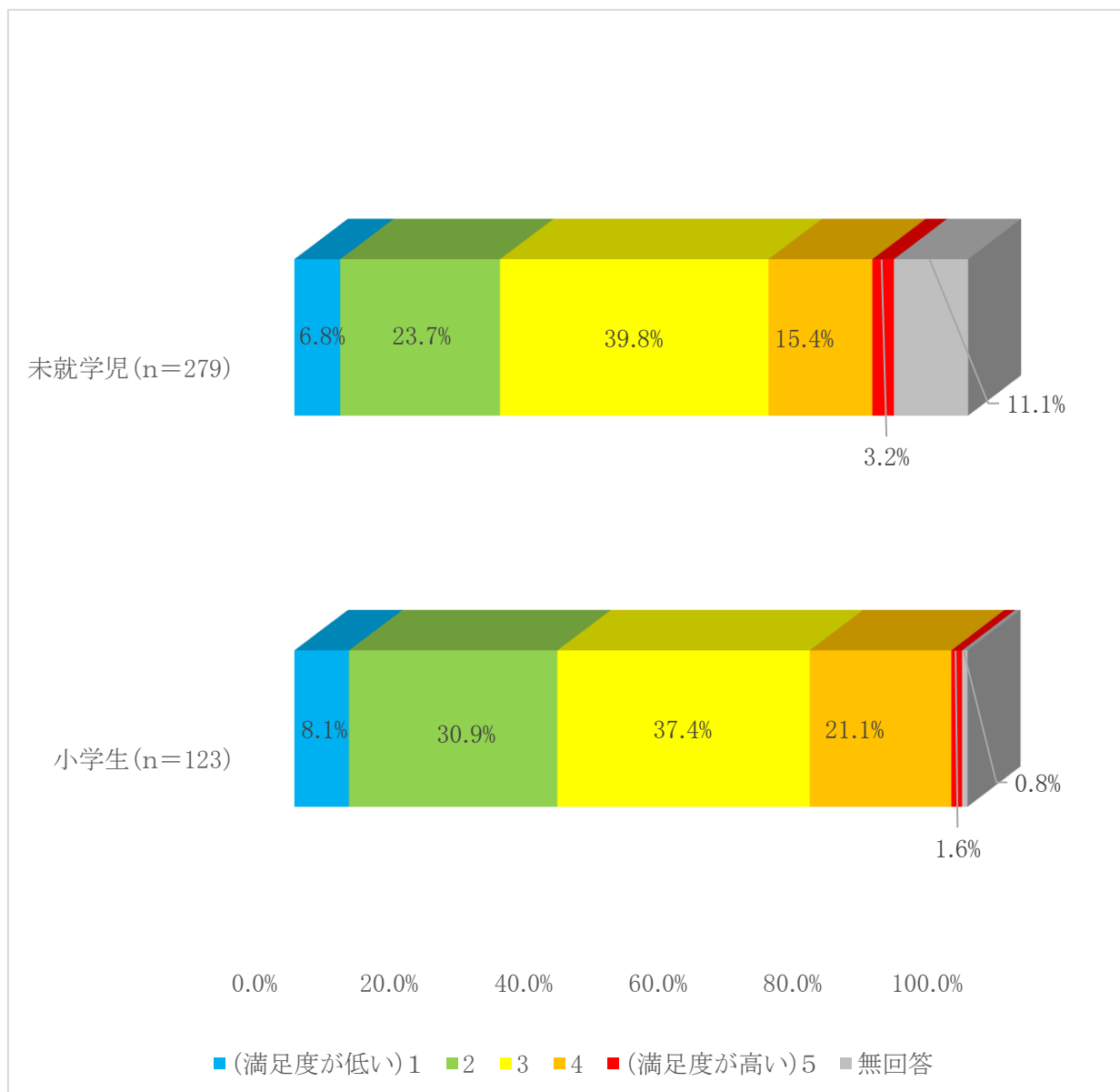
小学生のみの設問であり、「ある程度大きくなるまで」は約6割を占めており、次いで「1～2年」は約3割を占めていて、主な理想の考えはこの2つとなっている状況です。

(問20) (問19)について、実際はどうでしたか【小学生のみ】



小学生のみの設問であり、理想と実際について、「理想どおりできた」が合わせて約5割を占めており、「理想どおりできなかった」が合わせて約4割を占めている状況となっています。

問31(問21) お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について 【共通】



子育て支援に関する満足度について、未就学児は「3(普通)」は約4割を占めており、「4(やや高い)」「5(高い)」を合わせると全体の約6割を占めている状況となっています。
 小学生は「3(普通)」は約4割を占めており、「4(やや高い)」「5(高い)」を合わせると全体の約6割を占めている状況となっています。

自由意見(主な意見・要望等)について

問11(問9) 子育て(教育)をするうえで、周囲(身近な人、行政など)からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。

問32(問22) 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見あればご記入ください。

意見の種類		未就学児	小学生	計
①	幼稚園・保育園について	30	11	41
②	学童保育について	22	7	29
③	病児病後児について	10	8	18
④	一時預かりについて	29	8	37
⑤	母子保健・医療について	18	4	22
⑥	仕事と育児の両立支援について	16	5	21
⑦	経済的支援について	4	6	10
⑧	子育てに関する情報提供について	21	5	26
⑨	公園等の遊び場について	12	16	28
⑩	子育て支援センターについて	13	4	17
⑪	発達支援センターについて	2	1	3
⑫	児童センターについて	5	9	14
⑬	小学校、教育について	6	14	20
⑭	その他	3	4	7
計		191	102	293

① 幼稚園・保育園について(意見総数:41件)

- ◇短時間託児をもっと身近で気軽にできる場所が欲しい(手続きなど)(6件)
- ◇学費や保育料の減額、料金が低い(5件)
- ◇へき地保育所の休所しないようにしてほしい(2件)
- ◇0～2歳児の受け入れ施設がもっと増えればよい(7件)
- ◇現在保育園に預けていますが認定園等の様に預けられる時間が早く又迎えの時間を19時にするなど対応してほしい(5件)
- ◇認可保育所の受入数や、保育士を増やして、子育て環境を充実させて欲しい(10件)
- ◇待機児童などの取り組みにもっと力を入れて欲しいです(2件)
- ◇認可外保育施設には大変お世話になった。補助金があり助かった(4件)

② 学童保育について(意見総数:29件)

- ◇半日や月に二回などの利用が出来ると良いと思う、急な用事やいつでも気軽に預けらる施設だと利用しやすく助かる(4件)
- ◇学童の利用のしやすさをもっと充実させて欲しい。(4件)
- ◇学童利用可能時間の開始と終了時間を長くしてもらいたい。(5件)
- ◇学童保育は小学1～6年生まで利用できるようにしていただきたいです。(10件)
- ◇学童保育の無料化。利用料金が低い(4件)
- ◇春休みやゴールデンウィークも短期の学童保育が使えると良いと思う(2件)

③ 病児病後児について(意見総数:18件)

- ◇子どもを見守る地域の人たちの目、軽い病児を保育してくれる環境(2件)
- ◇いつでもすぐその時に見てもらえるサポートがあれば助かります。(6件)
- ◇体調が悪い時など前もってわからない場合の預け先、育児サポート、育児の悩みを聞いてくれる場(3件)
- ◇病児病後児保育施設、子どもが病気になった時気軽に預けられる施設がほしい(6件)
- ◇病後施設はいらないと思う。他の子の菌をもらってしまう可能性がある(1件)

④ 一時預かりについて(意見総数:37件)

- ◇どんな理由でも(急でも)預かってくれる所があればいいなと思いました(11件)
- ◇夜間見てくれるところがあれば(4件)
- ◇気軽に預けられる所が欲しい 安心安全な場所、人(8件)
- ◇気軽に短時間でも預かってくれるサポート(4件)
- ◇一時預かりの施設・場所の充実をして欲しい(3件)
- ◇親のリフレッシュできる時間が欲しかった(4件)
- ◇緊急時にも対応してもらえる託児施設(2件)
- ◇子供を預ける場所等が少ないし不十分(1件)

⑤ 母子保健・医療について(意見総数:22件)

- ◇身近にサポートしてもらえる人がいないため、産後に利用できるヘルパーサービス等があると嬉しい。(2件)
- ◇2歳児検診があると助かる。(1件)
- ◇医療費の無償化です。子どもは高校生まで(6件)
- ◇夜間診療も行って欲しいです(2件)
- ◇小児科の閉まる時間が早い もっと安心できるように病院も充実してほしい(3件)
- ◇ひとり親世帯でも安心、安全、手軽に子どもを預けられる環境をもっと充実させて欲しい。難病持ち、母子家庭の私には急な通院、入院があると子どもの世話、面倒を見てもらえるのに困ることが多い。(1件)
- ◇産後ケアが充実していたら嬉しい(1件)
- ◇教育費、医療費等、子どもにかかる費用は収入の上限なく面倒を見て欲しい。(3件)
- ◇医療費の(子供)負担が減った事はとてもありがたいです。少しの心配でも、がまんさせる 事なくすぐに診察してもらいやすくなり、このまま継続して頂きたいです。(3件)

⑥ 仕事と育児の両立支援について(意見総数:21件)

- ◇働き方、スタイルによって子どもを預けやすい制度や、選択肢の幅が広がるような施設があるとよい(1件)
- ◇急な仕事の時、土日祝日や保育時間外に子どもを見てくれる場所があるといい(2件)
- ◇美幌町には託児施設のある職場がないので、本当にあればいいのに、と思います(1件)
- ◇パートを続けられるか不安です(2件)
- ◇働きたくても働くには難しいことがありました。(4件)
- ◇未就学児の子どもがいるが今の所サポートもあり、満足している。(1件)
- ◇職場が子育てをしながら働くには過酷。気軽に休めない 時間休はもらえない(7件)
- ◇母子家庭だと、預けて働くところがない。(1件)
- ◇今は共働き家庭も多いので、3歳未満でも預かってくれる施設がもっとあると助かる(2件)

⑦ 経済的支援について(意見総数:10件)

- ◇町外でワクチンを打っても町内で打ったのと同じ負担金になるようにしてもらいたい。(1件)
- ◇ひとり親家庭なのでもう少し手当を充実させて欲しい(2件)
- ◇一般的な世帯だと受けられないサービスが多い。子育てに収入の上限はおかしい(2件)
- ◇小学高学年、中学生になると教育にかなりの金額がかかり家計負担で生活苦になる。最低でも給食費を無料、医療費も無料でいいと思う。(1件)
- ◇低収入者が多いのでこども一人に対しての助成を充実させて欲しい(2件)
- ◇ひとり親家庭に限らず全世帯に補助制度があればいいと思う(2件)

⑧ 子育てに関する情報提供について(意見総数:26件)

- ◇子育てする中で、心配なことを親身になって相談でき、解決に導いてくれるような相談相手がいるといいなと思います(6件)
- ◇イベントや行事、講演会での情報収集、親同士が子育てについて話せる場所づくり(4件)
- ◇保育料や医療費など、だれにでもわかりやすい情報の提示があると良いと思います(3件)

- ◇相談専用のLINEなど、便利なツールがあればもっと気軽に問合せが出来るかもしれない。SNSを開設して、メッセージなどのツールがあると良いと思う。(4件)
- ◇子育てに関する相談窓口があること(6件)
- ◇町外の情報にもっと耳を傾けるべき。魅力のある町にして欲しい(2件)
- ◇産婦人科医が来てほしい(1件)

⑨ 公園等の遊び場について(意見総数:28件)

- ◇幼稚園や木のテラスのような子どもが遊ぶ施設に保健師などの職員に来てもらい相談できる体制(4件)
- ◇外で遊ぶ所をもっと増やして欲しい(3件)
- ◇小学生が思い切り体を動かせる施設が欲しい(4件)
- ◇ワークショップ、広い公園で遊具の充実(5件)
- ◇気軽に遊べる室内があるとありがたい(体育館など)(3件)
- ◇子どもを遊ばせる場や預かってもらえる事業が少ない。(2件)
- ◇公園や子どもが遊べる場所が少ない 施設が充実していない(5件)
- ◇図書館に子供達(たくさんの)が勉強できるスペースを広くしてほしい(2件)

⑩ 子育て支援センターについて(意見総数:17件)

- ◇どんな小さな悩みでももっと気軽に相談出来る場所がほしい(3件)
- ◇一時預かりの利用目的に「親のリフレッシュ」もあるといい(3件)
- ◇どこも人手不足で厳しい(1件)
- ◇支援センターの相談しやすい環境を整えて欲しい(2件)
- ◇子育て支援センターに飲食スペースを作って欲しい。利用時間について、午前と午後で分けなくてほしい(昼をまたいで長時間利用したい)(1件)
- ◇就学後も子育て支援センター、発達支援センターを利用できればうれしい(2件)
- ◇乳児から幼児期、悩みや不安(特に第1子)が多くあった。子育て支援センターの存在はありがたい。若いお母さん方のサポートをできるようスタッフの方々の充実、心身のサポートがあれば良い。(2件)
- ◇働いていて普段子育て支援センターの利用のない場合相談などはできず、病院に行きたい時なども急には頼めない。(2件)
- ◇生後数カ月からでも利用できる子育て支援センターの集まりのようなものがあれば良かった。赤ちゃんとのふれあい、遊びの指導、相談、身体測定など、検診

だけではなく不定期でも開催されていれば、一人で抱え込むことなく気分転換できたのではないかと思う。(1件)

⑪ 発達支援センターについて(意見総数:3件)

- ◇相談できる環境があるのはとても嬉しいので、もっと充実やサポートをして欲しい(1件)
- ◇発達支援センターの料金を補助してほしい(1件)
- ◇子どもが発達支援センター出身。大変お世話になり能力も伸び毎日楽しく学校生活を送っているようだ。先生に異動があるのが残念。専門職なので経験や知識が異動によって活かされず、担当の先生が変わり不安を感じるデメリットにしか感じない。(1件)

⑫ 児童センターについて(意見総数:14件)

- ◇楽しく遊べたり、運動を教えてくれる等子どもが行きたいと思える施設があれば利用したい度はかなり上がると思います(1件)
- ◇児童センターへ行くには遠い(5件)
- ◇利用しやすいと放課後も有意義に過ごせるのではないかと思います(2件)
- ◇生後数カ月からでも利用できる集まりのようなものがあれば良かった(1件)
- ◇児童館があればいいと思う(2件)
- ◇学校のそばに児童館がない(3件)

⑬ 小学校・教育について(意見総数:20件)

- ◇ボランティアで勉強を見てくれる場所(2件)
- ◇少年団や習い事で送迎をしてもらえるボランティアがあれば助かる(有料でも)(4件)
- ◇学力低下や体力低下が気になるので、運動をしたり宿題を見てくれたりすると安心して預けられる(3件)
- ◇各クラスにサポートしてくれる支援員いると安心する 担任以外の先生が足りない(3件)
- ◇グレーゾーンの子達が増えているのに学校の先生方の発達障害の子に対しての知識や接し方が全くわかってない先生が多い。これだけグレーゾーンの子が増えてくる時代なので全ての先生方も療育園の先生方からグレーゾーンの子供の接し方を学ぶ勉強会をすべきだと思います(2件)
- ◇小学生の子供(男子も女子も)が料理を覚えてもらう機会を増やしてほしい(1件)
- ◇スクールバスの利用できる仕組みを見直して欲しい(3件)

⑭ その他(意見総数:7件)

- ◇困った事が起こった際、解決策を一緒に考えてくれるようなサポート(3件)
- ◇時に応じた声かけがあると相談させてもらいやすい(2件)
- ◇仕事以外にもリフレッシュのために息抜きができるシステム(2件)
- ◇母親も働きやすい環境を作っていただけないと、若い方は美幌に住みずらいです。
- ◇保育園の先生方には感謝しかありません。朝早くから夕方まで我が子と共に過ごして下さること、大変だとは思いますが、いつも温かく接して下さりありがとうございます。先生方の待遇が良いものでありますように、お願いいたします。
- ◇子どもと関わるすべての人に自閉症のことを知ったり勉強する機会があればいいと思う。
- ◇共働きが出来るサポート(主に職場からの)
- ◇出生～学童期のいつでも、子どものことをワンストップで相談でき必要なサポートを受けられると良い
- ◇小さい子供がいる家庭が安心して子育てが出来る環境が必要だと思います。出来る事から要望に応じてあげてほしいと思います。未来にとって大切な子供達です。町全体で育てていけるような支援体制が大事なのではないのでしょうか。よろしくをお願いします。
- ◇子育てにおいて、相談したい、サポートを受けたいというニーズは強くあるように思うが、それぞれのタイミング、つながっている場所が合わないとニーズが満たされないように思う。美幌町には保健師さん、保育士さん、先生方、個々に相談できる力を持っている方はいるが、その人たちを統括する組織、町、となると相談体制の弱さを感じます。充実した子育て環境を求めて美幌町に住みたいと思える人を増やすという施策を具体化してほしい。

【2】美幌町次世代育成支援推進協議会の設置に関する条例(抜粋)

美幌町附属機関に関する条例(平成25年3月19日美幌町条例第6号)
(設置)

第1条 法律又はこれに基づく政令に定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規程に基づき、別表のとおり本町に執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる所掌事項について、審査、審議等を行うものとする。

(組織及び構成)

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

第4、5条 (略)

(任期)

第6条 委員の任期は、それぞれ別表に掲げる期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解職することができる。

(会長等)

第7条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。

2 会長等及び副会長等の選任については、それぞれ別表に掲げる方法により選任するものとする。

3 会長等は、当該附属機関の会務を総理する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等かせ欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

(会議)

第8条 会議は、会長等が招集する。ただし、員の任期満了後新たに委員が委嘱された場合又は新たに附属機関が設置された場合において最初に会議を開くときは、執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 附属機関は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議には、関係職員が出席し、説明を行い、及び意見を述べることができる。

第9条 (略)

(秘密の保持)

第10条 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第11条 附属機関の庶務は、それぞれ別表に掲げる主管部局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第12条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、条例で別に定める。

第13 (略)

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以下(略)

別表(第1条、第2条、第3条、第6条、第7条、第11条)…(抜粋)

設置	附属機関名 (設置根拠法令及び関係条例)	所掌事項	定数	構成	任期	組織及び選任方法	主管部局
町長	美幌町次世代育成支援推進協議会 (次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条)	<ul style="list-style-type: none"> ・美幌町次世代育成支援行動計画の策定に関すること ・美幌町次世代育成支援行動計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること ・次世代育成支援対策の推進に関し必要な措置の協議に関すること ・その他町長が特別に必要と認めること 	20人以内	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関係する者 ・福祉・保健・医療又は教育等次世代育成支援に関係する者 ・その他町長が必要と認める者 	2年	会長 副会長 委員 *委員の互選	民生部

【3】美幌町次世代育成支援推進協議会委員名簿

(敬称略)

	団 体 名	氏 名	備 考
1	美幌町民生委員児童委員協議会(主任児童委員)	早田 眞二	
2	美幌町民生委員児童委員協議会(主任児童委員)	井上 裕子	
3	美幌町民生委員児童委員協議会(主任児童委員)	中川 睦子	
4	美幌町自治会連合会女性部会	畑 郁子	
5	社会福祉法人 美幌町社会福祉協議会	藤田 浩孝	
6	美幌町青少年育成協議会	三山 秀市	
7	美幌町PTA連合会	寺田 義博	
8	美幌町小中学校長会	河原 賢	
9	美幌大谷幼稚園	赤岡 道子	
10	美幌藤幼稚園	浅野 裕美子	
11	へき地三地区合同父母の会	山中 雅人	
12	美幌保育園父母の会	永澤 寛樹	
13	美幌町手をつなぐ育成会	牧野 泰乗	
14	美幌町ハート支援ネットワークの会	大高 千悦子	
15	特定非営利法人 ひまわり保育園	贅田 知子	
16	美幌商工会議所	深田 裕二	
17	一般公募	中武 梢	
18	一般公募	藤本 佳子	

【4】美幌町子ども・子育て支援事業計画の策定経緯

1 次世代育成支援推進協議会

	開催日	内 容
第2回	平成30年12月25日	・第2期子ども子育て支援事業計画作成のためのニーズ調査票（案）について ・今後のスケジュールについて
第1回	令和元年11月25日	・第2期子ども子育て支援事業計画説明 ・ニーズ調査集計結果報告 ・今後のスケジュールについて
第2回	令和元年12月27日	・第2期子ども子育て支援事業計画（素案）説明 ・今後のスケジュールについて

2 子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会

	開催日	内 容
第2回	平成30年12月19日	・第2期子ども子育て支援事業計画作成のためのニーズ調査票（案）について ・今後のスケジュールについて
第1回	令和元年11月20日	・第2期子ども子育て支援事業計画説明 ・ニーズ調査集計結果報告 ・今後のスケジュールについて
第2回	令和元年12月18日	・第2期子ども子育て支援事業計画（素案）説明 ・今後のスケジュールについて

第2期美幌町子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)
令和2年3月

発行 美幌町

編集 美幌町民生部児童支援グループ

〒092-8650 北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地

TEL (0152) 73-1111

FAX (0152) 72-4869

<http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/>